

令和6年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び
軽費老人ホームの取組のあり方について
事業報告書

令和7年（2025年）3月

株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所

目次

本事業報告書の活用について	1
I. 事業概要	4
1 背景・目的.....	4
2 事業概要.....	5
3 実施体制.....	6
4 事業スケジュール.....	8
II. モデル施設支援.....	9
1 実施概要.....	9
2 支援結果.....	17
III. 成果報告会.....	65
1 実施概要.....	65
2 意見交換会の議論の概要.....	67
3 アンケート結果.....	69
4 まとめ	77
IV. 検討委員会	78
1 検討委員会における検討について.....	78
V. まとめ	82
1 本事業のまとめ（取組のポイント・留意点）	82
2 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生社会の実現に向 けた取組の在り方及び促進方法と今後の課題.....	92
VI. 参考資料	97
1 関連通知等について.....	97
2 取組報告会の開催後アンケートの意見の詳細について	102
3 取組計画書フォーマット.....	121

本事業報告書の活用について

本事業報告書（以下、本報告書）では、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生社会の実現に向けた取組を促進するため、本調査研究事業で実施したモデル施設支援の具体的な取組内容や、施設が地域共生社会の実現に向けた取組を実施する上でのポイントと留意点等を整理しています。

<主な対象と活用目的・活用方法>

■ 養護老人ホーム・軽費老人ホームの経営層・職員の皆様

本報告書を参考に、地域共生社会の実現に向けた取組の意義・考え方をより身近に捉えていただき、施設における地域共生社会の実現に向けた取組の第一歩を踏み出すことや、既に実施している取組のさらなる展開に役立てていただきたいと思います。

特に、地域共生社会の実現という、ニーズの把握から取組の計画・実施までに、非常に大きな労力と人手が必要で、なかなか一歩が踏み出せない状況にある場合や、何から手を付けたらよいのかなど模索状況にある場合には、本報告書の取組を真似るというよりも、自施設でもできると思われるヒントを得るくらいの気持ちで、まず活用していただければと思います。また、本報告書のモデル施設の取組は、すべてが成功事例というわけではありません。モデル施設がどのような意図や想いで取り組んだのかという背景を知ること、うまくいかなかったことから学べることも多々あります。失敗は成功のもとと言われるように、その時は成功しなくとも、そこからの振り返りが次の成功に向けたステップになると言えます。このため、本報告書をご覧ください皆様は、うまくいかなかったことを踏まえて、次のステップから取組を始めることができますことになります。

さらに、本報告書を自施設内のみで活用するだけではなく、同じ地域の施設や社協などの関係団体、行政等の関係機関、民生委員の方などとも共有して、地域での活動に向けた情報共有や話し合いの場での題材として活用していただくことも一案です。

最後に、モデル施設の取組内容だけではなく、本報告書では取組報告会の内容に加えて、報告会のアンケート結果も紹介しています。今回のアンケートでは、自由記述にも多くの回答をいただきましたので、すべてご紹介しています。色々な課題や不安、これからの活動に向けての意欲など、様々な回答をいただきました。関心がなければ、反応はないと思いますので、今は課題や不安があっても、それを様々な方と共有・検討することで、少しずつ取組の課題や不安を乗り越えて、地域に必要とされる養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの実現を目指していただければと思います。その実現ができたときは、地域共生社会の実現に寄与する養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスになっているのではないのでしょうか。

■ 自治体職員、関係機関、業界団体等の皆様

本報告書をぜひ手に取っていただき、養護・軽費老人ホームが地域に果たす役割や機能へさらに理解を深めていただくとともに、各機関が連携しながら地域共生社会の実現に向けた取組を推進するための一助となることを期待しています。

少子高齢社会の進行とともに、介護（ケア）に対する支援のあり方が大きな社会問題となり、介護保険法以降は、どちらかという介護保険事業に関わる施設・事業所等が注目されてきたと言えます。しかし、近年では介護（ケア）だけでなく、地域生活で様々な課題やニーズを抱えた高齢者が増えてきており、特に単身高齢者の住宅・居住問題は今後の大きな社会問題となる可能性が高いと考えられます。そうした中で、地域共生社会の実現という観点からは、民間の住宅や施設以上に養護老人ホームや軽費老人ホーム・ケアハウスの機能を活かした支援の活用が期待されるとともに、実際に多様な実践や試みが行われてきています。本報告書での取組もその一例と言えます。

ただ、今までにない取組などを行う場合は、行政からの許可等が受けられにくい場合もあり、本報告書の中でもそうした事例が紹介されています。これからの地域共生社会の実現にあたっては、新しいニーズや課題対応にあたり、行政をはじめ、社会福祉協議会などの関連機関との連携・協力が不可欠です。その意味では、ぜひ本報告書から養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスがもつ機能や可能性をご確認いただき、地域社会づくりの一翼として両施設の有効活用をご検討いただければと思います。

最後に、今後の展開に向けた業界団体における活用方法についてです。今回のモデル施設の取組では、事務局等による伴走的な支援の中で取組が行われました。大切なことは、本事業の終了により、伴走的な支援等がなくなっても、取組が衰退してしまわないこと、いかに横展開につなげられるかということです。その意味では、業界団体におかれましては、本文で確認できますように、取組報告会への参加状況等からも、こうした取組に関する関心の高さや支援ニーズがあることを理解し、対応していただくことが肝要だと思います。ぜひ本報告書の取組や取組報告会のアンケート結果などを、業界団体としての支援策（研修案の策定等）を検討する資料として活用していただければと思います。それは、現在入会している施設に役立つのみならず、新規入会の検討にもつながる可能性が高いと考えられます。

＜構成と活用いただきたい項目について＞

本報告書は、以下で構成されています。特に参考として活用いただきたい項目に＊マークと掲載概要を示しています。

図表 1 本報告書の構成と活用項目の概要

- | | |
|-------------|--|
| ● 事業報告書 | |
| I. 事業概要 | |
| II. モデル施設支援 | ＊モデル施設の取組や課題・成果等（事例）を掲載 |
| III. 成果報告会 | |
| IV. 検討委員会 | |
| V. まとめ | ＊取組の手順やポイント・留意点等について掲載 |
| VI. 参考資料 | ＊厚生労働省の関連通知、取組計画のフォーマット
取組報告会の開催後のアンケートの意見の詳細等を掲載 |
| ● 報告書別冊 | |
| 成果報告書資料 | ＊各モデル施設のさらに具体的な取組内容（事例）等を掲載 |

I. 事業概要

1 背景・目的

近年、我が国では、「地域包括ケアシステム」*¹の実現を図るとともに、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現を図っているところである。

こうした複雑かつ多様な福祉的支援を求める声が強まる中、養護老人ホーム・軽費老人ホーム（以下「養護・軽費老人ホーム」）は、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、他の介護保険事業所等と比して、その被措置者数や利用者数は横ばいの状況が続いている。その要因の一つとして、過去の調査研究事業等では他の施設・サービスとの役割の差別化・明確化を含めた、施設の認知度に一定の課題があることが確認されている。このことから、養護・軽費老人ホームにおいては、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

今後、養護・軽費老人ホームの地域共生社会の実現に向けた取組等を促進し、施設が地域における社会福祉ニーズの重要な受け皿としてさらに役割を発揮していくためには、助言や援助等を行うモデル的な伴走支援によるモデル施設の創出、報告会の開催等による地域への横展開、ノウハウの体系化が必要である。

また、社会福祉法人においては、平成 28 年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、地域社会への貢献がこれまで以上に求められているところであるが、先行調査においては、地域共生社会の実現に向けた取組の社会的意義や具体的な取組内容について、一部の施設では十分に理解されていないことが確認されている。このため、地域共生社会の実現に向けた具体的な取組と併せて、その意義についても共有していく必要がある。

本調査研究事業（以降、本事業と称す）においては、養護・軽費老人ホームにおける地域共生社会の実現に向けた取組の促進に向けて、地域共生社会の実現に向けた取組を行う施設への助言や援助等の支援を伴走的に実施することで、モデル施設の創出を図るとともに、成果報告会を開催し、積極的な横展開を図った上で、地域共生社会の実現に向けた取組のあり方と促進方法を取りまとめる。

なお、本事業の実施に際しては、令和 2 年度以降に実施した関連事業を踏まえるとともに、特に、令和 5 年度「養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生社会の実

*¹ 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

現に向けた取組の促進等に関する研究事業」*2（以降、昨年度事業と称す）におけるモデル施設支援等の実施状況を十分に踏まえた上で、有識者、関係者、地方自治体等による検討委員会を開催し、支援内容等を決定する。

2 事業概要

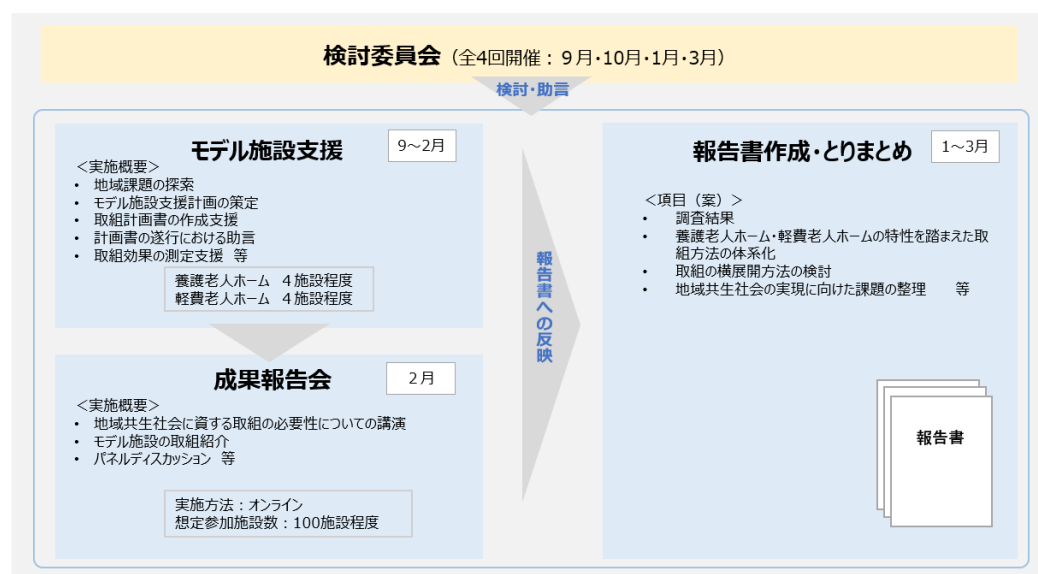
(1) 本事業の概要と全体像について

本事業では、養護・軽費老人ホームにおける地域共生社会の実現に向けた取組の促進に向けて、地域共生社会の実現に向けた取組を行う施設への助言や援助等の支援を伴走的に実施することで、モデル施設の創出を図るとともに、成果報告会を開催し、積極的な横展開を図った上で、地域共生社会の実現に向けた取組のあり方と促進方法を取りまとめる。

図表 2 本事業の概要と全体像

地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について（事業概要）

- 全国の養護老人ホーム及び軽費老人ホームが安定運営を図りつつ、地域の社会福祉における役割を発揮していくために、これまでの措置や契約入所の本来的な役割に加えて、地域共生社会に資する取組が求められている。施設はこれらの取組を通じて、地域の自治体や住民に対するプレゼンスを高め、入所者・入居者の確保に繋げていく必要がある。
- このため、本事業では、地域共生社会の取組を行う施設への支援を伴走的に実施することで、モデル施設の創出を図るとともに、成果報告会を開催し、その取組の横展開を行う。



*2 令和5年度 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業

（事業報告書） https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r05_add09_01jigyohokokusho.pdf

（報告書別冊） https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r05_add09_02jigyohokokusho.pdf

3 実施体制

(2) 検討委員会の設置

本事業の目的を踏まえ、調査内容に関する有識者（学識者、関係団体、自治体等）により構成する検討委員会（計8名）を設置した。構成メンバーは下記の通り。

【検討委員会委員】 ◎委員長

相藤 巨	目黒区健康福祉部高齢福祉課 課長
加藤 保之	栃木県保健福祉部高齢対策課 課長
川西 基雄	一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会 直前理事長
◎北本 佳子	昭和女子大学大学院生活機構研究科福祉社会研究専攻 教授
常盤 勝範	特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会 事務局長
利光 弘文	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 養護老人ホーム部会 部会長
中川 勝喜	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 軽費老人ホーム・ケアハウス部会 部会長
福馬 健一	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 講師

（計8名、敬称略、五十音順）

【オブザーバー】

荒川 透	一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会 理事長
小林 靖	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐
坂野 泰之	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐
鈴木 達也	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 予算係 係長
延澤 真菜	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 予算係

（敬称略）

【運営事務局】

大塚 恒治	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 マネージャー
北野 知裕	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 マネージャー
池永 藍	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアコンサルタント
川北 篤史	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアコンサルタント

(3) 検討委員会の開催

検討委員会の開催方法、開催日時、議題は以下の通り。

<検討委員会開催>

開催方法：オンライン形式

図表 3 検討委員会開催概要

開催回	開催日時	議題
第1回	9月2日（月） 14:00～16:00	・ 事業概要説明 ・ 支援計画の改定案及びとりまとめの方針について ・ モデル施設候補案について ・ 成果報告会開催案について
第2回	10月31日（木） 10:00～12:00	・ 事業概要説明 ・ モデル施設支援状況 中間報告 ・ 成果報告会開催案（修正案）について
第3回	1月14日（火） 14:00～16:00	・ 事業概要説明 ・ モデル施設支援状況 中間報告 ・ 成果報告会周知報告 ・ 事業報告書骨子案の検討
第4回	3月14日（金） 15:00～17:00	・ 事業概要説明 ・ モデル施設支援状況 最終報告 ・ 成果報告会開催報告 ・ 事業報告書の検討・承認

(4) モデル施設支援

モデル施設の地域共生社会の取組の実施支援を通じて、取組の効果や課題、取組のプロセスにおける気づき等の収集、ならびに取組を進める要因を分析すること、養護老人ホーム・軽費老人ホームの特性を踏まえた取組方法の体系化及び地域共生社会の実現に向けた取組の促進方法を取りまとめる基礎資料とすることを目的として、モデル施設への伴走支援を行い、取組のプロセスを含めた成果を取りまとめた。

なお、モデル施設は、検討委員会の委員より推薦のあった、全国の養護老人ホーム4施設（うち1施設は軽費老人ホームを含む法人単位として取組を実施）、軽費老人ホーム4施設を対象とした。

【詳細は、P. 9以降を参照】

(5) 成果報告会

全国の養護老人ホーム及び軽費老人ホームの地域共生社会の実現に向けた取組の促進に向けた普及啓発を図ることを目的に、養護老人ホーム・軽費老人ホームの経営者及び職員をはじめ、自治体、関係団体、その他関係者等の幅広い方を対象に、オンライン形式にて成果報告会を開催した。

【詳細は、P. 65以降を参照】

4 事業スケジュール

事業スケジュールは以下の通り。

図表 4 スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン		★第1回検討委員会 (9/2)		★第2回 (10/31)		★第3回 (1/14)		★第4回 (3/14)
モデル施設支援	モデル施設支援企画・候補募集	モデル施設支援の実施					とりまとめ	
成果報告会	報告会開催案の作成・修正		報告会運営準備		周知・運営準備		●成果報告会	とりまとめ
報告書作成				報告書骨子案の企画・作成		報告書の作成		

II. モデル施設支援

1 実施概要

(1) 目的

モデル施設支援の目的は以下の通り。

<目的>

- ・ モデル施設の地域共生社会の取組の実施支援を通じて、取組の効果や課題、取組のプロセスにおける気づき等の収集、ならびに取組を進める要因を分析すること。
- ・ 上記を踏まえ、養護老人ホーム・軽費老人ホームの特性を踏まえた取組方法の体系化及び地域共生社会の実現に向けた取組の促進方法を取りまとめる基礎資料とすること。

<地域共生社会の実現に向けた取組の促進における課題と解決に向けた方針等>

昨年度事業において確認された、地域共生社会の実現に向けた取組の促進における課題と解決に向けた対応方針等について以下に示す。これを踏まえ、モデル施設支援及び後述する成果報告会の設計を行う。

図表 5 地域共生社会の実現に向けた取組の促進における課題と解決に向けた方針等

施設の課題	対応方針等
・ 何から始めて良いのか分からない ・ 取組手順がわからない	・ 地域共生社会の実現に向けた取組の意義・考え方、詳細な手順等の理解が必要
・ 地域ニーズを十分に把握できていない	・ 行政からの課題提示を待つのではなく、施設から地域ニーズを把握していく姿勢が重要
・ 取組によって生じるリスクに対する懸念がある 例) 送迎時の事故リスクや入所者等が身を隠している等の事情で、外部の方と積極的に交流を行うことが難しい場合の対応等	・ 損害賠償保険等の対応の検討、家族への説明責任（アカウンタビリティ）に関する環境整備等が必要
事業としての課題	対応方針等
・ より多くの養護・軽費老人ホームの地域共生社会の実現に向けた取組の普及	・ 施設の種別や規模、地域支援における取組の経験の有無等に鑑みた多様なモデル施設の育成 ・ <u>支援が必要なポイントの更なる検証及び体系化</u> ・ <u>特に、継続的な取組の経過を踏まえた情報収集・分析</u> ➤ <u>地域ニーズの把握、場合によっては、地域ニ</u>

	<u>ズの把握のあり方やそれに関する自治体との連携・協働のあり方</u> ➤ <u>取組の手順の体系化</u> <u>(PDCA サイクルの確立)</u> ➤ <u>評価指標の可視化に向けた検証</u> ・ モデル施設による成果報告会の開催等の普及啓発活動の実施、参加者の反応のモニタリングと次の打ち手の検討
--	--

※対応方針等の下線はモデル施設支援における重点取組

(出典:令和 5 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生 社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業 報告書 P.94 より一部改変)

(2) 支援対象

モデル施設支援の支援対象・選定方法等は以下の通り。

<支援対象>

- ・ 養護老人ホーム：4 施設
(うち 1 施設は軽費老人ホームを含む法人単位として取組を実施)
- ・ 軽費老人ホーム：4 施設

※ 検討委員会の委員より推薦のあった養護・軽費老人ホームを対象とする

<モデル支援施設候補の定義・選定方法等について>

図表 6 モデル支援施設候補の選定方法等

	新規支援施設	継続支援施設
定義	今年度新たに本事業へ参画する モデル支援施設・法人	昨年度のモデル支援施設・法人

狙い	・ 地域共生社会の実現に向けた取組の経験の有無にかかわらず多様な施設に対して支援を通じた、課題や気づき、効果等の収集・分析 ・ モデル施設支援計画の検証 ・ 取組計画の可視化	・ 地域共生社会の実現に向けた継続的取組または新規取組のモニタリング及び課題、気づき、効果等の収集・分析 ・ モデル施設支援計画の検証 ・ 取組計画の可視化 ※新規取組を支援する場合は、どのように取組のPDCAサイクルを生み出しているのかその要因を探索する
支援方針	・ 支援計画を踏まえ、各施設の事情や取組の特性に応じた対応を行う。 ・ 実施する取組の方向性の検討から具体的な取組の実施までの一連の流れの支援を行う ・ スタートアップから実際の取組の実施に至る一貫通貫の手順を確認する	・ 支援計画における「4. 取組の実施」「5. 取組の振り返り」の部分を重点的に支援する。 (例) 取組検討中に想定していなかった課題とその対応、思うように効果が得られなかった際の対応など ・ 昨年度の取組の経過をモニタリングするとともに、再度アセスメントを行い、取組を見直す ・ 取組の状況や成果に応じて取組内容を改善するPDCAサイクルの意義を確認する(準備段階含む) ・ 取組そのものをより良い形にするとともに、前の段階に立ち戻る手順を支援する
選定方法	検討委員会において推薦のあった養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して、選定要件を踏まえ選定する	—

選 定 要 件	<基本要件> ・ 実行体制を整備できること ・ 施設内の合意形成を図ることができること ・ 取組に対する意向があること ※これまでの取組経験の有無は問わない <推奨要件> ・ 地域のニーズと取組内容(施設として取り組もうとしている課題)が合致しているか ・ 自治体等の協力等が見込めるのか ・ 他事業への展開が考えられるか	—
------------------	--	---

(3) 支援方法

訪問並びに Web による地域共生社会の実現に関する取組の実施支援

※ 伴走支援については、最低 3 回の訪問と隔週（最初の 1 カ月は毎週）でのオンラインミーティング、随時の相談対応等の実施を基本とする。ただし、モデル施設の求めがある場合には、柔軟な対応を検討する。

(4) 主な支援内容

モデル施設支援の主な内容は以下の通り。詳細については、事業期間等を踏まえた上で、原課様と相談のうえ検討委員会事務局から提案し検討委員会にて検討の上、決定した。

図表 7 主な支援内容

地域共生社会の取組に関する主な支援内容
1. 地域共生社会の実現に向けた取組計画の策定
2. 地域共生社会の取組の実施に対する課題や促進要因の分析、助言等の支援 ※必要に応じて、他施設での事例の紹介や委員会での意見等のフィードバックの実施
3. 各施設の取組効果の測定支援
4. 成果報告のとりまとめ

＜地域共生社会の実現に向けた取組について＞

地域共生社会の実現に向けた取組としては、施設を拠点とした地域のネットワークを構築するもの、地域での自立した生活や転居等も含めた施設への一時的な入居支援等を想定している。

（想定する取組の例）

- ① 入居困難者等への入居支援
例：入居困難者の入居体制の整備や関係機関との情報連携
- ② 施設を活用した地域へのサービス提供
例：認知症カフェ等の居場所づくり、外出や買い物支援サービス、体操教室の開催
- ③ 地域連携・地域ネットワークの構築
例：自治体や地域の協議会の設立、多職種が連携したネットワーク会議の開催
- ④ 地域における相談支援やアウトリーチの実施
例：地域に開いた相談会の開催や、地域の通いの場や集会への訪問
- ⑤ その他、地域共生社会を目的とした取組
例：多文化共生や児童・障害との連携を目的とした取組 等

※ 地域共生社会の実現に向けた取組は、各地域の課題・ニーズをもとに施設の意向等を踏まえ決定する。

主な支援内容は以下の通りである。詳細については、事業期間等を踏まえた上で、厚生労働省高齢者支援課と相談のうえ検討委員会事務局から検討委員会に提案、検討頂き決定した。

また、地域共生社会の実現に向けた取組は、各地域の課題・ニーズをもとに施設の意向等を踏まえ決定した。

＜主な支援内容＞

① モデル支援計画の策定

モデル施設への支援は、昨年度事業において一般的な PDCA サイクルを踏まえて作成した、「支援計画骨子」を参考としつつ、実際の取組の特性に合わせた支援・対応を行った。支援計画の実施手順・実施概要は下記の通りである。

図表 8 支援計画骨子

※新規実施の場合。時期は目安、赤字は今年度に新規追加

時期	実施手順	実施概要
9月中旬	0. 事前準備	・施設代表者への事業概要説明 ・地域課題・施設の課題や現状等の聞き取り ・プロジェクト実施体制の整備のご依頼 (地域の協力者の検討を含む)
9月下旬	1. キックオフミーティング	・プロジェクトメンバーへのご挨拶 ・事業概要・実施事項・スケジュール説明 ・地域共生社会の実現に向けた取組の意義・考え方の共有
10月上旬	2. 課題の整理と取組の決定支援	・地域課題の確認（ニーズの収集） ※自治体等への働きかけを積極的に検討 ・地域共生社会の実現に係る施設としての課題の洗い出しと整理 ・課題に対する取組と目指すべき方針の決定
	3. 取組に向けた準備支援	—
～10月下旬	・取組計画の作成	・取組計画の作成支援（スケジュール、KPIの設定等への助言） ※取組で懸念されるリスクについても検討
～11月上旬	・取組計画の共有	・周知対象の確認 ・キックオフ宣言等、取組の共有方法の確認 ・協力者の巻き込みに関する相談支援
～11月下旬	・その他	・その他準備に必要な事項の確認・相談支援
12月上旬 ～2月中旬	4. （試行的）取組の実施	・試行的な取組の確認・相談支援 (取組における課題等の確認・相談) ・取組計画の修正
2月中旬 ～2月末	5. （試行的）取組の振り返り	・地域活動の取組の効果の確認 (小さな成功事例の収集等) ・取組のとりまとめ（特にマネジメントや各手順における苦勞・工夫した点を収集） ・次のアクションに向けた方針の決定

② 取組に対する助言

支援計画骨子に基づいた進行を行うとともに、先進事例の紹介や取組の実施方法に対する助言を行った。

③ 取組計画の作成

各施設において、本年度から次年度以降のアクションについて整理を行う為に、取組計画を作成した。毎回の支援における議論の内容を踏まえ、事務局にて作成した取組計画書の様式に落とし込みを行った。取組計画書には次の内容を記載している。

図表 9 取組計画書の内容

I 計画の目的（施設・法人として目指す姿）

取組計画の根幹となる、施設・法人の理念・指針等を記載している。

II 目的達成のために実施する取組

地域が抱えている課題を解決するために、具体的に実施する取組の種類・取組の名称・実施期間・実施場所を記載している。

III 実施する取組の目標（地域の課題と解決の方針）

地域が抱えている課題と、その課題を解決するための方針を記載している。

I～IIIを通じて地域が抱えている課題に対して、施設・法人の理念に基づきどのような取組を実施するのか整理を行っている。

IV 実施体制

取組実施のための内部の実施体制を、取組に参加する経営者・職員等を「プロジェクトメンバー」として記載している。プロジェクトチームについては3名以上を前提とするが、取組の性質や規模、施設の実状に合わせて設定している。

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等（連携先）

取組の実施の効果を最大限に発揮するには施設・法人単独ではなく地域への連携が必要不可欠である。実施に向けた所轄庁の許認可、実際に実施する取組への参画・協力・周知の依頼等必要な内容を記載している。

VI 取組の目標とする成果

取組実施に際しては、目標とする成果をプロジェクトメンバー内で共有することが、携わるメンバーの意欲向上や進捗管理に有効である。取組の目標と成果を、定量的評価と定性的評価の種別で区分し、それぞれの到達目標と測定方法、測定時期を明記している。

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

取組の効果を最大限に発揮するには、既存の取組や新規に実施する新たな取組との連携が重要であり、これにより相乗効果を期待できる可能性がある。これらの取組を整理した上で、連携が期待できる部分についての記載を行っている。

VIII スケジュール

プロジェクト期間内のスケジュールを記載し、各回で実施する内容と目標、次回の TODO を管理することで進捗管理を行っている。また、進捗や取組内容に変化が生じた場合の修正や振り返りを行うための指針としても機能している。

IX 今後の展望

取組については、目標として定めた期間だけでなく、施設・法人の指針理念に基づき中長期的に実施することを期待している。1年後、2年後といった将来の目標を整理し、それに基づいて実施期間の取組へのバックキャストを行う方針である。

(5) 支援時期

令和6年9月～令和7年3月（とりまとめを含む）

2 支援結果

(1) 各モデル施設支援結果の概要について

各モデル施設の取組概要ならびに、支援結果は以下の通り。

図表 10 モデル施設及び取組概要等

#	区分	施設 類型	所在地	施設名	取組の概要	ページ
1	継続	養護老人 ホーム	奈良県 御所市	社会福祉法人カトリック聖ヨゼ フ・ホーム 養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム	居住支援法人・自立準備 ホームの実施	18
2	継続	養護老人 ホーム	福岡県 大川市	社会福祉法人大川医仁会 養護老人ホーム明光園	地域の学校との 交流事業の実施 (不登校児の継続的な支援)	25
3	継続	養護・軽費 老人ホー ム	東京都 杉並区	社会福祉法人浴風会 浴風園(養護) ／浴風会松風園(軽費)	地域に向けたアウトリーチの 実施	28
4	<u>新規</u>	養護老人 ホーム	北海道 余市町	社会福祉法人徳風会 養護老人ホームかるな和順	町営住宅を利用した多様な 方への入口・出口支援	31
5	継続	軽費老人 ホーム	徳島県 徳島市	社会福祉法人 あさがお福祉会 ケアハウスあさがお	居住支援法人の実施に 向けた立ち上げ準備	39
6	<u>新規</u>	軽費老人 ホーム	広島県 呉市	社会福祉法人呉ハレルヤ会 呉ベタニアホーム	地域交流カフェの実施	45
7	<u>新規</u>	軽費老人 ホーム	長野県 長野市	社会福祉法人エマオ会 ケアハウス・エマオ	「身寄りのない方」への支援 に関する地域への周知	52
8	<u>新規</u>	軽費老人 ホーム	北海道 札幌市	社会福祉法人宏友会 ケアハウス藤花	法人各事業所を通じた、地 域共生に向けた活動の展開	58

1. 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフ・ホーム 養護老人ホーム聖ヨゼフ・ホーム

<基本情報>

- ・ 施設類型：養護老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）
- ・ 定 員：50 名（生活管理指導短期宿泊事業 2 名含む）
- ・ 所 在 地：奈良県御所市戸毛 54-6

<取組について>

① 取組概要

聖ヨゼフ・ホームは、地域の高齢化や居住支援の必要性の高まりを背景に、「措置入所」「契約入所」に加え、新たに「居住支援法人」および「自立準備ホーム」を実施することで、多様なニーズに応える「クアッド（4 つの）福祉」を展開している。

特に、「制度の狭間で支援が届きにくい要配慮者」を地域で包括的に支援し、地域共生社会の実現を目指した先進的な取組を推進している。本年度は正式に実際の居住支援活動および自立準備ホームの具体的な運営を開始した。特に、昨年度に課題としてあがった周知不足・地域連携不足に対して、取り組み計画に基づき施設ホームページのリニューアルやリーフレット作成、地域の不動産会社・社協・地域包括支援センター等との協議を具体的に進め、実効性ある体制づくりを実施している。

② 昨年度事業の取組状況と分析結果（今年度の開始時点・継続施設のみ）

昨年度は居住支援法人の県認可を取得済みであり、自立準備ホームについても法務省（奈良県保護観察所）への登録準備を進めていたが、実際の活動開始には至っていなかった。しかし、取組の方向性を明確化しプロジェクト体制を構築したほか、不動産業者や自治体など外部機関との連携や地域への周知活動の基礎づくりを進めることができた。特に、外部との連携強化の必要性和、周知ツール（ホームページやリーフレット等）の重要性について具体的な課題整理が進んだことが成果となった。

③ 課題と背景

御所市の高齢化率が 42.1%と非常に高く、住宅確保が困難な高齢者が増加している。措置入所・契約入所では対応できない、住まいと生活支援に関する地域課題が顕著となり、養護老人ホームとして地域公益事業を拡充する必要性が高まっていた。

④ 期待する効果

養護老人ホームの機能を拡大した「クアッド福祉」を展開することで、措置入所や契約入所のみならず、居住支援法人や自立準備ホームを通じて、地域の多様な居住ニーズに包括的に対応可能となる。

また、「断らない福祉」を実践することにより、地域共生社会実現に向けて福祉のセーフティネットとしての役割を果たし、施設の公益的価値向上に寄与することが期待される。

⑤ 取組における主な課題と対応

【課題① 地域への周知不足】

取組み実施の課題として、受け皿となる施設そのものの認知度不足がまず課題となる。ホームページを全面的にリニューアルし、取組を明確にカテゴライズした上で、施設ホームページや法人・施設の SNS 上で取組みの周知を行っている。また、デジタルだけに絞らず従来の紙媒体についても念頭に置いて、施設の取組を詳細に示したリーフレットを作成し、行政の窓口においていただく等、関係機関に効果的に情報提供を行った。

高齢者世代や行政職員が紹介に活用することも想定した従来の紙媒体と、子・孫世代を見据えたホームページや SNS 等のデジタルを活用したハイブリッドの告知で、全世代向けに向けた周知を意識した。

【課題② 地域連携体制の不足】

特に居住支援法人の取組の実施においては、入口である各種相談窓口と出口支援である地域の不動産業者とのパイプ作りは必要不可欠であった。従来から措置や委託事業等で連携を行っている行政のほか、施設長のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の研修参加を通じて、同研修に参加していた地域の社会福祉協議会や地域包括支援センターとのパイプ作りにつながった。

また、取組みを通じて自立準備ホームでは保護司会、居住支援法人の実施では不動産会社との定期的な連携体制を具体化し、実践的な情報共有や連携活動を継続している。

【課題③ 職員の理解不足や心理的負担】

取組に対して、職員が受け入れに対して不安に感じるものが想定された課題に対して、全国居住支援法人協議会や奈良県内の更生支援連携プロジェクトである「あしかプロジェクト」が実施する研修に総合施設長と施設長が参加したうえで、施設内で研修内容の共有化を行っている。

また、施設長が中心になって自立準備ホームにおける具体的な受け入れ事例を進めたことを通じて、他の一般職員も実践経験を積み、職員の心理的負担や懸念の解消が図られた。

⑥ 現在までの成果等

昨年度に居住支援法人の奈良県知事指定（令和 5 年 10 月）と、自立準備ホームの法務省登録（令和 5 年 8 月）を正式に取得し、昨年度の準備を通じて本年度に本格的に取り組み

を開始した。これまで措置入所や契約入所のみでは対応が困難だった、制度の狭間にある方々への実効性ある支援を行った。

居住支援法人としては退院後の住居がない高齢患者への不動産仲介支援や、寡婦世帯の住居の確保に関する相談対応を行った。また、自立準備ホームでは、刑務所から出所した高齢の元受刑者の受け入れを3か月間実施する等、具体的な支援実績を挙げている。居住支援法人の実施においては外部と連携し、不動産業者と定期的な情報交換を行い、年代を問わず住居の確保に課題を抱える人の住まいの確保を支援する仕組みが構築されつつある。

また、昨年度の課題であった地域への広報・周知不足については、施設ホームページを大幅にリニューアルし、「4つの福祉」を目的とした事業・サービス（措置入所、契約入所、居住支援、自立準備ホーム）を明確に分類した情報発信を展開した。ホームページにはブログ機能を導入し、SEO対策も実施した。

また、取り組みを進める中で地域の社会福祉協議会、地域包括支援センター、保護司会、不動産業者等への認知度の向上に寄与し、御所市のみならず隣接する大和高田市や橿原市など周辺自治体からの相談が増えるなど、地域における取組の理解と信頼の獲得にも繋がっている。

さらに、職員に対して全国居住支援法人協議会や奈良県地域定着支援センター長の研修や「奈良県あしかプロジェクト」が実施する研修会、自立準備ホーム研修会等への施設長・職員同席による参加を実施し、職員の知識・理解・経験の向上が進んだ。特に刑務所訪問による事前面談や、施設長の初日の宿直対応等への配慮により、自立準備ホームの元受刑者の受け入れに関して職員が抱える心理的な不安や抵抗感を緩和することができた。これにより、職員が福祉的な対応に集中しやすい環境を整えることができ、今後のさらなる支援事例の受入れにつながる体制整備も進展した。

以上のように、本年度は具体的な支援実績の蓄積、広報・周知の強化、地域連携体制の構築、職員の理解促進と心理的な不安解消という観点から、昨年度に残された課題を明確に解決し、着実な成果を挙げている。

⑦ 今後の対応方針

今後は、取得した居住支援法人および自立準備ホームの認可を基盤に、実践的な支援活動を着実に展開し、さらなる実績の積み上げを目指す。特に自立準備ホームでは、今回の高齢受刑者受け入れ事例で得られた体験や課題を踏まえ、受け入れ体制のさらなる充実やノウハウ蓄積を進める。今後の受け入れに備え、奈良県地域生活定着支援センターや地域の医療機関との関係を一層強化することで、円滑な受け入れ態勢を整備する。また、居住支援法人としての活動においては、不動産業者、自治体、病院の医療ソーシャルワーカーとの連携をさらに深め、入院・退院後の居住支援に係るニーズに迅速に対応できる体制を確立する。

さらに、ホームページおよびリーフレットを活用した地域広報活動を継続的に推進し、「クアッド（4つの）福祉」の概念を地域住民や関係者に広く浸透させる。並行して、実績を基に全国規模の研修やセミナー等の場を通じて、養護老人ホームの公益的な新たなモデルとしての「令和な養護老人ホーム」の取組を積極的に発信し、全国への横展開を図る。さらに、職員に対する定期的かつ体系的な研修を継続し、施設職員全体のスキルアップと意識向上を図り、持続可能な運営基盤の確立を目指す。

⑧ 本取組におけるポイント

本取組の最大のポイントは、養護老人ホームが措置入所や契約入所といった従来の枠組みに捉われず、制度の狭間にある要配慮者に対する包括的な居住支援（居住支援法人）や自立支援（自立準備ホーム）を融合した「クアッド福祉」という新たな福祉モデルを構築し、実践した点である。

具体的には、地域の不動産業者や自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、保護司会等の多様な地域関係機関との緊密かつ定期的な連携体制を構築し、地域住民の福祉課題を迅速かつ包括的に解決できる体制を整備した。また、職員教育においても、自立準備ホームや居住支援法人の先進的な活動に伴う職員の不安や知識不足を丁寧な実践事例の積み重ねや研修を通じて解消し、施設職員全体で「断らない福祉」という理念を共有することができたことも重要なポイントであると考えられる。

さらに、ホームページやリーフレット等、具体的で戦略的な情報提供ツールの活用による地域社会への積極的な情報発信を通じ、地域住民や関係機関における取組の認知度を向上させることができた点も評価される。これらを通じて、法人・施設として考える養護老人ホームという枠組みを超え、地域における福祉インフラとしての役割を明確に示し、地域共生社会の実現に寄与する新たな養護老人ホームモデルを確立する道筋を示した点が、本取組の重要なポイントとなった。

⑨ その他（モデル施設の声）

今回の老健事業を通して、養護老人ホームのそもそもの役割や機能そして、使命や存在意義が“より”明確になったと思います。「困りごと」の種類が何であっても分け隔てなく、小さな人、声を出せない人、生きづらさのある人、行き場のない人を措置入所であれ、契約入所であれ、居住支援であれ、自立準備ホームであれ、とにかくにも受け入れるということは、地域共生社会の実現という時代の要請のなか必要不可欠なことであり、改めてこれからも福祉的・養護的理念《寄る辺（たよるところ）やよすが（たよる人）なき方に福祉を届ける》を証しして行きたいと強く感じ入る機会となりました。

これからも福祉としての不変的な価値ある役割を徹底的に追求すると同時に、時代や年代や世代によって大きく変化する福祉に対する価値観に順応できる運営が「令和な養護」であり、温故創新（古き福祉から学び、新しき福祉を創る）の運営視点とめざすべき方

向性は必要不可欠であることを、改めて強調しておきたいと思います。これからも、養護老人ホームならではの…「福祉」を重ねて行き、「強くて優しい“令和な養護老人ホーム”」をとことん実践できるよう、従来の措置を越えた経営≒継営をめざしていきたいと思います。（総合施設長 平岡毅 氏）

<実施スケジュール及び実施概要等>

モデル施設支援は、以下のスケジュールにて実施した。

図表 11 実施スケジュール及び実施概要等

実施日	方法	概要
令和5年 12月22日	Web 会議	・事業概要及び実施事項の紹介 ・取組に関する意向の確認
令和6年 1月15日	Web 会議	・プロジェクトチームの組成 ・課題の整理 ・取組の方向性の決定
令和6年 1月29日	Web 会議	HPのリニューアル/リーフレットの作成に盛り込む内容の協議 地域との連携先の協議
令和6年 2月	Web 会議	自治体・社協・関係団体・不動産業者への居住支援法人等の実施に関する周知の実施
令和6年 2月14日	訪問	デザイン会社同席のもと HP・リーフレットに盛り込むメッセージ性やレイアウトについての協議
令和6年 2月		不動産業者への双方向の連携に関する依頼の実施
令和6年 3月1日	Web 会議	HP・リーフレットによって期待される効果に関する協議 不動産会社との連携状況の確認
令和6年 3月14日	訪問	取組計画書の確認 振り返りの実施
令和6年 10月15日	Web 会議	昨年度作成した計画書をもとに取組の実施状況の確認
令和6年 12月26日	訪問	取組の実施状況・課題の確認 2年間の取り組みの振り返り
令和7年 2月21日	Web 会議	取組報告会

※ 上記の他、事前説明とキックオフの調整、メール・電話等で適宜進捗状況の確認や取組計画の見直し等を実施した

＜取組計画＞

取組計画は以下の通り。

図表 12 取組計画

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

「絶対に断らない！」をモットーに、住まいに課題を抱えるあらゆる人に、養護老人ホームの役割である措置入所に
契約入所・居住支援法人・自立準備ホームの「4つの支援」を実施する

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
居住支援法人 自立準備ホーム	居住支援法人の実施に向けた連 携と周知(仮称)	令和6年度～	実施:御所市の拠点 対象地域:奈良県内外

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

居住支援法人・自立準備ホームの本格的な実施に向けて準備を行う

IV 実施体制

＜プロジェクトチームの体制と役割＞

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		総合施設長	法人内両拠点施設	統括責任者
2		施設長	聖ヨゼフ・ホーム	プロジェクトリーダー
3				
4				
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「○」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のまま構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

＜プロジェクトミーティング＞

- ◆ 随時
- ◆ 開催場所:会議室

※プロジェクトミーティングの結果は議事メモとして、事務局へご提出ください。

＜その他特記事項＞

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等（連携先）

	連携先	連携内容	窓口担当
1	御所市	居住支援法人等の実施に関する情報共有の実施	施設長
2	御所市社会福祉協議会	居住支援法人等の実施に関する情報共有の実施	施設長
4	不動産業者	居住支援法人の実施に向けた双方向の連携	施設長
5	奈良県居住支援協議会	居住支援法人の実施に向けた情報提供・連携	施設長
6	奈良県地域デザイン推進局 住まいまちづくり課住まい支援係	居住支援法人の指定・指導、研修情報の提供等	施設長
7	奈良県地域生活定着支援センター	自立準備ホームの実施に向けての研修・対象者に関する連携	施設長
8	ワンネス財団	対象者に関する連携・研修会実施等	施設長
9	日本自立準備ホーム協議会	自立準備ホームの実施に向けた協議会への登録	施設長
10	保護観察所	自立準備ホームの実施に向けた協議会への登録・指導対象者に関する連携	施設長
11	HP制作会社	HP/リーフレットの作成委託	施設長

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量的	周知のためのHPのリニューアル /リーフレットの作成	盛り込む内容の 確定	骨子案の完成	3月
2	定量的	地域への周知の実施	自治体等への 周知の実施	地域への周知の実施	3月
3	定量的	外部研修会への参加(居住支援法人): 地域ネットワークリーダー研修会/奈良県居住支援協議会総会/全国 居住支援研修会/コミュニティソーシャルワーク実践研修	研修の参加 ネットワークづくり	研修会への参加	3月
4	定量的	外部研修会への参加(居住支援法人)(自立準備ホーム): あしかプロジェクト研修/近畿自立準備ホーム研修/地域生活定着 支援センター研修	研修の参加 ネットワークづくり	研修会への参加	4月
5	定量的	内部研修会の実施 ①職員へ取組の周知を行う研修 ②取組実施に向けたスキルアップ研修	職員のスキル向上	研修会の実施	5月
6	定量的	不動産会社との連携の実施	1業者以上	連携の実施	3月

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	入居困難者への入居支援	入居困難者の入居体制の整備や関係機関との情報連携
2	施設を活用した地域へのサービス提供	認知症カフェ等の居場所づくり
3	地域連携・地域ネットワークの構築	居住支援・自立準備に関する各種協議会への参加によるネットワーク づくり
4	地域連携・地域ネットワークの構築	不動産会社のネットワークを活用し、居住支援の実施に繋げる
6	地域における相談支援やアウトリーチの実施	相談窓口の実施と支援への連携
6	全国への展開	総合施設長が講師を務める各種研修及び HP・動画を活用した取組の全国への周知

2. 社会福祉法人大川医仁会 養護老人ホーム明光園

<基本情報>

- ・ 施設類型：養護老人ホーム
- ・ 定 員：50 名
- ・ 所 在 地：福岡県大川市北古賀 559-1

<取組について>

① 取組概要

地域の不登校児の居場所づくりを目指した、不登校児の施設見学会及び地域勉強会の実施に取り組む。

② 昨年度事業の取組状況と分析結果（今年度の開始時点・継続施設のみ）

昨年度は、課題を明確にするため、市内の中学校へのヒアリング、教育委員会への打ち合わせを実施した。また、児童の受入においては、専門的な知見を基に実施していく必要性から市内で既に不登校児の受け入れを実施し、スクールソーシャルワーカーを擁する「りんどう教室」との連携を行うことを合意した。

③ 課題と背景

施設が所在する大川市は、子育て支援に熱心であり、その結果として若い世代の流入が多く、地域において核家族化が進んでいる。これにより、地域内で高齢者と接点のない家庭が増加している状況である。

職員の子どもが通う地域の中学校では、不登校の生徒が課題となっており、地域の施設として、不登校の生徒に対する社会参加のきっかけ作りを提供できないかという考えがある。

④ 期待する効果

不登校児の居場所としてすぐに機能することは難しいが、りんどう教室やスクールソーシャルワーカーとの交流を絶やさず見学会や勉強会を実施していくことで、徐々に不登校児の居場所としての認知が進むことを狙う。また、地域の課題として取り組む姿勢を地域の住民に見てもらうことで、支援の輪を広げていくこと。

⑤ 取組における主な課題と対応

本年度においては、4月以降の通常業務の繁忙等が重なり、10月頃まで、取組の進捗がない状況であった。これは、もちろん業務の繁忙が大きな原因ではあるが、取組を前に進めようとする明確な意思を持った人材が不在であったことも原因として挙げられる。

本課題については、施設内において取組実施の目的の再確認と複数のメンバーが役割をもつようにプロジェクトチームを再構成することで、対応を進めた。業務多忙の折でも、メンバー間で協力し合える体制を構築することで、取組が前に進み始めた。

⑥ 現在までの成果等

施設見学会の実施：りんどう教室から生徒1名、先生2名の見学を受け入れた。見学会のメニューとしては、明光園及び併設事業所の案内と見学、レクリエーションの見学も実施した。生徒からの反応は確認できなかったが、りんどう教室側から次回以降の実施の打診も受け、交流の第一歩が進んだ。

勉強会の実施：3月21日に実施予定。地域の方にも地域の課題を知っていただきたいとの考えから、職員のみではなく、地域の不登校児と同年代の親をターゲットに勉強会を企画している。内容は、りんどう教室の先生による講演が主となる。地域の商店や医療機関等にポスターを掲示して周知を実施している。

⑦ 今後の対応方針

引き続きりんどう教室との連携により、取組を進めていく。先述のようにすぐに不登校児の居場所とすることは難しいため、りんどう教室との交流を進めることで、対応力の強化や地域の支援の輪の構築を図っていく。

⑧ 本取組におけるポイント

不登校児への対応といった機微な内容のため、専門的な知見を持つスクールソーシャルワーカーと連携を欠かさずに取組を進めていることがポイント。

⑨ その他（モデル施設の声）

地域共生社会の実現に向け「自分たちにできること」を模索する中で、不登校児支援の実施に辿り着いた。取り組みを進める中、想像とは違う現実に戸惑う場面も多々あり困惑もしたが、最終的には「子どもたちを支援の枠にはめ込むのではなく、時間をかけ子どもたちそれぞれの歩数に合わせた支援を行っていく」ということが大切であることが分かった。この考え方は、不登校児支援だけでなく福祉全般の考え方として必要な事であり、対人関係を円滑に進めるにあたってのキーワードであると考えます。今回の取り組みを通し職員一人ひとりが改めて「福祉」を考えるきっかけとなった。

（社会福祉法人大川医仁会 大川市養護老人ホーム明光園 施設長 前野義章）

＜実施スケジュール及び実施概要等＞

モデル施設支援は、以下のスケジュールにて実施した。

図表 13 実施スケジュール及び実施概要等

実施日	方法	概要
令和 6 年 11 月 14 日	Web 会議	・ 昨年度事業からの進捗状況の確認 ・ 施設見学に向けて準備を進める ・ 児童の対応に関する施設内勉強会を企画・実施する
令和 7 年 1 月 21 日	Web 会議	・ 施設見学の状況確認 ・ 勉強会の企画確認
令和 7 年 2 月 13 日	Web 会議	・ 勉強会の企画変更について ・ 取組報告会での報告内容の確認

※ 上記の他、事前説明とキックオフの調整、メール・電話等で適宜進捗状況の確認等を実施した

3. 社会福祉法人浴風会 浴風園（養護）／浴風会松風園（軽費）

<基本情報>

- ・ 施設類型：養護老人ホーム・軽費老人ホーム
- ・ 定 員：養護老人ホーム 205 名、軽費老人ホーム A 型 200 名、ケアハウス 100 名
- ・ 所 在 地：東京都杉並区高井戸西 1-12-1

<取組について>

① 取組概要

浴風会は、「地域と共につくる支えあう地域共生社会づくり」を基本理念として、東京都杉並区において老人福祉、介護保険、病院・老健、認知症介護研究・研修、地域サービス、国際交流の 6 つの事業を幅広く展開している。

本年度は特に、地域住民の生活課題の多様化や複雑化に対応するため、高井戸警察署、高井戸防犯協会との共同開催による「特殊詐欺防止文化祭」や地域住民との交流を深める「浴風会つながるフェスタ」、災害時の対応能力を高めるための地域合同災害訓練等を積極的に実施し、地域連携と地域福祉の強化を進めている。

② 課題と背景

杉並区をはじめとする都市部では地方からの流入人口が多く、集合住宅等において住民同士のつながりが希薄化し、平時は干渉を嫌う傾向にありながらも、緊急時や困りごとが発生した際には支援を求めるという複雑な地域性が課題となっている。

今後さらに高齢者数、特に認知症を抱える単身高齢者が増加することが予測されており、地域社会での見守り体制や支援体制の構築が急務となっている。一方、介護や福祉の担い手不足、施設の整備や維持に係る財政的な課題など、地域福祉を支える社会資源や体制整備には多くの困難を伴っている状況が背景にある。

③ 期待する効果

地域連携を深め、顔の見える関係性を構築することで、地域の高齢者や住民が抱える孤立や生活の困難を早期に把握できるようになる。特に、地域を巻き込んだ防犯啓発活動や災害訓練等を通じて地域住民との信頼関係を強化することで、地域福祉の課題に対して迅速かつ的確な対応が可能になる。また、施設が地域に開かれ、住民からも親しみやすい存在として定着することにより、地域共生社会の実現に寄与することが期待されている。

④ 取組における主な課題と対応

【課題①：アウトリーチ活動の不足】

法人内で多様なサービスをすでに展開している一方、地域住民への直接的なアウトリーチや課題発掘が不十分という課題があった。

→地域と連携したイベントや文化祭（特殊詐欺防止文化祭等）を積極的に開催し、地域住民が参加しやすい環境を作ることで、地域との関係性を深める取組を推進した。

【課題②：地域との日常的な関係性構築の不足】

地域住民との平時の関係性が希薄であることから、緊急時や災害時における連携体制の構築に課題があった。

→災害訓練（地域合同炊き出し訓練や DWAT 講演等）を実施し、町会自治会や地域住民との顔の見える関係を具体的に構築し、緊急時対応能力を向上させた。

⑤ 現在までの成果等

今年度の取組においては、高井戸警察署、高井戸防犯協会との共催で実施した「特殊詐欺防止文化祭」が約 150 名の地域住民の参加を得て成功裏に開催された。また、毎年恒例の「浴風会つながるフェスタ」の規模を拡大し、地域住民と施設が交流する機会を拡大したことで、地域住民の浴風会に対する親近感が向上した。さらに、地域合同での災害訓練の継続的な実施により、地域住民との日常的な関係性や緊急時の連携能力が具体的に高まった。これらにより、法人として地域における具体的な役割と存在感が明確に認知されるようになった。

⑥ 今後の対応方針

今後は、地域課題のさらなる多様化や複雑化に対応するため、日常的な地域交流の場の拡充や地域住民との定期的な対話の機会をさらに増やし、地域の課題を迅速かつ正確に把握できる体制づくりを強化する。また、浴風会病院が東京都の災害拠点連携病院として指定されていることから、地域の安全安心を守る役割として、災害時対応能力の更なる充実を図っていく。加えて、地域で把握した課題について行政との連携を強化し、福祉の支援を必要とする住民への包括的な支援体制構築を進める予定である。

⑦ 本取組におけるポイント

- ・既存の豊富な事業基盤を活かし、地域連携のイベントを積極的に展開し、地域との日常的な関係を構築したこと。
- ・特殊詐欺防止文化祭や災害合同訓練など、具体的な社会課題に対応したイベントを開催し、地域住民の関心を引きつけながら地域連携を深めたこと。
- ・地域における法人の存在感を高めるため、施設・病院を含む法人全体で地域貢献活動を包括的かつ積極的に展開したこと。

⑧ その他（モデル施設の声）

地域共生社会の実現には、施設が地域に対して積極的に働きかけ、日常的な交流や関係性構築が必要不可欠であることを改めて実感した。今年度の多様な地域連携イベントを通じて、地域住民と職員の顔の見える関係が強化され、地域に開かれた社会福祉法人としての役割を果たす手応えを感じている。今後も地域課題に柔軟に対応しながら、地域に信頼され、頼りにされる法人を目指していきたい。

（社会福祉法人浴風会 理事長 寺尾 徹 氏）

＜実施スケジュール及び実施概要等＞

モデル施設支援は、以下のスケジュールにて実施した。

図表 14 実施スケジュール及び実施概要等

実施日	方法	概要
令和 6 年 10 月 30 日	Web 会議	・ 今年度の取組について
令和 6 年 11 月 13 日	訪問	・ 防災訓練見学
令和 6 年 11 月 20 日	訪問	・ 浴風会としての取組全般について
令和 7 年 1 月 28 日	訪問	・ 取組報告会での発表内容について

※ 上記の他、事前説明とキックオフの調整、メール・電話等で適宜進捗状況の確認や取組計画の見直し等を実施した

4. 社会福祉法人徳風会 養護老人ホームかるな和順

<基本情報>

- ・ 施設類型：養護老人ホーム
- ・ 定 員：80 名
- ・ 所 在 地：北海道余市町沢町 5 丁目 77 番地

<取組について>

① 取組概要

施設と隣接する町営住宅を利用した、多様な方への包括的な相談支援、生活支援、居住支援の実施に向けた、入口支援と出口支援の体制づくりに取り組む。

- ・ 想定対象：虐待、アルコール依存症、8050、入所者（自立した生活を希望する方）等
- ・ 実施内容：相談支援、見守り・食事・入浴・緊急課題への対応、居場所づくり、住まいの確保 等

② 昨年度事業の取組状況と分析結果（今年度の開始時点・継続施設のみ）

（非該当）

③ 課題と背景

施設が所在する西部地区では、独居、生活困窮者が増加傾向。8050 問題や身寄りのない方など、多様なニーズを有する。一方で、地区内に相談体制はあるものの、他の地域に比べ支援の取組が遅れている。また、地域では人口減少に伴い、今後空き家等の課題の増加が見込まれている。

④ 期待する効果

本取組を通じて、地域において多様化するニーズを受ける支援体制の強化に繋がること、地域への横展開を見据えた空き家等の住宅の利活用のモデルの創出を狙う。

⑤ 取組における主な課題と対応

【課題① 町営住宅の費用負担と老朽化】

施設に隣接する町営住宅の空室状況および借用の可否について、町の住宅課に確認したところ、慢性的に空室があること、また入居条例や要綱上の問題はないことが確認された。一方で、社会福祉や空き家の利活用を目的とした住宅の借用については、他の市町村においても前例がない状況の中、家賃や水光熱費などのランニングコスト、および暖房機器や家具の設備費用の負担については未解決である。さらに、建物の老朽化への対応や冬季の積雪の対応に係る課題等も検討が必要であり、引き続き町と協議を進めていくことと

している（提案として、例えば、町営住宅の利用時期を限定するとともに、契約入所の活用等も視野に、課題の多い冬季のみは一時的に対象者に施設へ入所いただくこと等を検討中である）。

【課題② 協力者の巻き込みと支援の役割分担】

支援機関等に対して本取組への理解や協力を得るため、企画概要を作成の上、企画の説明と意見交換を行った。意見交換の中では、施設が中心となって活動を行う認識を持つ方もいたことから、企画において自法人でできる範囲を明確にするとともに、対象者の検討や役割分担についてさらに具体化していく予定である。

【課題③ 自治体の課内連携】

従前より、自治体では各課同士の横のネットワークが十分ではないとの課題認識があった。取組の開始にあたって、自治体のニーズの確認、空き家問題の利活用、企画の相談を目的に、余市町の民生部福祉課へ訪問を行い、理解をいただいた。さらに、以前から関わりを持つ民生部長や民生部保険課の担当者に対しても、本取組についての説明や課内の情報共有の状況を確認した。この他、福祉課から住宅課の担当につないでいただき、直接のやり取りを進めた。

⑥ 現在までの成果等

町および複数の支援機関と意見交換を行い、企画に対する意見を収集するとともに、取組への協力意向を確認した。これにより、支援体制の基盤づくりを進めることができた。また、取組を通じて養護老人ホームの役割に対する関係者の理解が深まった結果、町から初めてケースの相談が寄せられた。

さらに、施設内のケア向上委員会において本取組を共有したところ、現場職員から「外部に目を向ける視点を得られた」「入所者のためにもこの取組はぜひ実施すべきである」といった積極的な意見が寄せられた。このことから、取組を通じて、職員の意識改革や支援の方針がさらに地域へ開かれたものに見直される機会等にもつながったと考えられる。

（定量的な成果）

- ・ 地域の関係機関との意見交換（自治体含む）：4機関以上
- ・ 取組の連携機関数（協力意向の取付）：4機関以上
- ・ 町（福祉課長）からの取組の対象となるケースの相談：1件

⑦ 今後の対応方針

町から本取組の支援対象となる方の相談が来ていることも踏まえ、具体的なニーズを積み上げながら、町・支援機関との協議を通じた企画の具体化やブラッシュアップを行うとともに、町営住宅の費用負担等に係る町との協議、支援機関との支援内容・役割分担に向けた協議を継続して行う。

同時に、町営住宅が活用できない場合にも取組を進めていくため、他機関と連携した地域ニーズへの支援（例：施設の浴室・食事の提供、配食サービスと安否確認の拡大等）を検討する。

⑧ 本取組におけるポイント

他機関を巻き込んだ本取組においては、町営住宅の借用や費用負担、他の支援機関との役割分担等、施設だけでは解決の難しい課題が生じた。一方で、地域のニーズの収集や関係機関との継続的な協議を進めることによって、取組の具体化や他の支援の方向性の模索、町や支援機関との連携の基盤を作ることができた。

また、プロジェクトメンバーには、日頃から地域の声を収集している、法人内の在宅介護支援センターの担当者等を配置する工夫をしたことで、地域ニーズの収集や他機関との調整を円滑に進めることができた。

⑨ その他（モデル施設の声）

養護・軽費老人ホームは、単なる「住まい」の提供にとどまらず、例えば 8050 世帯の子供や孫の世代を含む相談支援等、地域の多様な課題に柔軟に介入できる特性を持っていることから、本来、地域包括ケアシステムの中核を担うべき存在であると考えています。一方で、目の前の業務に追われる等の理由から、地域のことに手を回せない施設があることも事実です。ただし、こうした状況だからこそ、地域との関わりを諦めるのではなく、地域に目を向け続けることが何より重要だと考えます。

当施設では、今後も地域の声に耳を傾け、小さな実践を積み重ねることで、地域に根付いた施設としての役割を果たして参ります。

（社会福祉法人徳風会 養護老人ホームかるな和順 施設長 寺井孝典 氏）

当施設では、「町営住宅を活用した多様な方への入口支援・出口支援」をテーマに、今年度は準備に重点を置いて取り組みました。テーマの決定にあたっては、施設の日頃の課題意識に加え、自治体から収集した地域ニーズを反映しました。

支援の在り方を検討する中で、契約入所という方法も考えられましたが、それでは施設内で完結してしまい、地域とのつながりを生かした支援とは言えません。そのため、町営住宅の活用を優先し、地域とともに支える仕組みを模索してきました。現在も課題は山積

していますが、町からのケース相談が寄せられるなど、少しずつ成果が見え始めています。

また、今年度の取組を振り返る中で、地域とつながる視点を持つことが、日頃の支援にも重要であると職員が実感し、地域に目を向ける意識が芽生えました。地域との関わりに迷う施設の方々も、まずは小さな一歩を踏み出すことが大切だと思います。

(プロジェクトメンバー 一同)

<実施スケジュール及び実施概要等>

モデル施設支援は、以下のスケジュールにて実施した。

図表 15 実施スケジュール及び実施概要等

実施日	方法	概要
令和6年 10月10日	Web 会議	- プロジェクトのキックオフ - 事業概要及び実施事項の確認 - 現状の地域・施設課題の整理 - 課題に対する取組方針の決定
令和6年 11月15日	Web 会議	- 本事業の進め方の確認 - 企画内容の検討（地域課題を踏まえた支援対象・支援方法・優先順位等） - 連携機関・連携方法の検討 - 今後の進め方の検討
令和6年 01月09日	Web 会議	- 進捗状況・課題の確認 - 今後の進め方の検討
令和6年 01月30日	Web 会議	- 進捗状況・課題の確認 - 今後の進め方の検討
令和7年 02月14日	Web 会議	- 取組の中間振り返り・成果のとりまとめ - 今後の進め方の検討
令和7年 03月17日	訪問	- 取組内容の振り返り - 次年度に向けた今後の進め方の確認

※ 上記の他、事前説明とキックオフの調整、メール・電話等で適宜進捗状況の確認や取組計画の見直し等を実施した

<取組計画>

取組計画は以下の通り。

図表 16 取組計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

養護老人ホームとしてセーフティ ネット機能を強化すると共に、多様化する地域ニーズへの実践的な関わりを目指す

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
包括的支援 (相談・生活・居住)	多様な方への入口・出口支援	R6年～	余市町西部地区

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

地域の支援機関等とのネットワークを強化し、包括的な相談支援、生活支援、居住支援を実施することにより、複雑かつ多様な課題を抱える方のセーフティネットを強化すること。施設の向かいに位置する町営住宅(空き家)を利用した、地域支援のモデルを構築することで、地域における支援の展開を促進すること。

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		施設長	養護老人ホーム	統括責任者
2		副施設長	〃	地域調整
3		介護課長	〃	支援調整
4		相談課長	〃	プロジェクトリーダー
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「〇」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、食事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のままで構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆会議の頻度：適宜実施
- ◆開催場所：養護老人ホームかるな和順 面接室

<その他特記事項>

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1	余市町	・取組の企画に対する意見交換/支援策の検討 ・情報共有	福祉課
2	余市協会病院	・退院後継者の相談 ・情報共有 ・救急対応	MSW
3	林病院	・精神疾患のある方の生活コーディネート、相談 ・情報共有	MHSW
4	余市町地域包括支援センター 在宅介護支援センター	・緊急性のある相談(虐待案件)、親子世帯(8050等)の相談 ・情報共有	相談員
5	養護老人ホーム	・養護老人ホーム入居者の情報共有 ・支援計画	生活相談員
6	民生委員	・地域生活での見守りや情報共有	民生委員

※現在の相談状況を踏まえ検討

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量的	地域の自治体・支援機関との意見交換 (支援機関の巻き込み)	1機関以上		2月
2	定量的	取組の連携機関数	1機関以上		2月
3	定性的	取組企画の決定 (自治体との協議による一定の合意)			R7年度
4	定性的	関係者会議の設立決定			R7年度

※成果は、上記以外に、プロセス(つまづきの原因・対応、気づき、体制の整備、職員の巻き込み等)を成果報告の際に可

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	施設を活用した地域へのサービス提供	配食サービスの実施範囲の拡大検討
2		
3		
4		
5		

Ⅶ スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
令和5年 10月10日～	キックオフミーティング	・プロジェクトメンバー挨拶 ・事業概要及び実施事項の確認 ・現状の地域・施設課題の洗い出しと整理 ・課題に対する取組方針の決定	・検討状況の共有 ・施設(法人)の対応可能な体制・資源および想定する支援者数の確認
令和5年 11月15日～	定例ミーティング	・成果報告会・事業の進め方の確認(検討委員会の情報共有) ・企画内容の検討(地域課題を踏まえた支援対象・支援方法・優先順位等) ※町営住宅を利用しない場合のバックアッププランの検討も併せて実施する ・連携機関・連携方法の検討 ・今後の進め方の確認	・打ち合わせを踏まえた企画の修正 ・取組計画の修正 ・集合住宅の部屋数・金額の試算
令和5年 10月～ 適宜実施	自治体との情報交換 (取組の前振り)	・企画に関する情報共有・地域ニーズの再確認 ・町営住宅を借りることができるか確認 ・部屋数・金額の試算(施設・町側)、入居条例の確認 ・予算化の実現可能性・予算化に必要な実施事項の確認	・情報の整理 ・自治体へのアプオリ
令和7年 1月09日	定例ミーティング	・今後の進め方の検討	・企画の再修正 ・取組計画の修正
令和7年 ～1月30日	連携先候補との意見交換 または聞き取りの打診	・連携先候補への意見交換(協力依頼)の打診 ・意見交換内容の確認 ①事業企画案について ・地域ニーズの認識 ・企画内容(対象・手法等) ・協力意向・協力内容 ・その他	・連携先候補である支援機関へのアプオリ
令和7年 ～1月30日	自治体・連携先候補とのミーティング	・支援機関との意見交換 ・支援機関への協力依頼 ・自治体への住宅に係る確認	・情報の整理 ・町営住宅の内覧
令和7年 1月30日	定例ミーティング	・企画内容の再検討(ブラッシュアップ) ・今後の進め方の検討	・企画の再修正 ・取組計画の修正 ・課題への対応検討 ・取組報告のまとめ
令和7年 2月14日～	定例ミーティング	・企画案の修正検討 ・取組の中間振り返り ・今後の進め方の確認 ・その他準備に必要な事項の確認	・企画の再修正 ・連携先への情報共有 ・取組計画の修正
令和7年 2月14日～	定例ミーティング	・取組の中間振り返り・成果のとりまとめ ・今後の進め方の検討	・成果のとりまとめ ・取組計画の修正 ※自治体・支援機関 合同の協議の場づくりの検討 ※何をどこまで進めるか施設の状況を見ながらご相談する

令和6年 2月21日	成果報告	・成果報告書の作成・とりまとめ	
令和7年 3月17日	定例ミーティング⑤	・取組内容の振り返り ・次年度に向けた今後の進め方の確認	・ニーズの収集、企画の具体化と提案内容の整理 ・町営住宅活用における検討事項の整理
令和 年 月 日	自治体との協議	・企画案(修正版)の確認・意見交換 ・その他準備に必要な事項の確認	・情報の整理 (企画の修正)
令和 年 月 日	関係機関との協議	・企画案(修正版)の確認・確認依頼 ・今後の協力体制について ・その他準備に必要な事項の確認	・情報の整理 (企画の修正)

※スケジュール・実施事項は状況に応じて修正する

※定例時には、プロジェクト体制や役割分担、職員の巻き込み等についても確認する想定

Ⅸ 今後の展望

<法人・施設として目指す姿>

他機関等と連携した支援の拡充ならびに、義援老人ホームとしてセーフティネット機能の強化を目指す

<目指す姿のための各年ごとの目標>

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
R6年度	町営住宅を利用した、入口・出口支援に向けた企画検討・体制の土台作り	・ニーズの収集・企画案の作成 ・町や支援機関等との協議とネットワークづくり ・R7年度事業計画への取組の反映
R7年度	・企画の具体化と実施に向けた検討 ・町営住宅の活用以外の取組の検討・実施	・企画のブラッシュアップ ・(可能な範囲での)取組の実施と課題・対応の検討 ・取組の整理・普及啓発に向けた活動の検討 ・R8年度事業計画への取組の反映

5. 社会福祉法人あさがお福祉会 ケアハウスあさがお

<基本情報>

- ・ 施設類型：軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・ 定 員：50 名
- ・ 所 在 地：徳島県徳島市大原町外籠 47-4

<取組について>

①取組概要

ケアハウス内のゲストルーム（空室）を有効活用し、地域で住居に困窮する高齢者を対象に居住支援を行うため、居住支援法人の認可取得を目指した取組を推進する。

具体的には、徳島市および徳島県行政と連携を図りながら、様々な理由で住居の確保が必要な要支援者に対して一時的な居住の場を提供し、地域福祉のセーフティネットとして機能することを目指す。

②昨年度事業の取組状況と分析結果

昨年度は、居住支援法人の認可取得に向けて徳島県との協議を進め、まずは養護老人ホームへの措置の待機期間の高齢者に対してケアハウス内のゲストルームを活用する方向性を定め、そのうえで居住支援法人の認可の申請を行うことを決定した。

活動対象を明確化し、徳島県内初の社会福祉法人による居住支援法人の認可取得に向けて法人内の体制整備や地域連携の基盤を構築したこと具体的な成果として考えられる。

③課題と背景

徳島市の高齢化率（30.7%）は年々増加傾向にあり、制度の狭間で住まいに困難を抱える高齢者世帯が増加している。一方で、軽費老人ホームは自立した高齢者の居住施設であり、施設の特長や既存入居者との調和を図りつつ、地域の要配慮者を受け入れるための調整が求められる。

④期待する効果

ケアハウスのゲストルームを活用した居住支援法人事業を通じて、地域の高齢者が養護老人ホームへの措置入所を待つ期間を安全かつ安定的に生活できる住まいを提供できる。これにより、地域福祉のセーフティネットとしての役割を強化するとともに、地域における居住支援のモデルとして徳島県内の他施設にも普及することが期待される。

⑤取組における主な課題と対応

【課題① 行政との調整の難航（目的外使用問題）】

昨年度の取り組みを踏まえ、所轄庁である徳島県へ居住支援法人の認可申請を行った。しかし、施設が公的補助金対象物件であることから「目的外使用」となるため「補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示」により、使用する部分を算出し、財産処分をする必要があると回答があった。これらの行政側の調整に時間を要し、居住支援法人の具体的な活動開始には至らなかった。

また、今回の取り組みと並行して、全国軽費老人ホーム協議会の協力のもと、全国軽費老人ホーム協議会の会員施設へ、居住支援法人の取り組み他、避難やその他理由で緊急の受け入れの実施状況について、アンケート調査を実施とした。

アンケート調査の結果、DVや大雪災害等の受け入れ等の実績はあるが、あくまでもケアハウスへの入居を前提とした受け入れで、次施設への繋ぎを目的とした受け入れはなかった。

法人としては、居住支援法人の事業分類について、定款への記載は第一種・第二種社会福祉事業に当たらず、公益事業に分類されることから、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」として、認可されるべきではないかと考えており、今後も継続して全国軽費老人ホーム協議会として連携し、行政へのアプローチを続ける意向である。

参考：アンケート調査設問内容

- ①居住支援法人の活動の実施の有無②事業目的（例：相談事業・情報提供・住居提供等）
- ③住居の提供を目的としている場合の住居種別④支援の対象（例：DV・生活困窮者等）

【課題② 地域連携体制の確保】

待ちの姿勢では支援に繋がりにくいため、法人が運営する「ふくしの窓口」を入口とした積極的なアウトリーチを実施している。法人内で実施している宅食サービスなどを活用し、地域に対する直接的かつ積極的な働きかけを開始した。

【課題③ 法人内部での認知や理解の浸透】

法人内で随時職員への情報提供や説明会を実施し、法人としての地域共生社会実現への使命感と取組の具体的意義を浸透させている。

⑥現在までの成果等

徳島県初の社会福祉法人による居住支援法人の認可取得を目標に行政と継続的に協議を進め、地域の措置待ち高齢者の具体的な受け入れ方針を明確化した。

地域の民生委員、行政機関、地域連携室などとの連携体制が具体的に整いつつあり、今後の活動展開に向けた土台が形成されている。

⑦今後の対応方針

徳島県との協議を継続したうえで認可取得を目指し、将来的には母子世帯や障害者等の多様な対象へ支援範囲を広げ、地域福祉のハブとして障害・介護サービスの連携強化にも取り組む。

⑧本取組におけるポイント

- ・ 補助金施設の目的外使用に関する行政協議と早期調整の重要性
- ・ 明確な対象者の絞り込みによる行政・地域との円滑な連携体制の整備
- ・ 法人内部の理解促進と地域への積極的な情報発信

⑨その他（モデル施設の声）

今回の活動において、支援内容の報告とはなりませんでした。居住支援法人の法人格を取得すべく、行政との折衝を継続して行っています。（施設長代理 中川卓也氏）

<実施スケジュール及び実施概要等>

モデル施設支援は、以下のスケジュールにて実施した。

図表 17 実施スケジュール及び実施概要等

実施日	方法	概要
令和5年 12月18日	訪問	・ 事業概要及び実施事項の紹介 ・ 現状の地域・施設課題の認識合わせ
令和6年 1月12日	Web 会議	・ 今後の取組方針の決定 ・ スケジュール感の確認
令和6年 1月	Web 会議	・ 居住支援法人認可申請手続の確認
令和6年 1月26日	Web 会議	・ 手続関連の確認 ・ 取組に向けた課題の確認 ・ 計画書の作成
令和6年 2月6日	Web 会議	・ 地域共生社会の実現に係る施設としての課題の洗い出しと整理 ・ 課題に対する取組方針の決定
令和6年 2月20日	定例ミーティング③	・ 認可申請の状況確認 ・ 取組方針の再確認
令和6年 2月	徳島市との意見 交換	連携に向けた情報共有・意見交換
令和6年 3月4日	定例ミーティング④	・ 来年度以後の方針の決定 ・ 連携先への周知準備

令和 6 年 3 月	法人理事会	来年度の事業計画への反映
令和 6 年 11 月 12 日	Web 会議	昨年度作成した計画書をもとに取組の実施状況の確認
令和 7 年 1 月 17 日	Web 会議	・取組の実施状況・課題の確認 ・2年間の取り組みの振り返り
令和 7 年 2 月 21 日	Web 会議	取組報告会

※ 上記の他、事前説明とキックオフの調整、メール・電話等で適宜進捗状況の確認や取組計画の見直し等を実施した

<取組計画>

取組計画は以下の通り。

図表 18 取組計画

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

地域の制度の狭間で支援を十分に受けられない方やSOSの声を挙げられない人に対して、軽費老人ホーム・ケアハウスとして住まいに関する支援が受けられるようにしていく必要がある。

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
施設を活用した 地域へのサービス提供	居住支援法人の実施	令和6年～	徳島市内

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

地域の住まいに課題を抱える住民に対して、居住支援法人の認可を取得し、ケアハウスのゲストルームを活用した居住支援を実施する。まずは地域の困難事例高齢者に対する、養護老人ホームへの措置入所までの繋ぎの支援から開始する。

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		法人統括施設長	法人本部	統括責任者
2		統括補佐	法人本部	プロジェクトリーダー
3		津田拠点統括管理者	津田拠点	地域連携担当
4				
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「○」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のまま構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆隔週
- ◆開催場所: 法人本部会議室

<その他特記事項>

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等（連携先）

	連携先	連携内容	窓口担当
1	徳島県土木課	居住支援法人の認可申請	統括施設長 統括補佐
2	徳島県	ケアハウス内ゲストルームの活用に関する許可	統括補佐
3	徳島市健康福祉政策課	定款変更の認可申請及び情報共有	統括補佐
4	徳島市高齢介護課	養護老人ホームへの措置入所までの繋ぎ支援の連携	統括施設長 統括補佐
5	地区民生委員児童委員協議会	地域の困難事例高齢者に関する情報連携	統括施設長 統括補佐

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標（文章）	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量的	法人内部の承認	～3月		
2	定量的	居住支援法人の認可	～3月		
3	定量的	定款変更申請	～3月		

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	施設を活用した地域へのサービス提供	施設内のゲストルームを活用した居住支援を実施する
2	地域連携・地域ネットワークの構築	地区民生委員児童委員協議会と連携して困難事例の高齢者に関する相談を受け付けるとともに、将来的には地域で母子に関する支援を実施しているNPOとの緩やかな連携も模索する。
3	地域における相談支援やアウトリーチの実施	法人内のふくしの窓口からの相談受け入れの他、既存の宅食事業を活用したアウトリーチを実施する
4		
5		

6. 社会福祉法人呉ハレルヤ会 呉ベタニアホーム

<基本情報>

- ・ 施設類型：軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・ 定 員：34 名
- ・ 所 在 地：広島県呉市本通 4 丁目 3 番 21 号

<取組について>

① 取組概要

カフェの運営ボランティア・利用者として入居者を巻き込んだ、地域交流カフェ「互助カフェ」の実施に取り組む。

② 昨年度事業の取組状況と分析結果（今年度の開始時点・継続施設のみ）

（非該当）

③ 課題と背景

コロナウイルス感染症の蔓延以前、法人として認知症予防カフェを実施していた。その際、地域住民の巻き込みがうまくいかず、参加者が固定化し、運営はしりすぼみとなっていった。

また、感染症の蔓延以降、一部の入居者においては、外出をしないことでより内向的になり、人間関係に支障をきたしているケースがみられるようになった。

④ 期待する効果

地域に向けた既存の取組のノウハウを活かしつつ、持続可能な入居者への活動の場の提供・生きがいを進めること、さらに、地域住民や関係者と顔の見える関係をつくり、地域ニーズの収集や多様なニーズを持つ方の掘り起しを行うことを狙いとする。

⑤ 取組における主な課題と対応

【課題① 従前のカフェ運営の取組のとん挫】

従前のカフェ運営の取組が尻すぼみとなっていたことから、取組を開始する前に課題の要因分析を行った。要因分析で明らかとなった主な課題と対応は以下の通り。

- ・ カフェのターゲットや周知先の検討を詳細に行っていなかった：改めて、取組の目的に合わせたターゲットや周知先をプロジェクトで話し合った。
- ・ 開催ごとに企画やメニューを考案していた結果、外部講師の不在や栄養士の退職が生じた際に、対応が困難となった：提供するメニューをシンプルにし、希望者がいない限りレクの企画は行わず、小さく取組を始めることとした。

【課題② リスクへの対応】

ボランティア中のケガ等の事故のリスクへの対応として、ボランティア保険への加入を行うとともに、リスク場面を考慮した運用ルールの検討・マニュアルへの反映を行った。

【課題③ 関係者の理解】

職員やボランティア間の互助カフェに対する理解のバラつきが生じた。そのため、法人をあげて取組を実施することを宣言し、地域貢献の理解、業務の役割分担を明示するとともに、ボランティアのゴールなどの意識をマニュアルの検討会等ですり合わせた。

⑥ 現在までの成果等

互助カフェを通じて、ボランティアの潜在能力の発揮や、孤立している利用者も巻き込んだ利用者同士の交流の深まりなどを確認することができた。

カフェの運営・周知等にあたって、法人内の機関（呉市地域相談センター、サ高住、居宅介護支援事業所）や外部機関（自治会、民生委員、キリスト教会関係者、呉市福祉保健部、中国新聞、地域包括支援センター、社会福祉協議会 等）と連携したことで、地域住民の参加につなげることができた。

⑦ 今後の対応方針

今年度は、入居者の生きがいつくりの土台を作ること、地域住民や利用者のニーズなどを収集することをファーストステップとした。次年度では、把握したニーズを踏まえ、取組のターゲットや周知先等を含め、取組の展開を再検討するとともに、収集したニーズに合った新たな企画の検討も行う。

⑧ 本取組におけるポイント

法人では以前にカフェ運営を行っていたものの、取組が一度とん挫していた。新たに互助カフェの取組を開始するにあたって、以前のカフェ運営における課題を改めてアセスメントを行い、企画等へ反映した結果、よりカフェの目的やターゲットが明確となり、持続可能な運営を検討することができた。

地域共生社会の実現に向けた取組においては、地域ニーズの把握が重要である一方で、地域ニーズを収集して取組を開始することは、関係者との調整も含め準備段階からハードルの高さがある。このため、本取組では、施設の課題意識（入居者の生きがいつくり）、施設としてできること（カフェ運営のノウハウ）から企画を立ち上げ、地域と繋がりや地域ニーズの収集の場の土台作りを行った。

⑨ その他（モデル施設の声）

今回の取組を通じて、ケアハウスのリーダーをはじめ、入居者の皆さんが生き生きと取り組む姿を目の当たりにして、普段の生活とは違う刺激があることで、こんなにも張り合いが生まれるのだと実感しました。今後もこの取り組みをさらに発展させ、より多くの人に関われる形にしていきたいと考えています。

（社会福祉法人呉ハレルヤ会 呉ベタニアホーム 宮岡尚子氏）

かつて、法人では認知症予防カフェの取組を行っていました。しかし、新たに自治体の方針により長谷川式認知症スケールの実施が義務化されたことで、断念しました。以前、認知症予防カフェでケアハウスの入居者に長谷川式の検査を行ったところ、多くの入居者が日常生活を問題なく送ることができるにもかかわらず、数値化された結果によって落胆してしまうという状況が生まれたからです。さらに、感染症の蔓延等によってカフェの運営は中断されました。また、施設では感染症もあって閉鎖的になり、入居者の自尊感情が低下し、他の入居者に対してネガティブな感情を抱くなど、負のスパイラルが生じていました。そこで、入居者の皆さんが働く場をつくるなど、社会参加を促すことが、生きがいづくりにおいて最も重要だと考えました。そして今回の事業を契機に、カフェの取組を再び復活させる取組を始めました。取組の発展・定着には課題もありますが、たとえ0.1ミリでも取組が前進すれば、未来への可能性が広がると信じています。

また、ケアハウスにおける地域貢献の取り組みは、誰かが背中を押さなければ進みません。現場の職員は日々の業務に追われており、新たな一步を踏み出すことが容易ではないのが現状です。他の施設が同様の取り組みを進めるには、トップダウンで旗を振ることが不可欠です。現場の職員はすでに手一杯であり、そこに新たな負荷をかけることは簡単ではありません。しかし、その負荷の先には、理念の実現があり、笑顔になる人、助かる人がいることを訴えていく必要があります。社会福祉法人にとって、社会貢献は当然の使命であり、地域と積極的に関わることを求められます。「この地域にこの施設があってよかった」と思ってもらうためには、アウトリーチの取り組みが不可欠です。そして、その「地域」には、施設の入居者や職員も含まれます。

トップが地域貢献の意義や意味、そしてその結果として得られるものをしっかりと理解し、職員に伝えることが大切です。生き生きと働く喜びや、入居者の笑顔が生まれ、それが循環し始めたとき、取り組みは自然と回り始めます。その段階に達すれば、トップは手を離してもよいでしょう。しかし、それまではトップが主導し、しっかりと取組が根付くまで導いていく必要があります。

（社会福祉法人呉ハレルヤ会 呉ベタニアホーム 理事長 里村佳子氏）

＜実施スケジュール及び実施概要等＞

モデル施設支援は、以下のスケジュールにて実施した。

図表 19 実施スケジュール及び実施概要等

実施日	方法	概要
令和 6 年 11 月 18 日	訪問	・ プロジェクトのキックオフ ・ 事業概要及び実施事項の確認 ・ 現状の地域・施設課題の整理 ・ 課題に対する取組方針の決定 ・ ボランティアへの支払い、保険利用等の検討
令和 7 年 01 月 08 日	Web 会議	・ 進捗状況・課題の確認 ・ 連携機関・連携方法、チラシの確認 ・ 今後の進め方の検討
令和 7 年 01 月 27 日	Web 会議	・ 進捗状況・課題の確認（第 1 回カフェ開催後） ・ 今後の進め方の検討
令和 7 年 02 月 13 日	Web 会議	・ 取組の中間振り返り・成果のとりまとめ ・ 今後の進め方の検討
令和 7 年 03 月 24 日	Web 会議	・ 取組内容の振り返り ・ 次年度に向けた今後の進め方の確認

※ 上記の他、事前説明とキックオフの調整、メール・電話等で適宜進捗状況の確認や取組計画の見直し等を実施した

<取組計画>

取組計画は以下の通り。

図表 20 取組計画

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

社会福祉法人の責務である地域貢献を通じて、地域住民や関係者とのつながりを強化していくとともに、施設として入居者の生きがいをづくりを進める

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
地域交流カフェの実施	互助会カフェを通じた、入居者の生きがいと地域のつながり	1月第4土曜日 から	広島県呉市

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

・地域とつながるカフェを運営することで、地域住民や関係者と顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域において多様なニーズを持つ方の掘り起しや内向的になりがちな入居者への活動の場の提供や生きがいをづくりを進める

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		相談員	ケアハウス	
2		支援員	ケアハウス	
3		施設長	ケアハウス	
4		理事長	法人	
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「○」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、食事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のままで構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆隔週
- ◆開催場所:

<その他特記事項>

入居者の生きがいをづくりとして小さきカフェ運営を開始するとともに、地域ニーズを収集しながら、今後の展開を検討する

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1	呉市地域相談センター(法人内)	カフェ来場者の相談への誘導、相談者のカフェ立ち寄りの誘導、周知協力	ケアマネジャー
2	カフェ(法人内)	カフェ運営サポート(コーヒーの淹れ方指導、困りごとがあるときの声掛け)、周知協力	職員
3	サ高住(法人内)	カフェ運営サポート、周知協力	職員
4	居宅介護支援事業所(法人内)	周知協力、その他	ケアマネジャー
5	教会関係者	周知協力、参加(運営サポート:必要時)	ボランティア
6	呉市保健福祉部	周知協力、地域貢献に係る企画等の相談	保健福祉部長
7	中国新聞	周知協力	広報担当
		※上記の連携先に対して、可能な範囲で地域ニーズの情報交換を行う	

VI 取組の目標とする成果

種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	カフェの開催	2回/年度内		
2	地域ニーズの収集・周知先の整備			
3	他機関との連携	3機関以上		

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	地域ニーズの収集	カフェの運営、関係機関との情報交換により、地域に求められるニーズを把握し、今後のカフェ運営の企画等へ反映するための材料集めを行う。
2		
3		
4		
5		

Ⅷ スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
11月～	有償ボランティアの課税に係る確認 保険利用の確認	※無料にするのか、有償からスタートするのか決定	
11月～	企画の決定 運営内容の整理 説明資料の作成	巻込むターゲットの決定 以前のカフェ運営をもとに、運営内容を整理 指導者等の役割分担を決定	
12/2、クリスマス会	入居者への説明(保険加入準備)1/13以降 周知物の作成準備	周知先の整理 チラシの作成	
1月前半	カフェ開催の周知 運用内容の最終確認	チラシのブラッシュアップ 関係者への声掛け 運用ルールの整理	カフェの運営を進めつつ、地域ニーズの収集を改めて行い、今後の展開に反映していく
1月16、17日頃	事前MTG、ボランティアリーダー(入居者) 運用内容の検討	運用ルールの最終確認	
1月第4土曜(1/25)	カフェの開催(第1回)	地域相談センター・ハレルヤのカフェ職員 お茶の入れ方指導(ケアハウス入居者) 里村様	
1/25以降	振り返りMTG	良かった点・改善事項の確認	
2月第4土曜(2/22)	カフェの開催(第2回・地域包括相談会)		
3月24日	振り返りMTG	良かった点・改善事項の確認 収集した地域ニーズの確認 今後の展開の検討	

Ⅸ 今後の展望

<法人・施設として目指す姿>

地域貢献を通じて、施設として入居者の生きがいづくりを進めるとともに、地域住民や関係者とのつながりをさらに深め、地域における法人・施設の役割を発展させていく

<目指す姿のための各年ごとの目標>

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
R7年度	・地域課題に応じた取組の検討・実施準備 ・有償ボランティアの活用(互助カフェ)	・互助カフェで収集した参加者の声の分析と企画の検討・実施準備 ・有償ボランティアの活用に向けた準備・実施 ・R8年度の事業計画への反映
R8年度	・R7年度の検討取組の実施と取組の拡充 ・有償ボランティアを活用した互助カフェの取組の事例の展開	・R7年度の検討取組の実施と計画の見直し ・取組事例のとりまとめ、事例共有先の相談(業界団体、自治体等)と発表 ・R8年度の事業計画への反映

7. 社会福祉法人エマオ会 ケアハウス・エマオ

<基本情報>

- ・ 施設類型：軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・ 定 員：30 名
- ・ 所 在 地：長野県長野市篠ノ井小森 751 番地

<取組について>

①取組概要

ケアハウス・エマオでは、施設が所在する東福寺地区を中心に、施設職員が積極的に地域へ出向くアウトリーチを実践した。

特に、長野市・長野市社会福祉協議会が作成した「長野市における身寄りのない方への支援のためのガイドライン」（以下、ガイドライン）に施設長が策定委員会の副委員長として参加した経緯から、同ガイドラインを活用し、孤立や住まいの困難を抱える高齢者への支援に関する周知を行った。

地域住民向けの分かりやすいリーフレットを作成したうえで地域イベントへの参加することや地域の高齢者への相談対応を通じて、「困りごとを抱えた人が気軽に相談できる施設」として地域に根付く取組を積極的に展開した。

②課題と背景

施設のある長野市篠ノ井地区は高齢化が進行しており、特に東福寺地区（約 1,440 世帯）においては高齢化に伴う地域住民の孤立が深刻化している。住居や生活の課題を抱えながらも自発的に声を挙げられない高齢者が多く存在し、支援が十分届かないまま状況が悪化するケースもあることが課題となっていた。

また、地域住民の側から自ら相談機関に出向くことが心理的に難しいという課題もあり、地域と福祉施設の接点が不足しているという背景があった。

これらの背景からガイドラインや、地域の相談窓口に関する情報についてより一層の周知が必要であると従前より課題意識があった。

③期待する効果

施設職員が地域に積極的に出向き、相談支援の間口を広げることで、地域住民にとって心理的ハードルの低い相談窓口となり、孤立する高齢者や制度の狭間で困っている方々への効果的な支援が可能となる。

また、ガイドラインの周知やアウトリーチ活動を通じて地域住民の孤立を未然に防ぎ、住民同士の支え合いや地域コミュニティの強化を図ることも期待される。

④取組における主な課題と対応

【課題①：地域住民への周知不足】

行政が作成したガイドラインが専門的で難解であったことから、地域住民に向けて平易かつわかりやすく編集した独自のリーフレットを作成した。地域の集会所やイベントで直接配布し、職員が説明する機会を増やしたことで、具体的な相談の件数が大幅に増加した。

【課題②：地域住民との接点不足】

相談窓口を「待ち」ではなく「地域に出向く形」に転換し、地域住民との日常的な関係性を重視したアウトリーチを積極的に実施。職員が地域に直接出向いて地域の活動に参加し、住民の話を丁寧に聞く体制を整備したことで、地域からの信頼獲得と支援ニーズの早期把握につながっている。

⑤現在までの成果

地域イベントや集会所を活用した積極的なアウトリーチにより、長野社会福祉協議会が開設している相談窓口への相談件数が前年と比較して飛躍的に増加した。特に多い月では前年同月比2倍を超える相談が寄せられるなど、地域の相談窓口としての認知度が確実に高まっている。

行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携も深まり、支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応の体制が確立されつつある。リーフレット等の広報物を作成し、地域住民にも理解しやすい形で情報提供を行った結果、地域に「高齢者の住まい・相談窓口としてのケアハウス・エマオ」の存在が定着し始めている。

⑥今後の対応方針

今後は現在のアウトリーチ活動をさらに拡充・継続し、地域におけるケアハウス・エマオの相談窓口としての認知度をさらに高める。また、相談対応だけにとどまらず、相談後の具体的な支援やフォローアップ体制を整備し、制度の狭間にある高齢者が安心して生活が続けられる仕組みづくりを進める。さらに今後は、他の地域や施設にもこの取組成果を積極的に伝え、地域共生社会のモデルとして幅広く横展開を図っていく。

⑥ 本取組におけるポイント

地域の状況や特性を十分踏まえ、アウトリーチを重視した職員の積極的な地域へのアプローチを実施し、具体的な相談の増加につなげることができた。また、地域住民向けにわかりやすく工夫したリーフレット作成や、地域でのイベント等を活用した直接的な情報提供により、地域の理解促進を進めたこと。さらには行政（長野市）や社会福祉協議会等と

の協働体制を積極的に構築し、施設と地域が一体となった包括的な支援体制を構築したことが成果につながったと考えられる。

⑧その他（モデル施設の声）

施設から地域へ出てゆくことで、地域の課題がよりはっきりわかり、自分たちが「地域共生社会」に向けてやれることが明確になりました。コロナ禍で益々遠い存在となった施設が、身近な相談場所として開放されることで、地域に安心を届けることができます。

令和7年度からはしばらく開催できなかった「オレンジカフェ」を再開します。そこでは認知症の方、そのご家族、身寄りのない方や、生活に様々な不安のある方へ、いろいろな形で支援を展開してゆきます。田舎の小さな法人の一施設の取組報告ではありますが、他の施設の皆様のお役にたてれば幸いです。貴重な機会を与えてくださったことに感謝します。

（社会福祉法人エマオ会 ケアハウス・エマオ 施設長 小山順子 氏）

<実施スケジュール及び実施概要等>

モデル施設支援は、以下のスケジュールにて実施した。

図表 21 実施スケジュール及び実施概要等

実施日	方法	概要
令和6年 10月1日	訪問	・ 取り組みにおける課題の検討 ・ 取組方針の決定
令和6年 11月1日	訪問	・ 周知のためのツール作成 ・ 周知先の検討
令和6年 12月6日	訪問	・ 周知活動の状況確認 ・ 課題への対応と副次的効果の確認
令和7年 1月6日	訪問	・ 取り組みの振り返り ・ 取組報告に向けた準備
令和7年 2月14日	訪問	・ 地域の民生委員児童委員協議会のイベントへの参加
令和7年 2月21日	Web 会議	・ 取組報告会

※ 施設側の意向からすべて訪問の上対面で実施している。

※ 上記の他、事前説明とキックオフの調整、メール・電話等で適宜進捗状況の確認や取組計画の見直し等を実施した

<取組計画>

取組計画は以下の通り。

図表 22 取組計画

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

地域住民が今後も住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「身寄りのない方」への支援にどのようなものがあるかを認知頂き、支援が必要な方が地域の相談窓口へ繋がることや、今後地域で暮らしているか不安を抱えている住民の安心の確保に繋げていく。

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
周知・広報活動	「身寄りのない方」への支援に関する地域への周知(仮)	10月～2月	東福寺地域中心

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

東福寺地域において身元保証に関する諸制度についての認知度を高めるとともに、地域の相談窓口(地区社協、包括)同士の連携を深める

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1	小山 順子	施設長	ケアハウス・エマオ	総括
2	町田 聡	事務・介護	ケアハウス・エマオ	受付
3	小林喜美子	生活相談員	ケアハウス・エマオ	地域連携担当
4				
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「○」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のまま構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆月1回
- ◆開催場所:ケアハウス・エマオ

<その他特記事項>

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等（連携先）

	連携先	連携内容	窓口担当
1	長野市（篠ノ井地区住民自治協議会）	周知の実施	
2	東福寺地域委員会	制度に関する研修会・周知の実施	
3	長野市社会福祉協議会	相談窓口（おひとりさまサポート相談室）との連携	
4	民生委員児童委員協議会（篠ノ井地区）	制度に関する研修会・周知の実施	
5	地域包括支援センター（篠ノ井地区）	窓口機能との連携、オレンジカフェとの連携・周知の実施	

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標（文章）	到達目標	測定方法	測定時期
1		周知のためのツール作成	ツールの完成	ツールの完成、内部での評価	
2		研修会・周知の実施	研修会の開催 外部会合への参加	研修会等の参加者数	
3		アウトリーチの実施	外部イベント への参加	参加したイベント数	

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	相談窓口との連携	取組の下準備として、地域の相談窓口へ連携を図る。
2	周知のためのツール（リーフレット等）作成	周知のために「長野市における身寄りのない方への支援のためのガイドラインガイドライン」の内容をピックアップした簡単なリーフレットを作成する
3	地域への周知活動① 研修会の実施	地域の自治会を施設に招き、簡単な研修会を実施する
4	地域への周知活動② 会合への参加	住民自治協議会・地域委員会等の集まりに参加し、周知を行う
5	アウトリーチの実施	地域で開催されているオレンジカフェ・ふれあい会食へ参加し、アウトリーチを実施する

Ⅷ スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
10月	地域の活動内容の把握	担当地域包括支援センターで地区活動の把握	日程把握し訪問
	チラシの作成	おひとりさまサポート相談室と連携とりながら作成し配布することに理解と協力を得る	チラシ配布
11月	篠ノ井地区民生委員・児童委員協議会参加	現状と課題の収集 説明しチラシ配布	相談実施
	東福寺ふれあい交流会参加	地域の方へ直接説明しチラシ配布	相談実施
12月	おちやのみサロン東犀南参加	一人暮らし75歳以上の方のお困り事などの把握 チラシを説明して配布	相談実施
	相談受付	相談実施に必要な情報の提供と必要があれば他の相談窓口へ繋ぐ	他の相談窓口との連携
	住民参加、活躍の場を提供	近隣の住民が施設のクリスマス会で手品など特技を披露	
1月	反響の収集	各相談窓口にて11月～12月に来たおひとりさまサポートに関する相談件数と内容の把握	
2月	再度 民生委員・児童委員協議会、ふれあい交流会に参加	チラシを使い相談窓口についての更なる周知 質問を受ける	相談実施
		4月からのオレンジカフェ、行事等のご案内	施設に相談に来やすい状況をつくる

Ⅸ 今後の展望

＜法人・施設として目指す姿＞

法人の目標のひとつである、地域社会への貢献に基づき、地域に開かれた施設としての役割を自覚し気軽に相談に立ち寄っていただけるような、地域の人に頼られる、身近な存在としての施設となる。

＜目指す姿のための各年ごとの目標＞

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
2024年	地域の現状把握と住民へ介護以外の相談も受ける窓口の一つとしてあることについての周知をはかる。	地域の会合への出席月1～3回とチラシの作成と配布 50枚
2025年	オレンジカフェ(月1回)の実施と相談窓口であることの周知、相談しやすい場の設定と提供をする。	月1回のオレンジカフェで相談会の実施(各相談窓口担当者が持ち回りで参加)や住民がボランティアとしての参加が出来る体制作り。(月1回参加者数平均30名 2019～2022年度実績数)
2026年	相談に来られた方たちで自主的に交流したり、活動ができるような場の設定と提供をはかる。	地域の活動について情報の収集と分析、課題について自分たちで自主的な解決に向けたアクションができるようになってゆく

8. 社会福祉法人宏友会 ケアハウス藤花

<基本情報>

- ・ 施設類型：軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・ 定 員：30 名
- ・ 所 在 地：北海道札幌市西区西野 2 条 8 丁目 1-8

<取組について>

① 取組概要

従前から取り組んでいる法人各事業所を通じた、地域共生に向けた活動（地域の小学校との高齢者とのかかわりに関する交流、冬の体操活動、子ども食堂への食材の提供等）の拡充を図る。さらに、札幌市養護・軽費部会（札幌きらく会）との連携を通じて、一連の取組を市内の軽費老人ホーム・養護老人ホームへ横展開するための活動を実施する。

② 昨年度事業の取組状況と分析結果（今年度の開始時点・継続施設のみ）

（非該当）

③ 課題と背景

地域の高齢化や多様なニーズに対する受け皿の需要の増加を踏まえ、これまで施設では、法人内の地域連携推進委員会、コミュニティカフェ等と多様な地域共生社会の実現に向けた取組を協働で実施してきた（子ども食堂・近隣小学校交流・出張相談会等）。また、市の委託を受けて介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援を行う、札幌市西区介護予防センター西町と予防体操の普及に係る取組を進めてきた。

一方で、これらの取組のノウハウの蓄積や地域に向けた展開がさらに必要と捉えている。

④ 期待する効果

地域共生社会に向けた取組の既存のネットワークを拡大することで、取組の拡充や新規取組の検討につなげることで、地域の養護・軽費老人ホームへ向けた取組の周知を行い、地域への横展開につなげることを目指す。

⑤ 取組における主な課題と対応

施設では、従来より様々な地域共生社会に向けた取組を実施しているが、ノウハウの形式知化や横展開には至っていない。そのため、これまでの取組のノウハウを整理するとともに、法人内の他事業所や連携先等との会議体の設置準備、札幌市の養護・軽費老人ホームへの取組の周知に向けた活動を実施した。

⑥ 現在までの成果等

札幌市西区介護予防センター西町や法人内の他事業所と連携した地域共生社会の実現に向けた取組を推進することができた。また、札幌きらく会部会長の協力を得て、取組の企画を札幌きらく会の令和7年度事業計画へ反映する等、取組の横展開に向けた準備を進めることができた。さらに、取組報告会を通じて、他の介護予防センター等にも取組が波及する動きがみられている。

加えて、これまでの取組を改めて整理したことで、施設における成果の可視化やノウハウの蓄積、ニーズ把握の気づきにつながった。

(定量的な成果)

- ・ 取組の連携先同士の会議体の設立目的・方針の共有 1回
- ・ 外部関係者（札幌きらく会）との、企画方針に係る意見交換の実施 1回
- ・ 他の地区の介護予防センターからの取組に係る問い合わせ（取組報告会后） 1件
- ・ 他の地域の介護予防センターに対する近隣施設からの企画相談（取組報告会后）1件

⑦ 今後の対応方針

次年度内に、法人内の他事業所や連携先等との会議体の設置・開催、札幌市の養護老人ホーム・軽費老人ホームに対する取組の周知に向けた企画の検討・実施を予定。

なお、取組の参考等として、介護予防センターの設置に係る自治体の政策意図を確認していくことも検討していく。

⑧ 本取組におけるポイント

ケアハウス藤花では、少数の人員体制の中、生活相談員を中心に札幌市西区介護予防センター西町等への相談をきっかけに、関係者とつながりながら、小さく無理のない範囲から活動を徐々に拡大させてきた。また、連携先である介護予防センター西町側も施設による周知協力等を通じて、地域の多くの方に存在を知ってもらうことにつながっている。

取組を進める際には、施設・入居者の強みの発揮と施設・地域の課題のマッチングを意識しながら、利用者生活満足度調査や個人アセスメントによる、その人らしさ、興味・関心、生活スタイル等のヒントを得るとともに、ケアハウス入居者のニーズと地域ニーズにマッチした企画（子ども食堂・近隣小学校交流・予防体操の普及・出張相談会等）を入居者の生活の一部に自然な形で組み込んでいた。

⑨ その他（モデル施設の声）

これまでの取組を振り返ると、特別なことをしているわけではないと感じています。私が所属する部署は少人数のため、大きなことは難しいと考えていました。しかし、入居者さんの生活支援として何ができるかを模索する中で、周囲に目を向け、市内のさまざまな

情報にアクセスし、介護予防センターをはじめとする他機関と関わることで、支援の選択肢が一気に広がりました。

また、企画を考える際には、ケアハウスの入居者さんが、施設から提供されたものを受け入れるのではなく、自ら選択して自己実現できる機会を提供することを意識しました。そのため、年間の生活満足度調査や日頃の意見収集を積極的に行い、入居者さんの声を企画に反映するよう努めています。さらに、入居者さんの興味・関心に沿ったイベントのポスターを作成・掲示するなど、さまざまな工夫を重ねてきた結果、現在の取組につながっています。

地域共生社会の実現に向けた取組を一からすべて企画・実施するのは負担が大きいです。が、周囲に目を向け、一人で抱え込まないこと、そして失敗したら柔軟にやり方を変えることが、取組を少しずつ広げていく鍵だと考えています。また、当施設では、職員の主体性を尊重し、失敗を恐れず挑戦できる文化があります。企画を相談したり提案しやすい環境を、施設長がマネジメントしてくださっていることも、取組を進めるうえでの大きな支えとなっています。

(社会福祉法人宏友会 ケアハウス藤花 業務管理課長 生活相談員 松浦 佳淑氏)

＜実施スケジュール及び実施概要等＞

モデル施設支援は、以下のスケジュールにて実施した。

図表 23 実施スケジュール及び実施概要等

実施日	方法	概要
令和6年 11月15日	訪問	- プロジェクトのキックオフ - 事業概要及び実施事項の確認 - 現状の地域・施設課題の確認や取組の情報共有
令和6年 12月12日	Web 会議	- 本事業の進め方・取組内容の検討 - 連携機関・連携方法の検討 - 今後の進め方の検討
令和6年 12月26日	Web 会議	- 進捗状況・課題の確認 - 既存の取組のアセスメント
令和7年 01月21日	Web 会議	- 進捗状況・課題の確認 - 連携先（札幌きらく会会長）を交えた、取組への意見交換・今後の進め方の検討
令和7年 03月17日	訪問	- 取組の振り返り - 今後の進め方の確認

※ 上記の他、事前説明とキックオフの調整、メール・電話等で適宜進捗状況の確認や取組計画の見直し等を実施した

<取組計画>

取組計画は以下の通り。

図表 24 取組計画

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

地域に向けた取組を通じて、地域住民や支援機関との支え支えられる社会づくりに貢献し、社会福祉法人としての責務を果たす

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
取組の実施と地域への横展開 (普及・啓発)	法人各事業所を通じた、地域共生に向けた活動の展開～軽費・養護老人ホームの周知に向けて～	令和6年度～7年度	札幌市(予定)

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

地域共生社会に向けた取組の既存のネットワークを拡大することで、取組の拡充等さらなる展開を図るとともに、地域の養護・軽費老人ホームへ向けた取組の周知を行い、地域への横展開を目指す。

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1		理事・エリア統括施設長	ケアハウス 特養	統括責任者
2		業務管理課長 (生活相談員)	ケアハウス	プロジェクトリーダー
3		管理者(センター長)	札幌市西区介護予防 センター西町	外部協力者(地域連携担当)
4		部会長	札幌きらく会	外部協力者 ※必要時
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「○」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のまま構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆隔週
- ◆開催場所:

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1	札幌市西区介護予防センター 西町	地域のやまべえ体操、介護予防体操(リモート)等の取組実施や地域とのネットワーク拡大に係る協力	管理者
2	地域連携推進委員会(法人内委員会)	各取組の連携促進、ネットワーク拡大に係る周知等の協力	法人内7事業所の各相談員
3	自治体(西区保健支援係)	地域ニーズ、取組の情報共有等	
4	札幌市軽費・養護部会(相談員・施設長) 札幌きらく会	札幌市内の養護軽費老人ホームへの企画方針の相談、関係者との調整、周知協力等	部会長
5	コミュニティカフェ風車(法人内他事業所)	子ども食堂等の取組実施や地域とのネットワーク拡大に係る協力	相談員
6			
7			

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量	取組の連携先同士の会議体の設立目的・方針の共有	1回		R6年度
2	定量	取組の連携先同士の会議体の設立・実施	開催2回以上		R7年度5月頃
2	定性	外部関係者(札幌きらく会)との、企画方針に係る意見交換の実施	1回		R6年度
3	定量	札幌きらく会のR7事業計画への企画反映	反映完了(または確定)		R6年度
3	定量	札幌市の養護・軽費老人ホームに向けた地域共生の取組の共有・分析	1回		R7年度内

VIII スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
11月18日	キックオフ	取組方針の決定	日程調整 計画書へ方針・メンバー等の反映
～12月	新規取組の企画・実施	取組の詳細化	計画書のブラッシュアップ
12月12日	第2回Mtg 計画の見直し、スケジュールの検討、取組の進捗確認	計画案の確定	左記の通り
12月26日	アセスメントの実施 (ヒアリング＋作成物へのコメント)	※事務局にて取組のポイントを収集	—
2024/12/12～	普及・啓発活動の企画概要(説明資料)の作成	説明資料の作成	左記の通り
1月21日	札幌きらく会での企画方針等に対する意見交換の実施	企画方針、取組の進め方の共有・協議	左記の通り
2025/1/22～	札幌きらく会R7年度事業計画への企画方針のインプット・相談	※札幌きらく会部会長に調整いただく	左記の通り
～2025/2月13日	取組の情報整理、成果報告のまとめ	取組報告の作成	左記の通り
～2025/3月	取組の連携先同士の会議体の目的・方針共有	取組の連携先同士の会議体の設立に向けた巻き込みを実施	左記の通り
2025/3月	札幌きらく会施設長会での企画方針の共有・相談	※札幌きらく会部会長に調整いただく	左記の通り
～2025/3月	取組の振り返り・報告内容の整理、今後の進め方の確認	報告書、支援計画の見直し	修正事項の反映

Ⅸ 今後の展望

<法人・施設として目指す姿>

地域活動を通じた入居者の生きがいづくりと取組の横展開によって、法人の役割をさらに発揮するとともに認知度向上を目指す(仮)

<目指す姿のための各年ごとの目標>

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
1年後	・法人内事業所、他機関等への会議体設置の目的・方針の共有 ・地域共社会の実現に向けた活動の札幌市内施設への横展開に向けた、関係者の巻き込み及び企画方針の決定	上記参照
2年後	・法人内事業所、他機関等との地域活動に係る会議体の開催・取組拡充に向けた検討 ・札幌きらく会内での企画検討・実施・分析	・会議体の開催実績(年2回以上)、事業計画への反映 ・企画の実施 ・企画後のアンケート結果の集計と今後の対応の検討
3年後	・継続的な会議体の開催 ・札幌きらく会をはじめとする関係者との横展開に向けた新たな企画の実施	・会議体の開催実績(年2回以上)、新規企画の検討・開催、新たな関係機関との連携、事業計画への反映 ・企画のブラッシュアップ・実施、自治体との連携等

III. 成果報告会

1 実施概要

(1) 目的

わが国では、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現を図っているところである。複雑かつ多様な福祉の支援を求める声が強まる中、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスは、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方で、その被措置者数や利用者数は横ばいの状況が続いている。

その要因の一つとして、他の施設・サービスとの役割の差別化・明確化を含めた、施設の認知度に一定の課題があることが確認されている。このことから、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスにおいては、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

本取組報告会は、協力施設による地域共生社会の実現に向けた取組を振り返る機会とするとともに、全国の養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスによる取組促進や横展開へとつなげることを目的として開催した。

(2) 周知及び申込数・参加者数について

行政や関係団体に協力を得て取組報告の周知を行った。周知の方法は、以下に示すチラシを及びプログラム等を詳細に示した開催要綱をメールで送付した。

申込数は約 650 団体、参加者数は約 460 名であった。

図表 25 取組報告会チラシ・開催要綱（一部）

厚生労働省「令和5年度」老人保健福祉政策推進事業
地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について

支えあう地域づくり 取組報告会
— 地域福祉のフロントランナーを目指して —

開催日時・概要
2025年
2/21(金)
13:00-15:30

対象
・全国の養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営者及び職員
・自治体（福祉課長、地域づくり推進部の関係者等）
・関係団体（社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員、NPO法人等）
※その他、地域共生社会の実現に向けた取組に貢献のある方
※参加費無料の場です。参加費の負担はご自身の責任でお願いします。

開催形式
オンライン (Zoom) ※定員以上参加はできません

参加費用
無料（申し込みが必要です）※参加費には本事業の報告書（リーフレット）2冊、お申込みいただいたメールアドレスに送付いたします。（印刷代）

プログラム

時間	内容
13:00-13:05	開会の挨拶
13:05-13:10	事業概要の説明
13:10-13:25	講演：地域共生社会の実現に向けた取組の目指すもの 北本浩子氏（同和女子大学 教授「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホームと及び軽費老人ホームの取組のあり方について」報告書執筆委員）
13:25-14:50	協力施設取組報告 取組内容の発表（施設長）
14:50-15:25	意見交換会 北本浩子氏（ファンリサーチ・和歌女子大学 教授）、協力施設、厚生労働省
15:25-15:30	閉会の挨拶

お申込みはこちら
https://forms.gle/PePJDsCDUezreUFD6
※ 締切までにお申込みができません。申し込み締切までにご確認ください。
※ 申込後 株式会社ITデータ経営研究所
Email: yosuke@2025@itdata-gp.co.jp

【地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について】

支えあう地域づくり 取組報告会・地域福祉のフロントランナーを目指して 開催要綱

1. 趣旨
わが国では、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現を図っているところである。複雑かつ多様な福祉の支援を求める声が強まる中、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスは、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方で、その被措置者数や利用者数は横ばいの状況が続いている。その課題の一つとして、他の施設・サービスとの役割の差別化・明確化を含めた、施設の認知度に一定の課題があることが確認されている。このことから、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスにおいては、多様な地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

2. 開催概要

開催日時	2025年2月21日(金) 13:00～15:30
対象者	全国の養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営者及び職員、自治体（福祉課長、地域づくり推進部の関係者等）、関係団体（社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員、NPO法人等）
開催形式	オンライン (Zoom) ※定員以上参加はできません
参加費用	無料（申し込みが必要です）※参加費には本事業の報告書（リーフレット）2冊、お申込みいただいたメールアドレスに送付いたします。（印刷代）
プログラム	講演：地域共生社会の実現に向けた取組の目指すもの 北本浩子氏（同和女子大学 教授「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホームと及び軽費老人ホームの取組のあり方について」報告書執筆委員） 協力施設取組報告 取組内容の発表（施設長） 意見交換会 北本浩子氏（ファンリサーチ・和歌女子大学 教授）、協力施設、厚生労働省 閉会の挨拶
お申込み	https://forms.gle/PePJDsCDUezreUFD6 ※ 締切までにお申込みができません。申し込み締切までにご確認ください。 ※ 申込後 株式会社ITデータ経営研究所 Email: yosuke@2025@itdata-gp.co.jp

(3) 実施内容

取組報告会の内容は次のとおり。

- ① 開催日時：2025 年 2 月 21 日（金）13:00～15:30
- ② 開催方法：オンライン
- ③ プログラム

図表 26 プログラム

時間		内容	資料
13：00-13：05	5 分	開会の挨拶	－
13：05-13：10	5 分	「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」概要説明	資料 1
13：10-13：25	15 分	「地域共生社会の実現に向けた取組の目指すもの」 講演者：北本 佳子 氏（昭和女子大学）	資料 2
13：25-14：50	85 分	協力施設取組報告	資料 3-1～ 資料 3-8
14：50-15：25	35 分	意見交換会	－
15：25-15：30	5 分	閉会の挨拶	－

④ 配布資料

資料 1_事業概要説明資料

資料 2_講演資料：地域共生社会の実現に向けた取組の目指すもの

資料 3-1_社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 聖ヨゼフ・ホームの取組

資料 3-2_社会福祉法人大川医仁会 養護老人ホーム明光園の取組

資料 3-3_社会福祉法人浴風会の取組

資料 3-4_社会福祉法人徳風会 養護老人ホームかるな和順の取組

資料 3-5_社会福祉法人あさがお福祉会 ケアハウスあさがおの取組

資料 3-6_社会福祉法人呉ハレルヤ会 ケアハウス呉ベタニアホームの取組

資料 3-7_社会福祉法人エマオ会 ケアハウス・エマオの取組

資料 3-8_社会福祉法人宏友会 ケアハウス藤花の取組

⑤ 講演・意見交換ファシリテーター

北本 佳子 様

- ・昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科生活機構研究科福祉社会研究専攻教授
- ・「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」 検討委員会委員長

⑥ 登壇者

図表 27 登壇者

No	種別	施設	発表者
1	養護老人ホーム	社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 聖ヨゼフ・ホーム	総合施設長 平岡 様
2	養護老人ホーム	社会福祉法人大川医仁会 養護老人ホーム明光園	総括課長 澁田 様
3	養護・軽費老人ホーム	社会福祉法人浴風会	理事長 寺尾 様
4	養護老人ホーム	社会福祉法人徳風会 養護老人ホームかるな和順	相談課長 北出 様
5	軽費老人ホーム	社会福祉法人あさがお福祉会 ケアハウスあさがお	施設長代理 中川 様
6	軽費老人ホーム	社会福祉法人呉ハレルヤ会 ケアハウス呉ベタニアホーム	理事長 里村 様
7	軽費老人ホーム	社会福祉法人エマオ会 ケアハウス・エマオ	施設長 小山 様
8	軽費老人ホーム	社会福祉法人宏友会 ケアハウス藤花	業務管理課長 松浦 様

2 意見交換会の議論の概要

(1) 取組報告会で挙げられた意見について

取組報告会では、主に①地域の巻き込み、②法人や施設の取組のポイント、③行政との連携に関する内容について意見が挙げられた。以下に意見の概要を示す。

①地域の巻き込みについて

【取組内容等】

○明光園の取組では、法人内での仲間づくりから始まり、住民を巻き込んだ取組に発展している。また、浴風会ではイベント活動や地域との防災訓練など、様々な取組を地域と共に行っている。

○ケアハウス・エマオでは社会福祉協議会と連携をはかり、リーフレットを活用して活動内容等を地域へ周知することやアウトリーチ活動等を行い地域のニーズを把握している。

【課題対応に必要な考え方等】

○取組の促進において、施設主体ではなく、地域住民や関係者と協働する意識が不可欠であり、住民が支援を受ける側だけではなく、支援する側にもなれる仕組みが必要になる。

○広報などの工夫により住民の関心を引くことや、住民に押し付けにならないように自然な形で関与できる工夫が必要である。

②法人や施設の取組のポイントについて

【取組内容等】

- 呉ベタニアホームやケアハウス藤花では、カフェ等を運用することにより、利用者が地域の中で活躍することができる仕組みを構築しており、サービスを受ける側から提供する役割を担えるようにしている。
- 聖ヨゼフ・ホームの地域活動に関する取組では、初期段階では総合施設長と施設長の2名でプロジェクトをスタートし、外部との連携を進めるうえで、リーダーシップを発揮することを意識して取組を推進していた。
- うまく活動を進めている事例の中では、小規模な活動から開始して、徐々に拡大することで無理なく取り組める工夫を行っている。

【課題対応に必要な考え方等】

- 施設内だけでなく、地域とつながることを意識した活動が重要であり、やらされているのではなく、入居者が主体的に取組に参加することができる仕掛け作りが必要になる。
- スモールステップで取組を行うこともポイントの1つになる。小さな成功体験を積み重ねていき、活動の継続性を確保することが重要である。

③行政との連携について

【取組内容等】

- かるな和順では、地域の空き家問題を踏まえて、町営住宅（空き家）を利用した地域支援に取組を進めているが、前例がないとのことで行政との調整が課題となっている。
- ケアハウスあさがおでは、ケアハウスの空室を利用し、居住の提供を行う目的で居住支援法人の認可に向けて取り組んでいるが目的外使用の交渉において、行政と調整がつかないため取組が進めづらい状態となっている。

【課題対応に必要な考え方等】

- 取組をすすめるためには、行政と敵対するのではなく協力の姿勢を持つことが重要であり、行政の立場やルールを尊重しつつ地域の課題を共有して行政と共に解決策を考えるアプローチが有効である。
- 前例がないからできないではなく、前例がないから挑戦をするという意識が必要である。全国の成功事例などを収集し、行政に提案をすることで新しい取組の説得材料とすることができる。
- 施設のみではなく、社会福祉協議会やNPO 法人と連携を図り、多様な対応の可能性を模索する必要性について。

3 アンケート結果

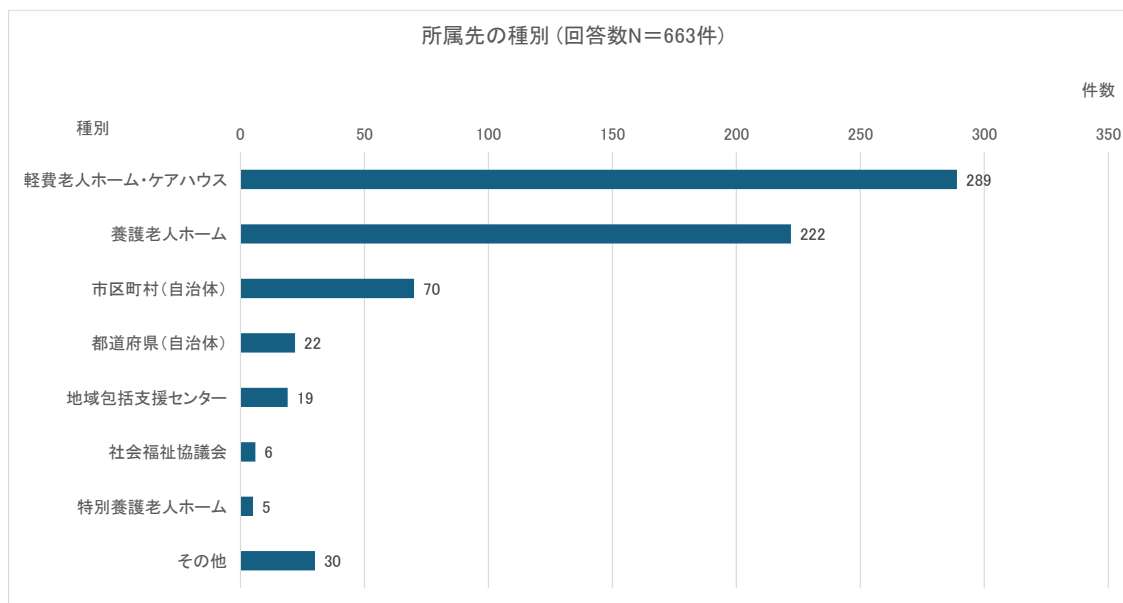
(1) 申込時のアンケート結果

取組報告会の申込時における主なアンケート結果を以下に示す。

①所属先

軽費老人ホーム・ケアハウスより 289 件、養護老人ホームより 222 件の申込があった。

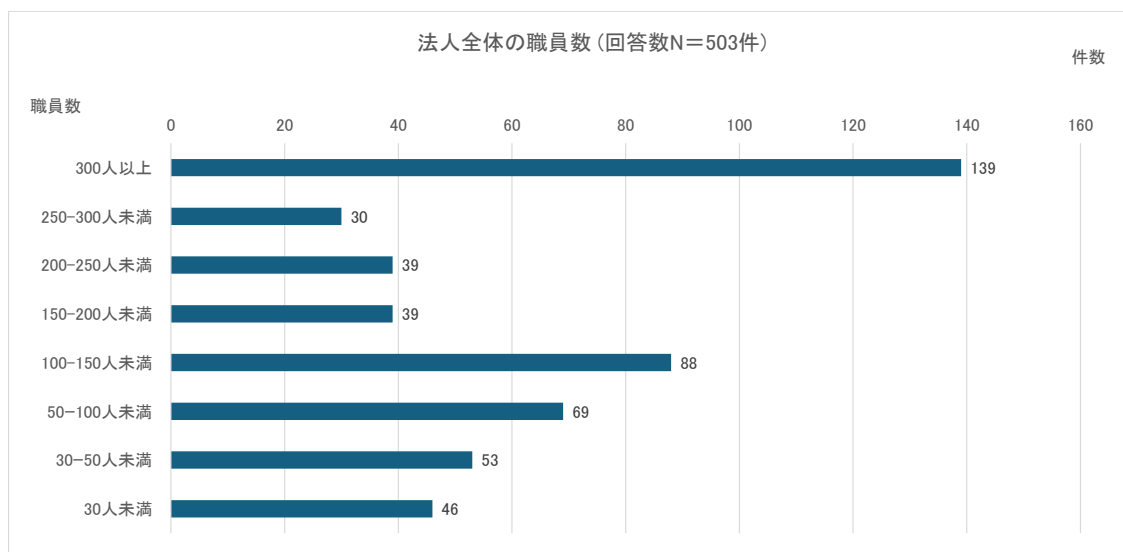
図表 28 所属先の種別



②法人全体の職員数

職員数 300 人以上の法人からの申込が最も多く 139 件であった。

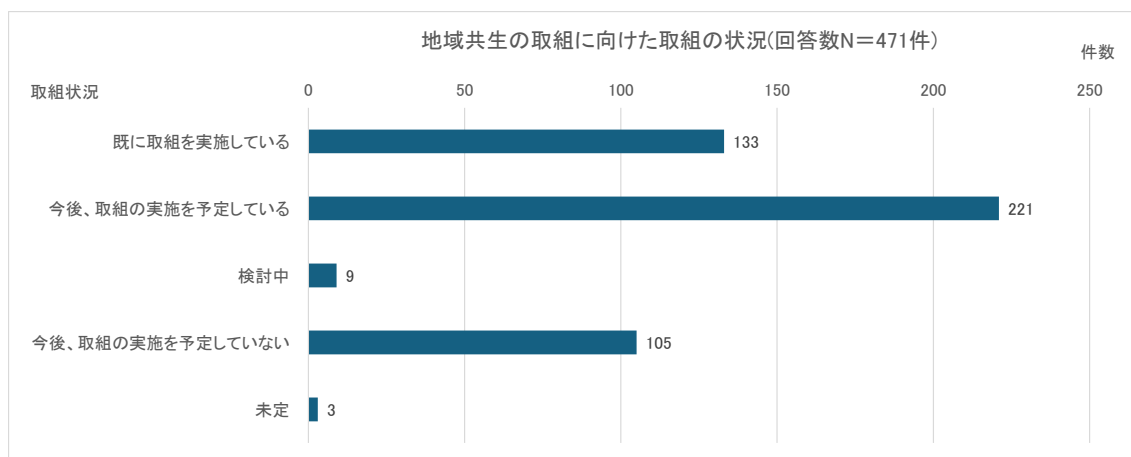
図表 29 法人全体の職員数



③地域共生の実現に向けた取組の状況

「今後、取組の実施を予定している」が最も多く 221 件であった。また、「今後、取組の実施を予定していない」が 105 件であったが、意見をみると、取組の意欲はあるが具体的な計画はない、何をすればよいか分からない等の情報不足に関する内容、事例を見て検討していきたいなど学習段階であることの内容が挙げられていた。

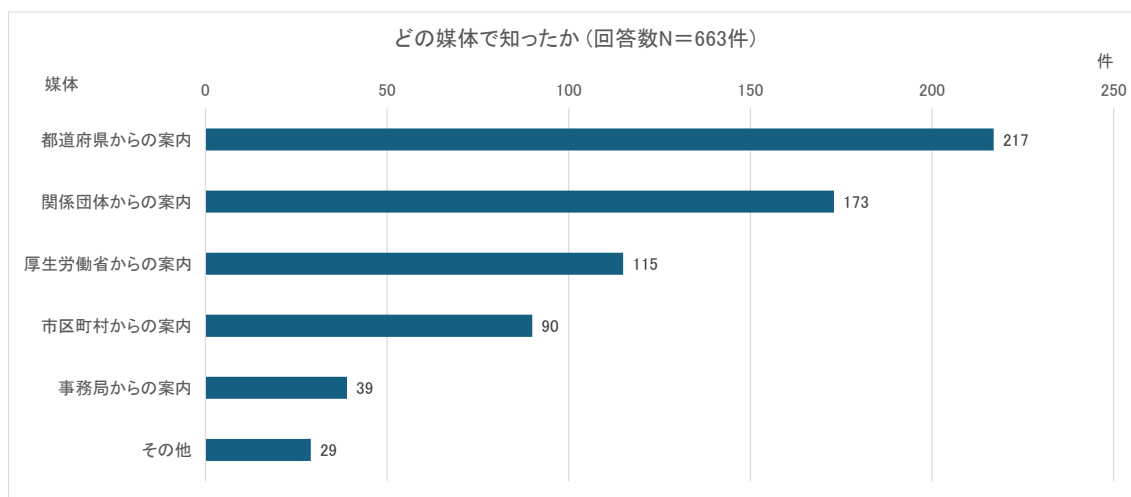
図表 30 地域共生の実現に向けた取組の状況



④取組報告会を最初に確認した媒体

都道府県からの案内が 217 件で最も多く、次いで関係団体からの案内が 173 件であった。

図表 31 取組報告会を最初に確認した媒体



⑤申込の動機

申込の動機については、地域共生社会の実現に向けた取組事例を知ることや地域共生社会の実現に向けた養護・軽費老人ホームの役割について理解するためという意見が多く確認された。

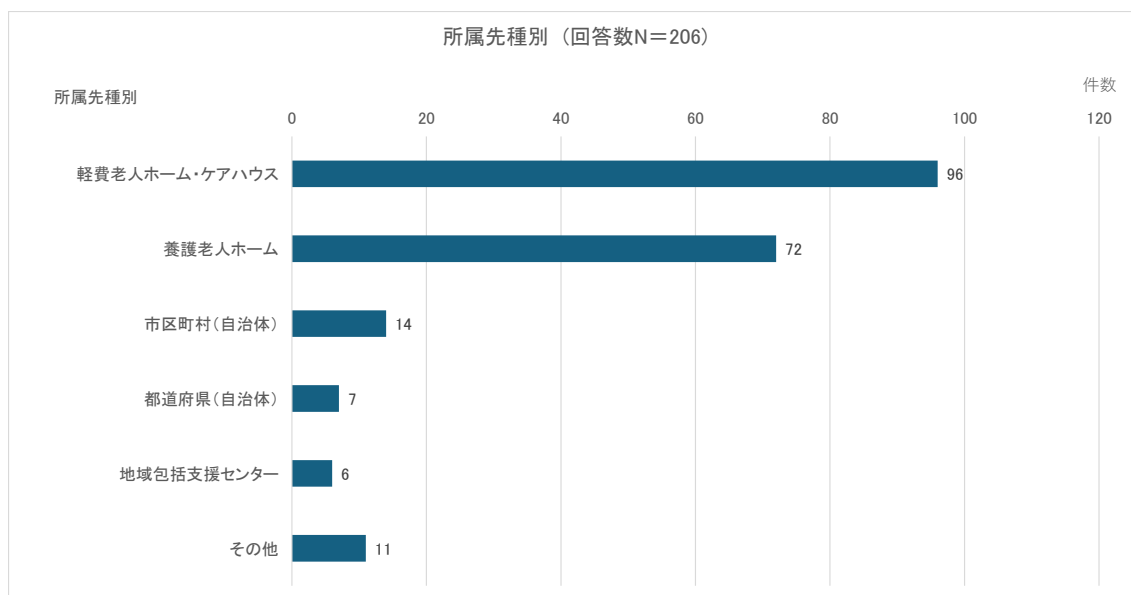
(2) 取組報告会参加後のアンケート結果

取組報告会後における主なアンケート結果を以下に示す。

①所属先

軽費老人ホーム・ケアハウス 96 件、養護老人ホーム 72 件であった。

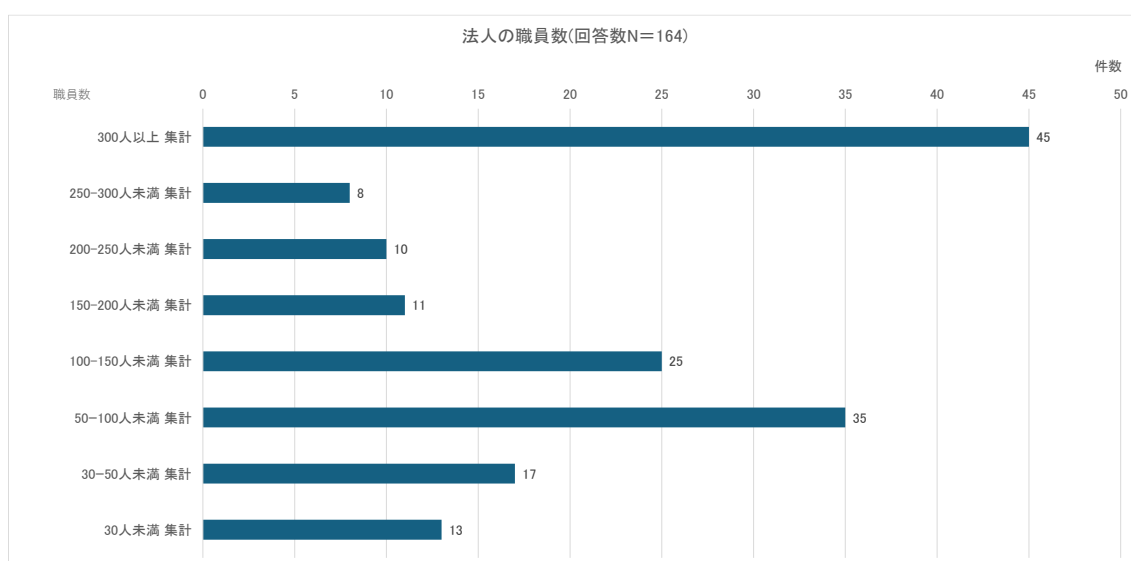
図表 32 所属先の種別



②法人全体の職員数

職員数 300 人以上の法人が最も多く 45 件であった。

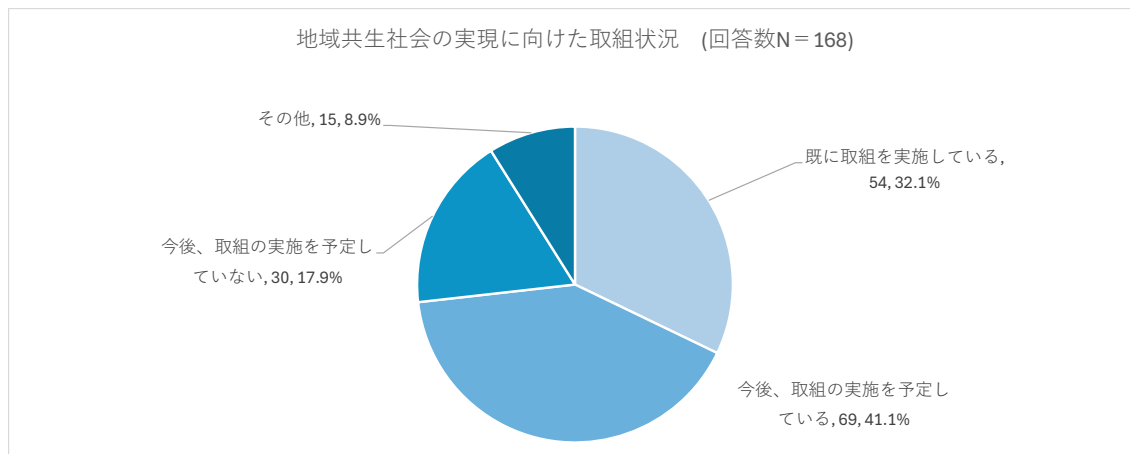
図表 33 法人全体の職員数



③地域共生の実現に向けた取組の状況

「今後、取組の実施を予定している」が最も多く 69 件であった。

図表 34 地域共生の実現に向けた取組の状況



④地域共生社会の実現に向けた取組を実施するにあたって、不安な点や困っていること
地域共生社会の実現に向けた取組における困りごと等は以下のようなものが挙げられた。(詳細は参考資料を参照)

職員の課題

- ・ 人材不足と業務負担：日常業務に追われ、新たな取り組みへの余力がない
- ・ 職員の理解と協力：地域活動の意義や必要性への理解が不足
- ・ 意識統一の困難さ：職員間で取り組みへの温度差がある

地域との関わり

- ・ 連携方法の不明確さ：どのように地域とつながればよいかわからない
- ・ 施設イメージの改善：「施設」という言葉に対する地域の敷居の高さ
- ・ 具体的な取り組み内容の検討：地域のニーズに合った活動の模索

行政との連携

- ・ 行政の理解と協力体制の構築
- ・ 複雑化する制度や法律への対応
- ・ 多分野にわたる連携の必要性

持続可能な仕組みづくり

- ・ 一時的ではない継続的な取り組みの実現
- ・ 人材や資金の確保
- ・ 感染症対策と地域活動の両立

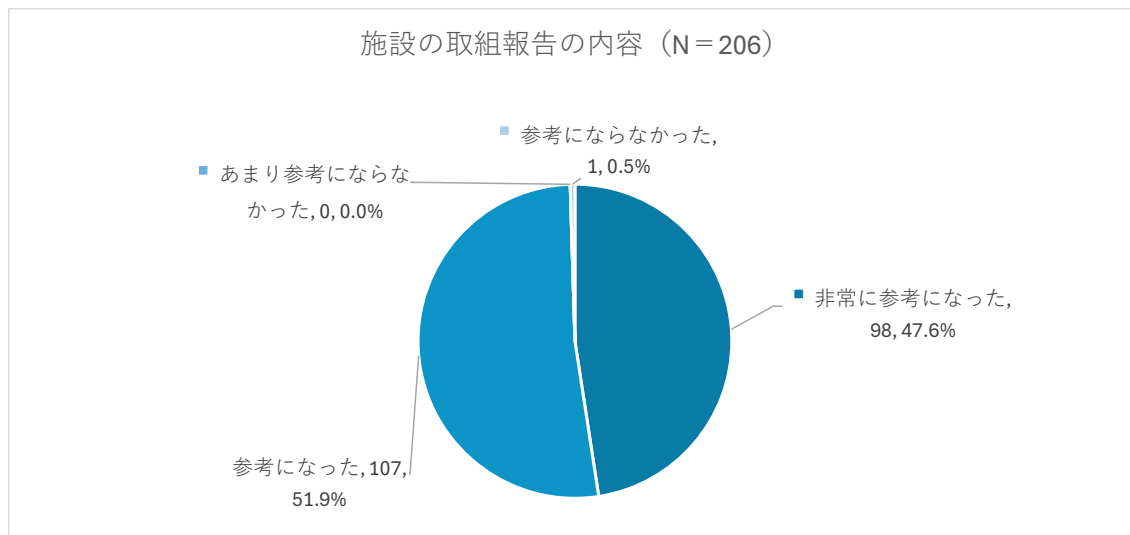
その他の課題

- ・ 地域共生社会の具体的なゴールイメージの不明確さ
- ・ 複雑化・多様化する相談内容への対応
- ・ 若い世代や新しい住民との連携

⑤取組報告の内容

「非常に参考になった」が47.6%、「参考になった」51.9%で、合わせると99.5%であった。

図表 35 施設の取組報告の内容の参考度



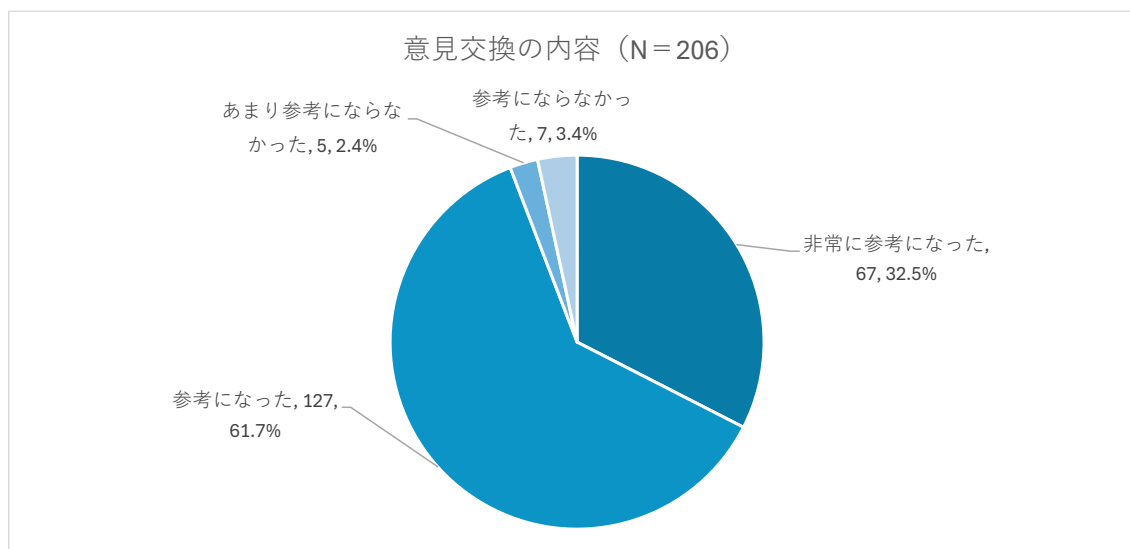
取組報告の内容について以下の意見があげられた。(詳細は参考資料を参照)

- 他施設の具体的な事例や成功・失敗例を知ることができ、自施設での参考や新たな取り組みのヒントになった。
- 地域との関わり方やアプローチ方法を学び、地域共生社会実現のための具体的な方向性を考えるきっかけになった。
- 事例を通じて、リーダーシップや関係機関との連携が取り組みを進める上で重要であることを再確認できた。
- これまで行っていなかった活動や新しい視点を知ることによって、施設運営や地域貢献に役立つ具体的なアイデアを得られた。
- 地域住民との交流方法やボランティア活動など、多様な取り組み事例が参考になり、自施設での展開を検討するきっかけとなった。

⑥意見交換の内容

「非常に参考になった」が32.5%、「参考になった」61.7%であり、合わせると94.2%であった。

図表 36 意見交換の内容の参考度



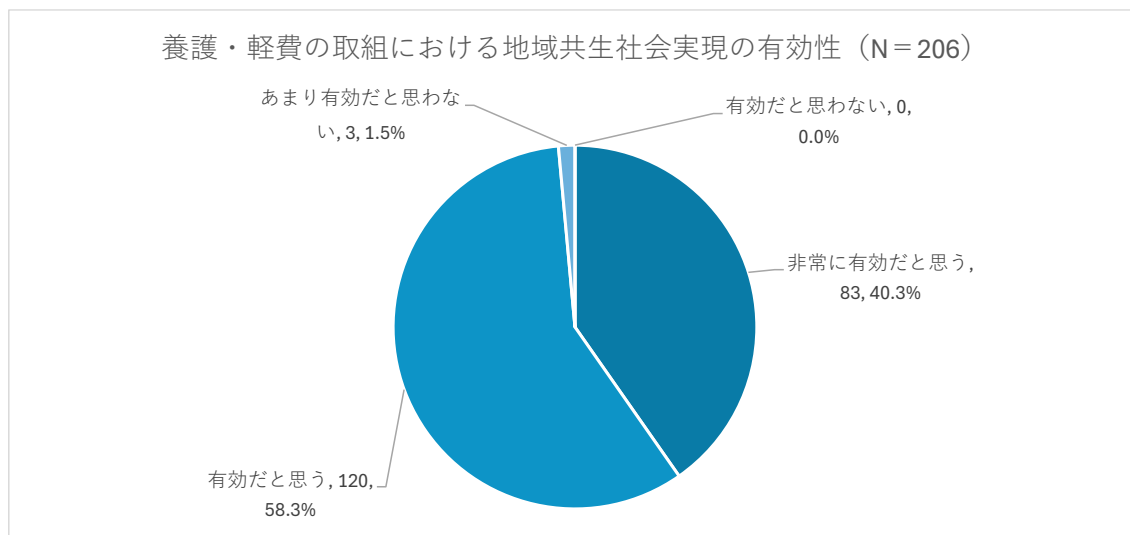
意見交換会の内容について以下の意見があげられた。(詳細は参考資料を参照)

- 具体的な事例や取り組みの詳細が聞けて、イメージがしやすく参考になった。
- 様々な立場の方からの意見や観点を聞くことができ、非常に参考になった。
- 行政とのコミュニケーションの取り方や連携の重要性について学べた。
- 取り組みに対する真意や考え方を直接聞くことができ、理解が深まった。
- 地域の特性に応じた課題への取り組み方や、できるところから始める重要性を学べた。

⑦養護老人ホーム・軽費老人ホームの取組における地域共生社会実現の有効性

「非常に有効だと思う」が40.3%、「有効だと思う」58.3%であり、合わせると98.6%であった。

図表 37 養護・軽費老人ホームの取組における地域共生社会実現の有効性



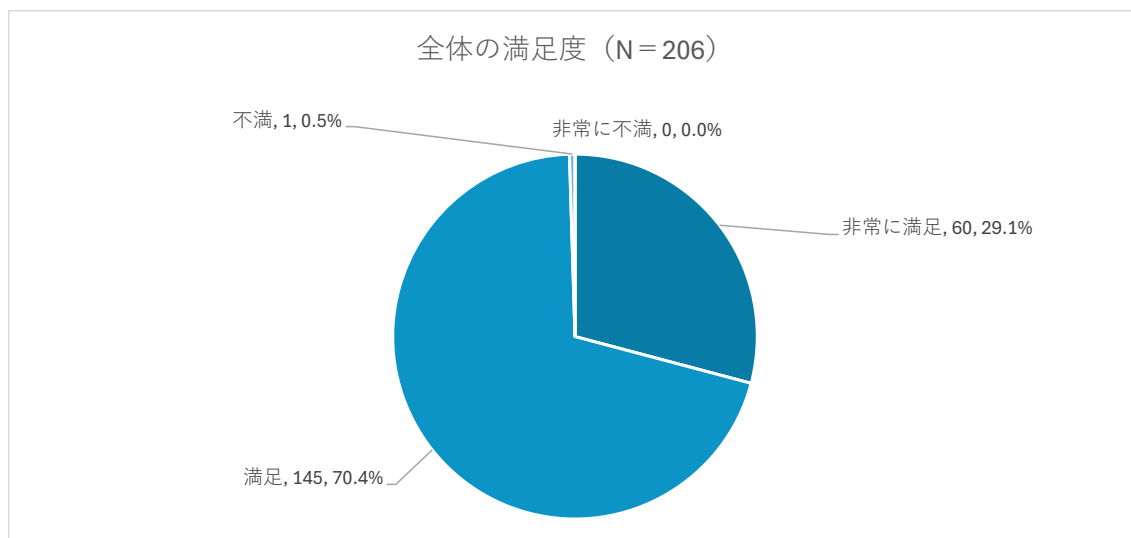
養護老人ホーム・軽費老人ホームの取組における地域共生社会実現の有効性について以下の意見があげられた。(詳細は参考資料を参照)

- 養護老人ホームや軽費老人ホームが持つ専門知識や資源を活かし、地域課題の解決に貢献できる。
- 施設と地域住民との交流を通じて、顔の見える関係が構築され、有事の際にも有効に機能する。
- 地域との関わりを持つことで、施設の存在や役割について地域住民の理解が深まる。
- 地域活動への参加を通じて、入居者の社会性維持や生活の質向上につながる。
- 介護保険や障害者福祉など、多様な福祉サービスを横断的に連携させる役割を果たせる。
- 地域共生社会の実現に向けた取り組みにより、職員の業務負担が増大する可能性がある。
- 入居者数が減少し経営が安定していない状況下で、社会貢献活動を行うことへの疑問がある。

⑧取組報告会全体の満足度

「非常に満足」が29.1%、「満足」70.4%であり、合わせると99.5%であった。

図表 38 取組報告会全体の満足度



全体の万速度に関する内容について以下の意見があげられた。(詳細は参考資料を参照)

- 様々な施設の具体的な取り組みや事例が紹介され、参考になる内容が多かった。
- 背景、目的、課題整理、実施内容、振り返りといった統一された流れで報告が行われ、理解しやすかった。
- 積極的な意見交換が行われ、多様な視点や考え方を学ぶ機会となった。
- 小さな取り組みからでも始められるという気づきを得られ、自施設での実践に向けたヒントになった。
- 各地域の特性に応じた関わり方や課題解決の方法が共有され、今後の活動に活かせる内容だった。
- 報告時間が限られており、背景や取り組み方法についてもっと深掘りした話を聞きたかった。

4 まとめ

(1) 報告会を通して得られた気づき

参加者からは、他施設の具体的な取り組み事例を知ること、地域共生社会の実現に向けた具体的な方策や新たな視点を得られたとの声が多く寄せられた。特に、小規模な活動から段階的に取り組むことで無理なく継続できる点や、地域住民が主体的に関わる仕組みの重要性に気づく機会となった。また、行政との連携では、前例がないからこそ挑戦する姿勢の重要性が再認識された。

(2) 地域活動の阻害要因

報告会では、地域活動の推進における阻害要因として以下の点が挙げられた。

- **人材不足と業務負担**：日常業務に追われ、新たな取り組みに割く余力がない。
- **職員の意識統一**：地域活動の意義や必要性についての理解に差があり、取り組みへの温度差が存在する。
- **地域との連携方法の不明確さ**：地域との関係構築の具体的な方法がわからない。
- **行政との調整の難しさ**：目的外使用の交渉や新規事業の許可など、行政との協力が進みにくいケースがある。
-

(3) 今後の取り組みに必要な要素

こうした課題に対応し、地域共生社会の実現に向けては以下の取り組みが求められる。

①行政との連携強化

行政との対立ではなく、協力体制の構築が重要である。行政の立場を尊重しつつ、地域課題を共有し、共に解決策を模索する姿勢が有効になる。また、全国の実践事例の収集と提案により、新しい取り組みへの理解を促進できる。

②スモールステップでの取り組み

小さな成功体験の積み重ねが、活動の継続性や職員の意識向上につながる。

③研修の実施とリーダーシップの育成

職員が地域活動の意義を理解し、主体的に関わるための研修が必要である。さらに、特定の担当者に依存せず、チーム体制の構築が求められる。

④社会福祉協議会やNPO法人等の連携

施設単独では対応が難しい課題に対して、地域の多様な団体と連携し、広範な支援体制を構築することが重要である。

IV. 検討委員会

1 検討委員会における検討について

委員意見の整理（第1回～第4回）

(1) 養護・軽費老人ホームの地域共生における役割と意義、課題

- 養護老人ホームや軽費老人ホームは、介護保険施設と比較して認知度が低いため、地域との関係性を深めることが重要である。地域共生の取組を進めることで、施設の持続可能性が向上し、地域の中での役割を明確にできる可能性がある。（第1回）
- 施設の認知度を高めるためには、地域住民に対して、養護老人ホームおよび軽費老人ホームの機能や役割を正しく伝えることが不可欠である。特に、民生委員や高齢者クラブと連携し、施設の活動を地域で発信することが求められる。（第2回）
- 施設の開かれた場としての機能を強化し、地域住民が気軽に立ち寄れるスペースを設けることが、住民の孤立を防ぐ観点からも重要である。（第2回）
- 高齢者のみならず、障害者や子どもなど多世代が交流できる場として機能することで、地域共生社会の拠点となる可能性がある。（第3回）
- 施設が地域共生の拠点として機能するためには、地域住民の自主的な活動を支援する仕組みも必要である。例えば、ボランティアの受け入れ体制を強化し、地域活動と施設の協力を円滑にすることが重要である。（第2回）
- 施設を活用した地域福祉の拠点化を進めるため、既存の施設を活かした新たなサービス提供の可能性を検討することが求められる。（第3回）
- 養護・軽費老人ホームは、地域共生社会の実現に向けた貢献が期待されており、地域へのアウトリーチ活動や支援の強化が求められる。こうした取り組みを強化することで、施設が地域の一員としての役割を果たし、より多くの住民と関わるができる。（第3回）
- 軽費老人ホームにおいては、利用者、設備、職員、機能をそれぞれ地域公益化することが求められる。特に、利用者を地域住民として位置づけ、第三者のために貢献する「三人称の生きがい」を促すことで、地域との結びつきを深める取組が可能になる。（第4回）
- 設備の地域開放や、職員の専門性（栄養士、介護職員等）の地域還元、さらにはそれらが生む機能を地域の福祉資源として活用する仕組みを整えることが重要である。（第4回）
- 現在、精神障害のある方が増えており、対応には専門的な知識が不可欠である。そのニーズは非常に高く、養護・軽費老人ホームの職員にも専門知識を学ぶ機会が必要である。ただ、施設職員のみで対応するには限界があり、理想的には、精神保健福祉士などの専門知識を持つ職員が常駐することが望ましいが、現実的には余裕がない。一方、児童分野では「保育所等訪問支援事業」があり、公認心理師や精神保健福祉士、

臨床心理士、言語聴覚士などの専門職が保育園に派遣され、一定回数訪問しながら専門的な相談に応じる制度が整っている。養護・軽費老人ホームの施設においても、同様に専門職が派遣されれば、職員が支援に関して悩んだ際に相談できる環境が整い、受け入れに際しての課題を解決する助けとなる。派遣された専門職が直接相談に応じることで、施設側の不安も軽減され、受け入れが促進されと考えられる。施設が触法者や精神障害者を受け入れる際には、専門的な知識を持つサポート体制の整備を提案するのも良いのではないか。(第3回)

- 精神保健福祉士の受験資格に関する課題もある。例えば、養護老人ホームの相談員が精神保健福祉士の資格を取得しようとする場合、その実務経験が受験資格として認められないため、資格取得を断念するケースがある。資格試験を受けるための実務経験の範囲が広がれば、相談員やそういう人材のモチベーションも上がるようにも考えられる。(第3回)

(2) モデル施設支援の方向性

- 地域共生のモデル施設支援を成功させるためには、各地域の特性に応じた支援が必要である。地域の事情によって高齢者の支援ニーズが異なるため、一律の支援モデルではなく、個別の状況に応じたアプローチを検討すべきである。(第1回)
- 施設と社会福祉協議会の連携は、地域共生の実現において非常に重要である。社会福祉協議会には、民生委員や高齢者クラブ、青少年団体等多様なネットワークが集約されているため、協力することで施設が地域ニーズを把握しやすくなる。(第1回)
- 施設を取組を地域に広めるためには、住民が実際に関われる機会を増やすことが重要である。例えば、施設内での地域向けセミナーや、地域住民が参加できるワークショップを開催し、施設の活動への理解を深めることが有効である。(第3回)
- 施設が地域活動の一部として子ども食堂や居場所支援を提供することにより、世代を超えた交流が生まれ、より効果的な地域連携が可能となる。(第3回)
- 施設職員だけでなく、入所者自身が地域活動に関与できるような仕組みを作ることで、施設と地域の一体感を高めることができる。(第2回)
- 地域共生社会の取組を横展開するためには、老健事業に頼らず、各施設や団体が主体的に取り組みを継続できる体制づくりが重要である。その際、自己点検や第三者評価によって可視化された成果を活かす視点も求められる。(第4回)

(3) 地域共生の推進に向けた具体的な取組

- 施設が地域共生の取組を進めるにあたっては、まず地域ニーズを把握することが重要である。例えば、独居高齢者の増加が問題となっている地域では、買い物支援や見守り活動を実施することが求められる。(第2回)
- 施設職員が地域に目を向ける機会を増やすために、生活相談員だけでなく、他の職員

にも地域との関わりを持たせる工夫が必要である。(第3回)

- 地域貢献は新たな取組として構えるのではなく、本来業務の延長線上で実施できることを出発点とすることが負担軽減につながる。例えば、施設内の行事や支援を地域に開くことで、入所者と地域の双方に好影響が期待できる。(第4回)
- 認知症カフェの事例などからも分かるように、地域のニーズ把握は試行錯誤の中で進めるものであり、施設側から積極的に情報発信し、地域との相互理解を深めることが求められる。(第4回)

(4) 地域展開の課題

- 施設と地域の連携がうまく進まない原因として、地域住民の関心の低さが挙げられる。地域住民の意識を高めるためには、施設の広報活動を強化し、施設の存在意義を発信することが重要である。(第3回)
- 行政が持つ地域福祉計画の策定期間に合わせた働きかけを行うことで、施設の取組を政策に反映させることが可能になる。(第3回)
- 目的外使用に関する制約が施設の地域貢献を阻害する可能性がある。自治体の裁量によりルールが異なるため、施設側からの提案による改善が求められる。(第3回)
- 行政との調整の難しさにおいては、対立から中立、協力へと段階を経て関係性を築く必要がある。目的外使用のような例外扱いは、その正当性や根拠を事前に明確に提示することが重要である。(第4回)
- 自治体内でも各部署のスタンスが異なることがあるため、報告書は「誰が読んでも概要が把握しやすい構成」とし、現場や自治体で活用しやすい形に整備することが求められる。(第4回)

(5) 人材不足とリーダーシップの課題

- 施設が地域共生の取組を進める上で、リーダー不在が大きな課題となることが多い。特定の職員に業務が集中すると、その職員が退職した場合に取組が継続できなくなる恐れがある。特定の担当者に依存するのではなく、チーム体制を構築し、業務を分担できるようにすることが必要である。(第2回)
- 若い人材を施設へ呼び込むためには、職員がどのようなスキルを習得できるかを明確に示す必要がある。スーパービジョンの活用や、実務経験を活かした研修の導入が有効である。(第3回)
- 施設長や理事長のリーダーシップだけではなく、職員の理解や地域を巻き込むことが重要である。リーダーシップを特定の人物に依存するのではなく、分散協働型で進める必要がある。(第3回)
- 地域共生の実現に向けては、施設長・副施設長など管理者層の理念に基づいたリーダーシップが核となり、その上で職員のリーダーシップを引き出すことが必要である。(第4回)

- 持続可能な地域支援のためには、リーダーとなる職員を育成する研修プログラムが重要である。特に、厚生労働省等と連携した研修によって、地域のリーダー人材を育てる体制づくりが求められる。(第4回)

(6) 報告書骨子案の検討

- 施設ごとの成功事例を具体的に記載し、他の施設でも実践可能な形で横展開できるように整理することが必要である。また、事業の成果を可視化し、実践につながる内容とすることが求められる。(第3回)
- 報告書には、成功事例だけでなく、失敗事例や課題点についても記載することで、今後の取組の参考になる内容とすべきである。(第3回)
- 報告書は実践知の集積として位置づけ、現場や自治体で活用されることを見据えて編集される必要がある。一度手に取った際に「どこを見れば概要が分かるか」が明確な構成にすることで、共有・活用の促進につながる。(第4回)

V. まとめ

1 本事業のまとめ（取組のポイント・留意点）

（1）地域共生社会の実現に向けた取組のポイントと留意点について

モデル施設支援、検討委員会の意見ならびに、昨年度事業（令和 5 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生 社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業）を踏まえた、養護・軽費老人ホームの地域共生社会の実現に向けた取組の手順別に、ポイントと留意点を示す。

図表 39 地域共生社会の実現に向けた取組のポイントと留意点の概要

カテゴリ	項目	ページ
取組全体の ポイント・留意点等	● 経営層が取組の実施に対して理解を持つ ● 取組の土台がある施設における取組の進め方	83
手順 1 事前準備	● 取組の実行体制づくり <取組に必要なプロジェクトメンバーとリーダーを選定する> <プロジェクトメンバー個々の特性を生かした役割分担を行う> ● 経営層から施設全体への取組のキックオフ宣言の実施 <経営層と現場層の取組についての考えを一致させる> ● 取組の情報収集	84
手順 2 課題の整理と 取組の決定	● 地域ニーズの把握と取組の決定 <地域ニーズを踏まえた取組を決定する> <施設の実状に応じた取組を行う>	85
手順 3 取組計画の作成	● 取組計画書の作成と柔軟な見直し ● 取組の実施に必要な事項の洗い出し ● 地域における連携先の模索 <既存の事業・取組との連携を検討する> <他機関との連携を検討する> ● 既存の資源や枠組みの活用を検討 ● 活用できる補助金・制度の検討	86 ～87
手順 4 取組の実施	● 職員・関係者の理解不足や心理的負担の解消 ● 試行錯誤を繰り返す ● 小さく取り組みを始める ● 地域へのアウトリーチ活動・情報発信	88 ～89
手順 5 取組の振り返り・計画 の見直し	● 取組の成果の見える化 ● 取組の振り返りの共有 ● 取組計画の見直し	90 ～91

養護・軽費老人ホームの地域共生社会の実現に向けた取組のポイントと留意点

取組全体のポイント・留意点等

経営層が取組の実施に対して理解を持つ

取組を成功させるには、経営者や管理者がその目的や意義を深く理解し、積極的に関与することが重要です。経営層の理解と支持があると、適切な資源の配分や人材の動員を迅速に行うことができ、組織全体のモチベーションや一体感が高まります。その結果、取組がスムーズに進みます。

また、経営層が取組を理解することは、外部との連携を強化するうえでも重要です。地域共生社会の実現には、他の機関や団体等との協力が不可欠であり、経営層が積極的に関わることで、より良い関係を築くことができます。こうした連携が取組の影響力を高め、より広範な支持を得ることに繋がります。

【参考：P.92 地域共生社会の実現に向けた養護・軽費老人ホームの取組の在り方について】

💡 アドバイス

特に、取組の経験や土台が十分ではない場合や取組の初期段階では、経営層がリーダーシップを発揮しつつ、現場職員を巻き込むことが大切です。ただし、経営層がトップダウンで一方的に指示を出すだけでは、現場の実情に合わない取組となり、職員のモチベーションの低下を招く可能性があります。そのため、職員の意見を尊重することに留意しましょう。

取組の土台がある施設における取組の進め方（OODA サイクルの活用）

一定の取組の実績や土台がある施設においては、本事業報告書で示す手順（PDCA サイクル）通りに進めるのではなく、すでに行っている（行ったことがある）取組をアセスメントした上で取組の意思決定を行う OODA サイクル*の手法もあります。

例えば、既に取り組を行っているもののうまくいかない場合や取組が頓挫した場合には、既存の取組の課題を分析することが大切です。課題の要因を分析することで、根本的な課題が特定され、対策を検討し、企画を軌道修正することによって、新たな取組につなげることができます。

【事例：P.28（浴風会）、P.45（呉ベタニアホーム）】

*OODA サイクル（Observe:観察、Orient:状況判断、Decide:意思決定、Act:行動）は、変化に素早く対応するための手法で、現状を把握し（Observe）、状況を整理して判断し（Orient）、適切な意思決定を行い（Decide）、すぐに行動へ移す（Act）ことを重視します。OODA サイクルを取り入れることで、状況の変化に応じて柔軟に取組を見直し、迅速な対応が可能となります。

手順Ⅰ 事前準備

取組の実行体制づくり

<取組に必要なプロジェクトメンバーとリーダーを選定する>

プロジェクトメンバーは施設長といった現場のマネジメント層および現場の中核的人物を中心に、問題意識や意欲を持って取り組むことができる職員、地域や外部関係者との連携に関わる職員等を選抜します。また、プロジェクトリーダーは法人の理念や取組の目的を理解し、現場職員との信頼関係を築くことができる人物、リーダーシップを発揮できる人物等が望ましいでしょう。

【参考:P.23～61 各施設の取組計画のⅣ実施体制】

💡 アドバイス

特定の個人がプロジェクトリーダーを務めることが難しい場合は、シェアードリーダーシップ*(*リーダーの役割を特定の個人に固定せず、チームメンバー全員が状況に応じてリーダーシップを発揮するスタイル)の活用も検討すると良いでしょう。シェアードリーダーシップでは、各メンバーが得意分野を活かして意思決定に関与し、相互に支え合うことで、一人に負担が集中しないことによる取組の持続可能性の向上や多様な視点や知識が活かされることによる組織の柔軟性の向上等が期待できます。

<プロジェクトメンバー個々の特性を生かした役割分担を行う>

プロジェクトチームを作っても、特定の職員に負担が集中すると、うまく機能しません。そのため、職員の得意分野を活かした役割分担を行いましょう。例えば、「外部とのつながりが多い職員には外部連携を担当してもらう」「デザインが得意な職員には広報用のリーフレット作成を任せる」など、それぞれの強みを活かすことで、取組の効果を高め、職員のモチベーション維持にもつながります。

また、取組内容に応じて、法人内の他事業所や外部機関の関係者、入所者・入居者を巻き込むことも積極的に検討しましょう。

経営層から施設全体への取組のキックオフ宣言の実施

<経営層と現場層の取組についての考えを一致させる>

取組は、経営層から現場のマネジメント層、そして現場職員までがその目的を理解し、全員が納得したうえで進めることが重要です。そのため、取組の開始時に経営層が法人の理念や取組を通じて目指すものを明確に伝えましょう。また、取組が法人理念や運営方針に基づいていることを強調することで、職員の理解を深め、一体感を高めることができます。

【事例:P.25(明光園)、P.45(呉ベタニアホーム)】

取組の情報収集

特に、初めて取組を実施する際には、関係団体で実施する外部の研修会等に参加して取組事例等の情報を収集することで、取組の視野を広げ、参考にすると良いでしょう。

手順2:課題の整理と取組の決定

■ 地域ニーズの把握と取組の決定

<地域ニーズを踏まえた取組を決定する>

取組を検討する際には、まず地域ニーズを把握することが重要です。地域ニーズに合致しない取組は、関係者の巻き込みができない、取組の効果が得られない、その後の展開が広がらないといった失敗が生じやすくなります。そのため、自治体の担当者や地域の関係者等から地域ニーズを収集したうえで、施設（および入所者・入居者）の課題や強みを活かした実現可能な取組を決定することが望ましいでしょう。

【事例:P.25（明光園）、P.31（かるな和順）】

💡 アドバイス

地域との接点がない等の理由から、地域ニーズの収集にハードルの高さを感じる施設も少なくありません。このような場合には、施設（および入所者・入居者）の課題を契機に、地域に向けて施設としてできる取組を開始し、その後地域関係者との接点を得て、地域のニーズの把握を行い、次の取組の検討につなげると良いでしょう。

【事例:P.45（呉ベタニアホーム）、P.58（ケアハウス藤花）】

<施設の実状に応じた取組を行う>

取組の最終決定にあたっては、施設の人的・物的資源を踏まえ、どのような取組が現実的に実施可能なのかを見極める必要があります。

また、はじめから高い目標を立てると、取組の実現や継続ができず、失敗を招く可能性があるため、小さく取組を開始し、徐々に必要な要素を追加するようにしましょう。

【事例:P.52（ケアハウス・エマオ）、P.58（ケアハウス藤花）】

手順3:取組計画の作成

取組計画書の作成と柔軟な見直し

取組計画書を作成することで、必要な内容を整理し、プロジェクトメンバーと共有することができます。計画書は一度作成して終わりではなく、取組の進行に応じて随時修正を加えることで、現在の取組に不足している要素や進捗の確認ができます。

【参考資料:P.121 取組計画書フォーマット・記載例】

💡 アドバイス

実際の取組を進める中で、取組が地域のニーズに合わなかった場合や関係者との調整・交渉が困難な場合等取組が思うように進まない場合があります。このような場合には、取組内容の軌道修正を行うことが重要です。また、戦略的に取組を撤退する選択肢も考慮すべきです。進めることだけが正解ではなく、状況に応じて立ち止まり、再評価することが次の成功へ繋がる場合があります。柔軟に計画を見直し、必要に応じて方向転換することで、より効果的な取組を実現できるようになります。

取組の実施に必要な事項の洗い出し

取組を実施する際は、内部の体制整備、資材の準備、研修の実施などが重要です。また、外部との連携も欠かせません。取組によっては、自治体からの許認可や定款変更が必要な場合があるため、特に重要な確認事項を洗い出すようにしましょう。

【事例:P.18(聖ヨゼフ・ホーム)】

地域における連携先の模索

<既存の事業・取組との連携を検討する>

新たな取組を実施する際は、既存の事業や取組と連携することで、より大きなシナジーを生む場合があります。複数の取組が連携することで、取組の周知や対象者へのアプローチが効果的に行えるよう、連携の可能性を検討しましょう。

【事例:P.18(聖ヨゼフ・ホーム)、P.25(明光園)】

<他機関との連携を検討する>

地域共生社会の実現に向けた取組の実施においては、他機関との連携は重要な鍵です。施設の人員等の体制が限られる中においても、他機関と協力関係を築くことによって取組を継続的に進め、さらに展開させていくことができます。必要な時に、連携することができるように、連携先をあらかじめ検討しましょう。取組の目的に応じた、施設にとって身近でつながりやすい連携先や特に連携を強化したい対象から声をかけていくことが有効です。

また、他機関との連携を進めるためには、まずは施設の存在や役割を知ってもらうこと、顔の見え

る関係を積み重ねることが重要です。さらに、施設から他機関へ施設長や生活相談員が直接足を運び、地域の課題意識の共有や取組の企画への意見交換等を繰り返す中で、協力関係を築く対応等も考えられます。

なお、取組内容によっては、自治体等の関係機関の他部署との関わりが必要となる場面があります。このように関係機関の横の連携を促すことが必要な場合には、共通目標を掲げることが、取組を円滑に進めるポイントになります。

【事例:P.18(聖ヨゼフ・ホーム)、P.31(かるな和順)、P.39(あさがお福祉会)、P.52(ケアハウス・エマオ)、P.58(ケアハウス藤花)】

《連携先の例》 ※連携先は取組内容や各機関及び施設の状況を踏まえ検討ください

自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、NPO 法人、民生委員、老人クラブ、その他身近な地域の支援機関や法人内の事業所、既存事業・ネットワークの関係機関(重層的支援体制整備事業における各事業の関係者、居住支援協議会、災害福祉支援ネットワーク等)、地域の会議体、外部研修参加者 等

💡 アドバイス

取組を円滑かつ効果的に進めるためには、まず課題の当事者や連携機関に対し、事前の聞き取り調査を実施することが重要です。具体的には、取組の趣旨や概要を説明した上で、取組を実施した場合に期待される効果、想定される課題とその対応策について聞き取りを行います。この結果、これまで考慮していなかった新たな課題やニーズを把握し、より実効性のある取組へとつなげることが可能となります。また、関係者との協力体制を構築し、スムーズな取組の実施に向けた準備を整えることにもつながるでしょう。

既存の資源や枠組みの活用を検討

取組実施には会議体の形成や周知用リーフレットなど、無形・有形の準備が必要です。新たに立ち上げや作成を行うより、既存の資源や枠組みを活用することで、コストや時間の負担を軽減できます。施設や法人内部で活用できるリソースがないか確認しましょう。

【事例:P.28(浴風会)】

活用できる補助金・制度の検討

取組の実施には資金が必要な場合が多いため、活用できる補助金や制度を調査し、資金確保を進めましょう。行政への相談や、先行している施設からの聞き取りも効果的です。また、補助金や行政委託事業を活用することで、職員の励みとなり、取組の実施がスムーズに進む可能性があります。

【事例:P.18(聖ヨゼフ・ホーム)】

手順4:取組の実施

職員・関係者の理解不足や心理的負担の解消

取組の実施段階では、職員や関係者の認識の違いや理解不足が起こりがちです。この問題に対処するため、キックオフ宣言にとどまらず、特に経営層による法人全体での取組姿勢の明確化や目的の共有を繰り返し行うことが重要です。

また、取組によっては、職員やその他関係者の不安や心理的負担が生じやすくなります。これを軽減するためには、座学や実践を通じて、取組のやり方を学んでもらう等の工夫を検討することも有効です。

【事例:P.18(聖ヨゼフ・ホーム)、P.45(呉ベタニアホーム)】

試行錯誤を繰り返す

取組を進めるうえで、職員の巻き込み、地域活動の運営など、様々な課題が生じることは避けられません。しかし、こうした壁を乗り越えるために試行錯誤を繰り返すことで、人材の育成やノウハウの蓄積につながり、取組を推進するためのマネジメントの基盤が整っていきます。

取組の実行段階では、「まずはやってみる」という姿勢と修正を繰り返しながら進めていくことが重要です。実際に動きながら試行錯誤を続けることで、課題を克服しながら取組を発展させることができます。

取組の進捗状況にかかわらず、必ず振り返りを行い、うまくいった点や課題と対応を整理することで、次の取組の質を向上させることができます。期限を決めて、試行錯誤を繰り返しながら、柔軟に取組を進めていくことが重要です。

【事例:P.28(浴風会)】

小さく取り組みを始める

取組を小さく始めることは、持続可能な活動につなげるために非常に重要です。取組を大規模に始めると、例えば運営負担や初期コストの増大、多くの関係者との調整による取組の停滞というように、予期せぬ課題に直面し、取組がスムーズに進行しない可能性があります。そのため、取組の開始時は、実施規模や参加人数を絞って試行的に取組を行い、そこで発生する課題を確認し、改善策を講じることが望ましいです。このように、スモールスタートをすることで、実際の課題を早期に把握し、適切に対応することができ、取組を持続可能な形で進めていくことができます。

加えて、関係者と協力し合い、信頼関係を築きながら活動を進めることが、取組を長期的に維持するための力強い支えとなります。

【事例:P.45(呉ベタニアホーム)、P.52(ケアハウス・エマオ)、P.58(ケアハウス藤花)】

■ 地域へのアウトリーチ活動・情報発信

地域へのアウトリーチ活動や情報発信は、取組やサービスの認知度を高めるためにも非常に重要です。地域住民へのアウトリーチが不足し、広報・周知活動が不十分であると、既に展開している取組やサービスが認知されず、結果として十分に活用されないことにつながります。

この対応として、地域との連携を強化し、地域住民へのアクセスや周知を促進するためにイベントの開催が有効です。また、ターゲットを明確にし、そのニーズに応じた周知方法を整理することが重要です。さらに、チラシやホームページ、SNS 等のツールを活用した情報発信を行うことで、効果的に周知が進み、一定の成果を得ることができます。

【事例:P.18(聖ヨゼフ・ホーム)、P.52(ケアハウス・エマオ)】

手順5:取組の振り返り・計画の見直し

取組の成果の見える化

例えば、地域の関係機関とのネットワークの拡大、施設の認知度の向上、相談件数の増加といった取組の成果を可視化することで、施設は自分たちの活動を定点観測し、課題や改善点を見直す機会とすることができます。さらに、可視化された成果は、他の機関や地域への共有がしやすくなり、同様の取り組みを展開する際の参考となります。これにより、成功事例や課題を学び合いながら、より効果的な支援や活動へとつなげることが可能となります。また、関係機関や地域住民に対しても、成果とともに取組の意義を具体的に伝えやすくなり、共感や協力を得るための重要な要素となります。

図表 27 地域共生社会の実現に向けた取組の成果（効果と影響）の例

効果	副次的な効果（影響）
（施設） ✓ 施設の認知度の向上 ・ 自治体、地域包括支援センター等の関係機関や地域住民との顔の見える関係の構築と施設の取組や支援内容の理解 ・ 地域や関係機関とのつながりの深化 ✓ 地域ニーズの把握と理解の深まり （職員） ✓ 職員の法人理念への理解 ✓ 困難事例対応におけるノウハウの蓄積 ✓ 職員の支援スキルの向上 ✓ 職員の地域に対する視野の広がり （入所・入居者・地域住民等） ✓ 入所・入居者の会話量の増加 ✓ 入所・入居者の主体的な活動の増加、いきいきとした反応の増加 ✓ 地域住民と入所者・入居者のつながり ✓ 保護観察者・入所者双方の社会とのつながり ✓ コロナ渦で停滞した地域とのつながりを取り戻した 等	（施設） ✓ 相談件数の増加 ✓ 入所・入居数の増加（稼働率の向上） ✓ 地域住民の施設への就職（人材の確保） （職員） ✓ 職員の働きがいの向上と職員の定着 ✓ 施設全体の良好な組織風土の醸成や好循環への波及 （入所・入居者・地域住民等） ✓ 法人・地域の活性化 ✓ 新たな取組への波及 等

※この他、取組のプロセスにおける試行錯誤によって得られた知見も成果とみなす

■ 取組の振り返りの共有

取組実施の効果や課題について定期的に振り返りを実施することは、その取組の質を向上させ、より良い成果を生み出すために重要です。振り返りでは、取組における障壁や成果だけでなく、職員のモチベーションやコミュニケーションといった目には見えない副次的な効果についても議論し、整理します。このプロセスを通じて、取組についてより深く理解することができます。

また、取組を記録に残すことは、このプロセスの核心部分となります。この記録は、取組のノウハウを体系的に蓄積し、その知識を組織内で共有するための貴重な資源となります。さらに、これらの記録は、今後の継続した取組の実施や、新たなプロジェクトへの知見の横展開において、非常に有用な基礎資料となります。振り返りを定期的に実施し、記録に残すことで、組織は過去の経験から学び、未来の取組に活かすことができます。この継続的な学習と改善のプロセスが、組織の成長と発展を支える基盤となります。

【参考資料：報告書別冊】

■ 取組計画の見直し

取組計画通りの成果が得られなかった場合でも、落胆する必要はありません。むしろ、成果や課題は計画時にすべて想定できるものではなく、実際に取組を進める中で見えてくることが多いものです。大切なのは、計画に固執するのではなく、うまくいった点や課題となった点を分析し、取組計画を見直すことです。そうすることで、PDCA サイクルを継続的に回し、より効果的な取組へとつなげることができます。

【参考資料：P. 121 取組計画書フォーマット・記載例】

2 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生社会の実現に向けた取組の在り方及び促進方法と今後の課題

(1) 地域共生社会の実現に向けた養護・軽費老人ホームの取組の在り方について

養護・軽費老人ホームが地域共生社会の実現に向けた取組を行うことは、施設自身の地域における役割を明確にし、その認知度を高めるうえで重要な意義を有している。施設が地域住民や自治体、関係団体と積極的に情報連携や協力関係を築き、地域課題に応じた支援を行うことで、地域社会の中で欠かせない存在となる。関係者等と地域住民が抱える困難を共有し、共に解決策を考え続けて取組を積み重ねていくことが、地域の福祉ネットワークを強固なものにしていくと言える。

一方で、改正社会福祉法に基づく地域における公益的取組の必要性は広く認識されているものの、具体的にどのように一步を踏み出すべきかについては、施設にとって大きなジレンマとなっている。多くの場合、地域課題への対応を壮大な事業として捉える傾向があるが、重要な一步は、施設が持つ強みを最大限に活用しながら、まず入所者・入居者のニーズに応えること、そして同時に地域に目を向けることである。例えば、入所者・入居者のニーズに応じた施設の行事に地域住民の方を招いて接点を持つことで、地域のニーズを拾い上げ、その後の地域活動への展開が期待できる。また、人員の確保が難しい、目の前の業務に追われているといった理由から、取組に踏み出せない施設においても、身近な課題に焦点を当て、日頃の支援の延長線上として取組の視点を外に向けてみることで、自分たちができる範囲の小規模な取組からスタートすることで、地域共生社会の実現に向けて確実に一步を踏み出すことが可能となる。

なお、現状では、同一法人内で取組を行う場合、他のサービス事業所等が地域における取組の中心となることが多いが、養護・軽費老人ホームも中心的な機関と連携しながら取組を進めることが求められる。例えば、同一法人内の特別養護老人ホームと協力して、地域アセスメントを実施する、イベントを共同開催することで、相互に補完し合う関係を築くことができる。他のサービス事業所もまた、地域の中で支援を担う立場にあり、同様の課題を抱えていると考えられることから、それぞれの特色を活かしながら共同で取組を進めることが重要である。さらに、こうした取組を推進するうえでは、法人本部の積極的な関与も不可欠である。法人全体として地域共生の方向性を明確にし、各施設が一貫性を持って地域活動に取り組めるよう支援することで、より効果的な展開が可能となる。加えて、法人本部が旗振り役となることで、施設間の連携が強化され、地域に根ざした持続可能な活動を実現することが期待できる。

その他、地域課題を捉え、既存の重層的支援体制整備事業等の既存事業に組み込むことも現実的な手段として考えられる。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組の促進方法と今後の課題等について

<施設の継続的な取組に向けた促進方法について>

○ 取組の普及啓発活動と取組事例の創出に向けた仕組みづくり

取組報告会の開催を通じて、参加者に養護・軽費老人ホームの役割や取組手法への理解が深まったことが確認された。また、登壇者にとっても、自身の取組を振り返ることでさらなる深化が図られ、横展開の手法を学ぶ機会となった。こうした報告会の活動は、施設の実践力向上に寄与する重要な機会である。

今後は、取組の普及・定着を図るために、以下のような具体的な仕組みを構築する必要があると考えられる。また、これらの仕組みを構築するには、国や業界団体のバックアップが特に欠かせない。

① 取組の意義・基本的な手順の理解を促す研修の充実

施設職員が取組の目的や意義を明確に理解し、適切な手順で進められるよう、研修会の充実を図る必要がある。具体的には、取組の計画立案から実施・評価までのプロセスを学ぶ研修の開催や、地域共生社会の意義を具体的に理解するためのオンライン講座等の提供が考えられる。また、施設だけではなく自治体担当者等を交えた意見交換の場を設け、施設と自治体が共通認識を持てるような機会を創出することも重要である。

② 事例の共有と意見交換の場の設置

取組を推進する上で、成功事例だけでなく、試行錯誤の過程や失敗事例も共有することが重要である。例えば、「取組の課題共有会」を定期的で開催し、各施設が直面した困難や解決策をオープンに話し合う場を設けることで、取組の質を高めることができる。また、他施設との情報交換を促進するため、視察の機会を増やし、直接学び合える環境を整えることも有効である。

③ 取組事例の蓄積と情報共有の仕組みづくり

各施設の取組事例を体系的に収集・蓄積し、それらを効果的に共有できる仕組みを構築することが必要である。例えば、全国の施設が自由に閲覧できる「事例データベース」の設置や、定期的な事例発表会の開催が考えられる。また、各施設が自らの取組を発信しやすくするために、動画配信やニュースレターの発行、SNSの活用なども検討すべきである。

④ 取組をサポートするその他の支援の充実

施設が安心して取組を進められるよう、以下のような支援策を検討することが望ましい。また、業界団体においては、施設が安心して取組を進められるよう、情報提供やネットワーク構築の支援等を行い、円滑な取組の推進を後押しする役割が期待される。

- 窓口の設置やアドバイザー等の派遣：取組に係る相談窓口を設け、取組に役立つ事例等の情報提供や取組の企画段階からアドバイザーが関与し、施設の課題に応じた助言や壁打ちの役割を担うことで取組を支援する。なお、すでに取組を行っている先行施設の担当者等、地域共生社会の取組に関するアドバイザーとなりうる人材の情報収集や養成、相談をつなぐ仕組みの構築を同時に検討していくことも必要である。
- 取組に関する手引き・事例集の作成：施設が取組を進める際に参考にできる手引きを整備し、取組のポイントとともに事例を紹介する。
- 財政的支援の活用促進：地域活動に関する補助金制度の周知を強化し、施設が取組を実施しやすい環境を整える。また、企業や地域住民等との協力により、寄付やクラウドファンディングの活用を検討することも一案である。

⑤ 横展開に向けた普及啓発の強化

成功事例を他施設へ横展開するためには、施設間のネットワークを強化し、積極的な情報交換を促進することが不可欠である。例えば、地域ブロックごとの交流会を定期開催し、実際の取り組みについて意見交換の場を設けることが有効である。また、地域で関連する社会資源のネットワーク化を推進し、多様な社会資源を巻き込みながら横展開に向けた勉強会や情報交換会を実施することも考えられる。さらに、業界団体等が、全国的なシンポジウムを開催することで、取組に対する機運の醸成にもつながる。

なお、国や自治体においても施設の取組状況について把握等を行った上で、自らが開催する会議等で情報共有や意見交換を実施することで、管内の施設や自治体等に地域共生社会の実現に向けた取組における理解が促進すすみ、更なる普及が期待できる。

これらの仕組みを整備することで、養護・軽費老人ホームの地域共生社会の実現に向けた取組を一過性のものではなく、持続可能な形で発展させるとともに、実効性のある取組を加速させることが期待される。

○ 生活相談員等の役割の重要性

養護・軽費老人ホームにおける生活相談員の役割は、ソーシャルワーク機能の観点から極めて重要である。生活相談員は、入所者・入居者が安心して生活できるよう、日々の生活支援だけでなく、社会的なつながりの維持や自立支援に努める必要がある。そのためには、個別のニーズに応じた適切な支援計画を立案・調整するケアマネジメントが求められる。また、入所者・入居者の権利を守り、適切なサービスが受けられるよう支援する権利擁護も生活相談員の重要な役割の一つである。さらに、生活相談員は、家族や地域の関係機関、行政、医療機関などと連携し、包括的な支援体制を整えるネットワーキング機能を果たすことが不可欠である。これにより、入所者・入居者が地域の資源を活用しながら、より充実した生活

を送ることが可能となる。また、エンパワメントを通じて、入所者・入居者の自己決定を尊重し、主体的な生活を支援することも求められる。

加えて、養護・軽費老人ホームの生活相談員は、施設内の支援だけでなく、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する役割を担っている場合もあるが、さらなる促進が求められる。例えば、地域住民との交流の機会を創出し、施設を開かれた存在にすることで、地域福祉の向上に寄与することができる。これはソーシャルアクションの一環であり、施設が地域の一員として積極的に関わることを促進する重要な役割を果たす。

生活相談員の本来業務である入所者・入居者への支援と、地域共生社会の実現に向けた取組は、決して相反するものではなく、両輪として機能するものである。入所者・入居者の生活の充実が地域とのつながりを深め、地域との連携が結果として入所者・入居者のより良い生活につながる。この相互作用を意識しながら、生活相談員は多様なソーシャルワーク機能を活用し、施設と地域の双方に貢献する役割が求められている。このような観点から、検討委員会においては、コミュニティソーシャルワークの意識化・周知を進めるとともに、研修プログラムへの組み込みが必要ではないかとの意見が挙げられた。また、生活相談員の実践が地域に与える影響を評価する仕組みを構築し、地域における役割の可視化を図ることも検討すべきである。これにより、施設における生活相談員の専門性が一層発揮され、地域との連携を深める契機となることが期待される。

加えて、検討委員会では、精神障害の問題を抱える方が増加し、専門的な知識を持つ職員の必要性が高まっている一方で、現在、養護・軽費老人ホームの生活相談員の実務経験は精神保健福祉士の受験資格として認められておらず、勤務している職員の資格取得の障壁となっている指摘がみられた。精神保健福祉士の受験資格の実務経験の範囲を拡大し、養護・軽費老人ホームの生活相談員の経験を受験資格として認めることで、地域における専門的支援の強化につながることが期待される。こうした観点からも、養護・軽費老人ホームの生活相談員が精神保健福祉士の資格を取得しやすくなる仕組みを検討することは重要である。

<今後の課題等について>

○ 自治体との継続的な協議と支援

ケアハウスあさがおの取組において、居住支援法人の認可申請が県に対して行われたが、公的補助金対象施設であったため「目的外使用」となり、財産処分手続きが必要となった。このため、自治体との調整に時間を要し、今年度においては活動開始には至らなかった。この状況を受けて、施設は関係団体と連携し、自治体への働きかけを継続して実施しているが、この事例からは自治体との継続的な協議の重要性が浮き彫りとなった。

これを踏まえ、検討委員会では、自治体との協議において、事前に取り組の目的や内容を明確に説明するとともに、地域住民の課題解決に資する共通の目標を掲げることが取組を前に進める上で極めて重要であるとの意見がみられた。また、取組においては、自治体の判断が活動の進行に大きな影響を及ぼす場合も少なくないため、取組内容に応じて事前に十分

な協議を重ねることが不可欠であるとの意見が挙げられた。事前の協議を通じて自治体との調整を行うことが、取組に対する自治体の支持を得るための重要なステップと言える。

さらに、地域共生社会の実現に向けた取り組みに関する自治体と施設の協議が円滑に進むよう、国においても積極的に働きかけを進めるべきである。令和元年7月には通知が発出され、養護老人ホームの地域における公益的な取組の促進について示されたところであるが、軽費老人ホームも含めて、より具体的な内容等を示す事も検討することが考えられる。

○経営層の社会福祉法人とソーシャルワークの本質的な理解と体制づくり

取組報告会のアンケート結果を分析すると、回答者である施設・法人は大きく2つに分類できる。1つ目は、積極的に地域との関わりを模索し、具体的な取組みに意欲を示している施設・法人である。2つ目は、「人手の問題」や「地域とのつながりの難しさ」、「地域共生社会のイメージができていない」といった課題を抱え、取組の展開に困難を感じている施設・法人である。後者の施設・法人は、現状の施設内での支援に追われているまたは施設内の支援を優先している傾向が推察される。

これらの違いについて考察すると、後者の施設・法人では、施設内における入所者・入居者への支援を優先した結果、相対的に社会福祉法人としての地域貢献の優先順位が経営層を中心に高くない可能性がある。この課題を解決するためには、まずは経営層が社会福祉法でも定められている、社会福祉法人の使命（地域福祉の推進）をよく理解し、その使命と共通する地域共生社会の実現の意義を全職員に浸透させることが重要である。

さらに、ソーシャルワークの推進も課題である。経営層がソーシャルワーク（特に、コミュニティ・ソーシャルワーク）について理解が薄い場合、地域連携や支援方法のイメージが湧きにくく、その実践へのハードルも高く感じがちになりうる。そうした状況の中では職員も地域に向けたソーシャルワークの実践には消極的にならざるを得ないと言える。したがって、経営層がソーシャルワークを正しく理解するとともに、リーダーシップを発揮して、地域に向けたソーシャルワークの実践が同じ地域住民である入所者・入居者のニーズ対応や課題解決につながることを理解とそうした成功体験を職員が積むことができるような意識づけや動機づけに向けた体制づくりを行うことが求められる。前述の通り、特にソーシャルワーク機能の発揮には、生活相談員の役割や機能が重要であることから、その育成・支援等が肝要である。その際に、自法人の中での育成・支援には限界がある場合には、地域の行政や関連団体（社協）との連携・協力によるコミュニティ・ソーシャルワークに関する研修の実現や、今回の取組にもあったように、入所者・入居者や地域住民を巻き込んだ支援に向けたネットワークづくりに関しての理解を深め、ソーシャルワーク機能が効果的に発揮できる体制の整備が必要である。また、そうした場合においても、業界団体との連携や情報共有等も有効と考えられる。

VI. 参考資料

1 関連通知等について

「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」
(令和元年7月2日老高発 0702 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

老高発0702第1号
令和元年7月2日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム担当部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について

養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活することが困難な者に対し、市区町村が措置を行い、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行うことを目的とした施設です。

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれます。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えています。

他方、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知しています。

都道府県におかれましては、管内市区町村(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)において、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、周知をお願いします。

また、養護老人ホームがその役割を適切に果たしていけるよう、下記の点について、御了知の上、管内市区町村、養護老人ホーム、関係機関及び関係団体へ周知徹底し、その促進を図るようお願いします。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 契約入所について

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている(別添)ものの、十分な周知が図られていない。

その間、平成29年10月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に

対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

また、昨年4月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の1つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

このような状況を踏まえ、改めて、以下のとおり、契約入所の取扱いをお示しする。

(1) 対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

＜住宅確保要配慮者＞

- ① 低額所得者（月収15.8万円（収入分位25％）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

(2) 範囲

定員の20％の範囲内

(3) 財産処分の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、補助金等の交付を受けて整備した養護老人ホームの場合には、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して、財産処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し・廃棄）してはならないが、契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。

2. 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備・運営基準」という。）第28条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

この点、平成28年4月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第4条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

（1）取組の内容

社会福祉法第24条第2項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・地域の要支援者に対する相談支援
- ・地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・既存事業の利用料の減免・免除
- ・地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・地域住民に対する福祉教育
- ・地域の関係者とのネットワークづくり

（2）財産処分の取扱い

（1）の地域における公益的な取組を行う場合には、利用定員を減少させず、かつ、設備・運営基準を遵守した上で、本来の業務に支障を及ぼさない範囲であれば、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。

老人福祉法施行事務に伴う疑義照会について

(昭和39年2月11日 社施第5号
神戸市民生局長あて 施設課長回答)

昭和38年12月7日神戸保第732号をもって照会のあった標記については、次のとおりであるから了知されたい。

1 照会記の1について

養護老人ホームへの収容又は収容の委託の措置は、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第4の1に定める基準に適合する場合に行なわれるものであり、設例の場合も、当該基準に適合する限り、前記の措置が行なわれるべきである。

この場合、措置の実施機関は、軽費老人ホームを利用しうると判断される者に対してその旨を教示すべきものであるが、これに従わないことの故をもって前記の措置を行なわないことがないように留意すべきである。

なお、養護老人ホームにおいて収容の余力がある場合に取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所させることが認められる者は、老人福祉法（以下「法」という。）第11条第1項第2号又は同条第2項による被措置者以外の者である。

2 照会記の2について

(削除)

3 照会記の3について

費用徴収が行なわれる被措置者について同時に生活保護法による入院外医療扶助が適用された場合は、その者にかかる収入については、昭和38年8月1日社発第525号社会局長通知第6の(4)のアに規定するところにしたがい、生活保護法による最低生活費に充当されることとなるので、その者にかかる費用徴収については、当該保護受給期間中A階層に属するものとし取り扱うべきである。また、被措置者が、医療扶助によらず、通院して診療を受ける場合は、一般的に前記のような措置を講じる必要は認められないであろうが、特に費用徴収に支障をきたす実情にある者の取扱いについては、昭和38年8月1日社施第27号本職通知別紙の第14問及びその答を参照されたい。

4 照会記の4について

葬祭又は葬祭の委託の措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいないときに行なわれるものであるので、設問のようにその葬祭を行なう者があるときは、老人福祉法による措置は行なわれないものである。

5 照会記の5について

前記4にいう措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者があるか否かによってその要否を認定するものであって、葬祭を行なう者の費用負担能力の有無等によるものではない。なお、当該葬祭を行なう者が要保護者であるときは、生活保護法による葬祭扶助が行なわれるものであるから念のために申し添える。(昭和38年11月29日社保第85号社会局保護課長通知別紙の問4及びその答参照のこと。)

6 照会記の6について

設問の停止の処分は、養護老人ホーム等に収容され、又は養護受託者に委託されている被措置者が一時的に当該老人ホームを退所し、又は養護受託者の家庭を出た後、若干期間を経て、当該老人ホーム等に帰来することが明らかに予想される場合等においてこれを行なうこ

とが予定されているものであるが、現在の取扱いにおいては、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第8により行なうこととされている。

7 照会記の7について

貴見のとおりである。ただし、不作為に対する不服申立てができるのは、行政不服審査法第2条第2項の規定にてらし、市長が規則において措置の申請について定めている場合に限られるものと解される。

8 照会記の8について

法第11条第5項に基づき都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長がその管理に属する行政庁に限り委任することができる事務は、法第11条第1項から第3項までに規定されている措置についての直接的な事務のみでなく、法第27条及び法第36条に規定されているような間接的な事務をも含むものである。したがって、設問にいう遺留金品の処分の事務については、法第11条第5項に基づき委任することができる。

(照会)

(昭和38年12月7日 神戸保第732号
施設課長あて 神戸市民生局長照会)

老人福祉法の施行につき種々御指導いただいておりますが、次の諸点につき疑義がありますので御教示願いたく照会いたします。

記

- 1 相当額の収入（公務扶助料等）又は資産のある者の入所措置については本来的には軽費又は有料老人ホームに入所すべきであろうが、対象施設が少ないため実際的には、養護老人ホームで措置しなければならない場合、その措置方法として
 - ① 老人福祉法による被措置者として全額公費でみるべきか（費用徴収基準では非徴収となる場合）。
 - ② 所謂自由契約の被措置者として措置費全額を本人の負担とすべきか（資産のなくなるまで）。
 - ③ ①として措置する場合、昭和30年5月厚生省社発第72号通知に示された被措置者の割合が80%云々の基準以外の者とはどういう場合が考えられるか。
- 2 費用徴収を徴収基準表どおり行なう場合、納税世帯員が2名以上ある場合は、納税額を合算して適用することは問題が多いと思われるが、あくまでも全部合算すべきか。
- 3 費用徴収対象の被措置者が、その徴収金額の範囲内の通院医療を必要とする場合徴収金はどう取扱うのか（徴収金を0として生保を適用すべきか、徴収金を減額して医療費に充当すべきか）。
- 4 出身世帯のある場合、所謂、葬祭執行者がある場合の葬祭費の負担の原則は、出身世帯にあるか、老人福祉法でみるべきか。
- 5 葬祭執行者が費用負担能力がない場合、老人福祉法で支出するとすればその負担能力がないと判定する認定基準はどうあるべきか。また一部負担もありうるか。
- 6 法施行細則の準則第4条の「停止」とは如何なる場合か（事務費のみ支給する短期入院が該当するのか、またそのほかにもありうるか）。
- 7 措置申出書を作成した場合、その申出書に関する不服申立（不作為も含めて）は成立するか。また、措置非該当の場合却下の方式をとるべきか。
- 8 遺留金品の処分については従来生保では保護法により福祉事務所に委任していたが、老人福祉法では委任の規定がないので地方自治法第153条により事務委任を行なうべきなのか。

2 取組報告会の開催後アンケートの意見の詳細について

④地域共生社会の実現に向けた取組を実施するにあたって、不安な点や困っていることの意見の詳細

■職員の巻き込みに関する課題

- ・まさに、例のとおり、職員の巻き込み方や地域とのかかわり方がわからない。
- ・法人全体で職員不足のため日頃の業務をこなすので精一杯
- ・職員の巻き込みが難しい
- ・実際に関われる職員が少なすぎるのが課題です。
- ・地域とのかかわりが希薄。どのように関わればよいかわからないのと、職員の巻き込みは難しい（意欲的な問題と、業務のため）
- ・取組みの継続または始めていくにあたって、職員の意思統一を図ることが困難。少ない職員数で日々の業務にあたっているため、負担感を感じてしまう方が大多数。そうなる取組みが成立しなくなっていき、消滅することもある。取り組みへの理解、職員の育成や理念の共有、福祉の理解促進等、課題が多く、実践へ繋げることの難しさを日々感じている。
- ・今日の報告会でもありましたが、日常業務を行いながら、地域共生に向けての取り組みを行う体力・気力に繋がらない。職員の巻き込みに相当な工夫がいると感じました。
- ・職員が日常業務に追われ、巻き込むことの賛同を得にくいと思われます。
- ・職員の意識統一が難しい。
- ・「地域」に施設長やスタッフが出ていく重要性を説明していくことの言語化が難しく、理解がなかなか得られないジレンマはあります。現場より地域が大事なのか、スタッフよりも地域が大切なのかという声も聞こえる。皆さんのところでは、スタッフへの周知をどのようにしているのかお聞きしたかったです。
- ・職員への働きかけと理解をどのようにしたら良いか迷う所がある。
- ・スタッフの理解と参加
- ・職員の意識付けをどう行っていくか検討中
- ・現場スタッフの理解（業務負担増、なぜ取り組むのか、など）
- ・職員数が足りない。職員の理解、協力が得られるかがわからない。
- ・職員の負担を考慮した取り組み内容が難しい。
- ・日常業務で忙しく、職員の巻き込みが難しい。
- ・職員の共通理解
- ・人員不足のため、やりたい活動ができないことがある。必要最小限の業務を継続することが精一杯である。

- ・地域とのつながりに対して、職員の抵抗感や体制の不安、入所者の安全性が担保できるのか不安がある
- ・職員の巻き込みが難しい、地域とのバランス
- ・職員不足により、職員の巻き込みが難しい。
- ・職員の巻き込みが難しい
- ・現場職員の地域共生への関わりの介入が難しい。
- ・限られた職員でしか取り組むことができない。

■地域とのつながり方に関する課題

- ・地域とどうつながればよいか 地域への出口支援を行うと入所者が減ること
- ・地域とどのようにつながりを持てばよいのか分からない。どのように地域共生社会実現に向けて展開・実施していくか不安な部分がある。
- ・地域とつながる段階までは形になりつつあり、そこからどのように地域共生社会に向けて展開するか、具体的なゴール(地域共生社会の実現)のイメージが薄い。
- ・入居者にも地域にも良い影響がある取り組みをしたいと思うが、どのように始めればよいか分からない。また、職員への働きかけも検討事項である。
- ・まずは最初の地域とのつながりをどのように行っていくか慎重に行っていきたい。
- ・地域とどのようにつながればよいか分からない。どこからとか、何をしたらとか分からないです。
- ・地域とのかかわりが難しい
- ・ボランティアの受け入れから始めていたり町内会に参加しているがそこからなかなか広がらない。
- ・新型コロナウイルス感染症により、これまで食事に関する行事の開催などを通じて培ってきた地域とのつながりがほぼほぼなくなっている。感染症の流行から現在までに、地域代表及び職員の入替えなどもあり、再び取り組もうとする人とそうでない人の二極化により、足踏み状態といえる。
- ・令和2年9月に新築移転、所在地域が変わったことで、新しい地域とどのように関わりを持てばいいのか不明の状態である。
- ・新たな地域との関わりを持ちたいと思っているが、地域の困りごととは何か、またどのようなかかわりが求められているのか、そしてどのようなことができるのか。また続けていかないと意味がないと思っていますので、人材不足の中、そのマンパワーの不足も問題です。
- ・地域との連携の仕方が難しい
- ・地域課題の把握をするにあたり、どこにどのようにアクションを起こすべきか不安。
- ・地域の思いと施設側の思いが同じ方向を向いているのにかみ合っていない。

■行政との連携に関する課題

- ・行政との調整
- ・どのような企画がよいか不明なこと、地域や行政との連携について不安がある
- ・自治体や協力を依頼している関係機関の協力体制が得られるかが心配である。
- ・行政とのネットワークの構築
- ・行政の理解
- ・厚労省の地域包括支援センターに向けた課題が分かりにくい、自助、共助、公助は、バランスよく組み合わせることで、個人や社会が持続可能な支え合いの仕組みを築くことができるかとされているが、それぞれの部門において境界があいまい、たらいまわしになる印象をぬぐえない、公助の自治体・担当者によってもニュアンスの違いを感じる。

■地域共生社会の理念に関する対応と課題

- ・地域共生社会のイメージが出来ていません。
- ・やはり、顔見知りの関係は重要と感じました。
- ・「施設」というだけで地域の方からすると敷居が高くなる。「施設」というだけで「＝介護を受ける人がいるところ」となり敬遠される方がおられる。来年度から当ケアハウスの入居者が外に出向き、地域の方々と共に活動することで、ケアハウスで生き生き生きる姿を地域の方に直接感じて頂き、ケアハウスへの「施設」イメージを好転させていきたいと考えています。
- ・平成27年から相談対応に対する取り組みを行い、当時はケアハウス職員の専従用件も厳しく時間外で行っておりました。さらには、相談や対応しなければならない案件が複雑、多様化していく中でケアハウスとしての連携だけでは対応が困難となり、市との相談を含めて事業化するための模索を行い、平成29年度からは市の手上げ事業である重層的支援事業の前身である我が事丸ごと地域づくり推進事業へ参画させていただき、法人の事業として市から受託させていただきました。現在は、ケアハウスから少し離れてはいるのですが、廃幼稚園の跡地を無償で活用させていただきながら、地域住民の拠点として事業化させていただいております。地域における公益的な取り組みを進めていくと、ながら仕事でできる範囲を超えてしまうのではないかと？当法人でそうだったように、居住支援法人の設立などは、その先まで考えることも必要になってくるのではないかと、人材不足の中では少し不安になりました。
- ・介護につながる連携は地域での取り組みがある為、今後発展していく可能性もありますが、現役子育て世代から下の世代との連携を今後どのようにしていくか、と言ったことが地域での問題点として挙がっています。また若い世代がよそから流入してきている事が多くなってきているので、そことの連携も必要になってくると考えています。

- ・老人福祉法だけでは無い、法や制度理解が求められているが、高齢福祉以外の学びの機会はまだ少ない。地域共生社会の実現の為に、法や制度を超えた連携が更に必要になってくると感じる。
- ・地域の方々と行事やボランティア活動を共にしたりしていたが、コロナ禍を経て昨年より改めて地域活動を始めた。今後どのようなかかわりを構築していけるか思案中。
- ・人属性ではなく持続可能な取り組みしていくことの仕組み作りが課題
- ・色々な施設の地域共生社会の発表が聞けて勉強になった。
- ・今後の取り組みの参考にしたい
- ・頭の中にイメージはしているが、実現する為に何をしたら良いかわからない。
- ・コロナ禍以降、地域の方を巻き込むことに感染予防の観点から関わりが難しくなった。
- ・入居者のADLが下がり、感染対策等の業務も増え、職員数の減少もあり手が回らない
- ・地域への情報発信方法等
- ・入居者の高齢化による地域との連携不足
- ・取り組みかたがよくわからない
- ・現在、近隣の高齢世帯で食事が十分とれていない方について、週に2回ほど配食サービスをし、見守り活動を行っておりますが、今後、配食の他、お元気であれば取りに来ていただいたりするのも良いかと考えておりますが、調理員のパート雇用の求人への応募が無く人的に対応が出来るか迷っているところです。社協と連携しながら配食以外のサービスも出来るだけ取組んでいきたいと思っております。
- ・法人全体で児童デイと高齢者デイのフロア一緒のサービスを提供。児童デイに限らず、こどもの居場所づくりを推奨中。校区内のこどもが歩いて来るには弊社事業所が遠く、かと言って親御さんが送迎するのは違うような気がしています。地域のあらゆる場所に居場所を設けて、市内のこどもの選択肢が増えればいいですね。一つの社福だけではなし得ない取り組みと思いますが、果たして社福同士と一緒に動くというのも利害関係が絡むと難しさがでるような気がします。外枠は合致した意見、地域共生に取り組みましょう！という声掛けはできますが、中身や考え方、思想や哲学まで一致させて取り組むのは無理と考えています。社福の数があるだけ、色々な地域共生のカタチがあってもいいような気もしています。

■その他の課題

- ・人材確保
- ・犯罪を犯した方が入居中で問題を起こしている。入居の継続に不安がある（苦情や本人への対応、職員が疲弊する）
- ・立地の一通りが少なく、集客をどうすれば良いか

- ・特別困った点はありません。今回の研修会内容を踏まえ取り組みを考えていきたいと思っています。
- ・まずは自施設の赤字を黒字展開させなければならず、また人材確保の問題も解消しなければなりません。地域のニーズに対応するのは困難ケースや緊急対応など入居対応するだけでも手一杯な状況です。しかし今回の事例を聞き可能なヒントをいただきました。
- ・まずは施設防災訓練への参加依頼から始めたいです。地域住民を招待しての行事開催については職員数が少なく、対応に不安ある為、計画までには至っていない現状があります。その中で各施設様の先進的な取り組みから、所属長、幹部の支援や職員の賛同と協力があれば、実現可能な事を知る事ができ、気付きを頂くと共に今後への参考となりました。
- ・具体的な取り組みが検討できていない
- ・取り組み課題をどう把握していくか。また、一施設では無理があるので、法人をどう巻き込んでいくかが課題です
- ・人員の確保や費用の目途がつかない
- ・現在は生活保護や要介護状態の入居者が多くなってきており、自立した入居者の生きがいややりがい充実するための取組がなかなかできにくい。
- ・日常業務との兼ね合い
- ・現状では問題がありません
- ・職員不足で行き届いた対応ができるか不安。

⑤取組報告の内容についての意見の詳細

■具体的な取り組み事例を知れたことへの評価

- ・色々な取り組みが具体的に聞けた
- ・前例のない取り組みや、地域のニーズを把握し課題に取り組まれている点
- ・具体的な事例であったこと
- ・他法人、他施設の取り組みが聞けて参考になりました。
- ・真似をしてみようと思うことができました。また、施設見学やお話を伺いに訪問させていただきたい施設がありました。
- ・成功例、失敗例、取り組み途中、多様な取り組みの報告があったため。
- ・地域共生の取り組みについて具体的に知ることができた。
- ・いろいろな取り組みを知れた
- ・事例紹介がわかりやすかった。
- ・各施設の取り組みを知ることができた
- ・施設独自の取り組み

- ・地域との色々なかかわり方があった。
- ・他施設の取り組みを知ることがなかなか無く、知れたことがまずとても有意義だった。
- ・具体的な活動内容が知れた。
- ・取り組み内容を知ることができた。
- ・地域とどのように関わっているか、取り組む流れなど参考になった。
- ・他施設で行われている取り組みや熱量、雰囲気、問題点を伺い知る事が出来た。自身に置き換えた時に影響や準備すべきことを学べた。
- ・地域貢献の取り組み内容がよく分かった。また、困難事例もわかりやすかった。
- ・具体的な取り組み内容を聴くことができた。
- ・施設が様々な取組をしていることを知ることができました。地域住民に施設を知っていただく機会ができ、地域共生につながっていくと良いと思いました。
- ・他施設の地域共生の活動について聞く事が出来た。自分の施設内でも取り組めそうな活動があり今後に活かしたいと思ったため
- ・地域共生社会の実現に向けて色々な取り組みを聞いた。成功例だけではなく達成できなかった事も聞いたので印象に残った。

■参考になった・自施設での取り組みに活かしたいという意見

- ・各施設様が非常に有意義な活動をしておられ、当施設でも何か取り組みたいと感じました。
- ・待っているばかりではなく、事業所から率先し取り組み進める姿勢が必要と感じました。
- ・地域課題へ積極的に取り組みたい
- ・何をすればいいのか？どのようにすればいいのか？がわからなかったが、今回の取組会で理解することができた。
- ・養護老人ホームの今後の運営の在り方について、高齢者施設としての役割のほかにもっと積極的に取り組んでいいのだと実感したため。
- ・行政や地域との関わり方、スモールステップの視点など参考になった。
- ・地域ニーズを見つけるヒントになった
- ・離れの施設を開放して地域のためになにかできないかを検討中の為。
- ・様々な取組報告があり、悩んでいたことや改めて考えさせられることへの解決の参考になると感じたため。
- ・このような報告会は、大変参考になります。今後の私たちの取組みの参考になるので継続して実施していただきたいです。
- ・興味がある内容もあり自分の施設で出来る可能性があるのかないのかを考えながら報告を聞いていました。入居者のボランティア活動、興味のある事に寄り添い支える側になること、そんな取り組みから始めてみたいと思いました。

- ・地域における高齢者生活支援について、取り組みを考えているところだったので。
- ・これからの取組みに参考とさせていただきます
- ・施設と行政の連携による前例のない取り組みについて、強く関心を持った。
- ・ケアハウスあさがお様のゲストルーム活用での取り組みが大変興味深く、ケアハウス呉様の地域交流カフェも地域住民と入居者様の交流含め素晴らしかった為
- ・法人としての活動はしていたが、養護老人ホームとしてどのように参画していったらよいかと漠然とした疑問が、先駆的な活動を見聞きすることで、次年度に向けて職員にも共有できた。
- ・発表の中でこのあたりの地域においても可能ではという内容がございましたので、社協などと今後相談しながら検討したいと考えております。
- ・実現はすぐには難しそうなものでも取り組んでみたい、やってみてみたいというものが見つかったから。
- ・取組内容や取り組む想いを知る事が出来て参考になりました。
- ・これまで、他事業所の取り組みを拝見する機会があまりなかったので、今回参加させて頂いたなかで、それぞれの地域性や特色に触れることができ、今後の活動に活かしていこうと思いました。
- ・公益的な取り組みの考え方、養護老人ホームや経費老人ホームの役割の再確認ができた
- ・様々な地域貢献活動を知ることができ、参考になりました。
- ・今後の社会福祉施設の方向性の考え方や、ケアハウスを地域に周知する方法について良いアイデアを得られたため。
- ・各施設の報告が分かりやすかった。難しい部分、今後の課題が聞けて非常に参考になった。
- ・軽費老人ホームは存在自体が地域貢献、地域福祉であると思っていました。ところが、昨年実施された老施協の大会において『地域共生』に取り組む報告に感銘を受け、狭い視点を反省しました。費用は安く入居できるとはいえ、設備も古く、入居者確保はますます困難となっている中、待っているだけではお客さんは来ないことも承知しています。魅力ある施設づくりとして、当施設が地域になくてはならない存在になれば、地域共生しか私たちには残されていません。早急な一步を踏み出したい。実践報告は大いに参考になりました。
- ・今後取組みを検討する段階だからです。
- ・多様な取り組みを知ることができ、行政との顔の見える関係の構築、具体的な方法を教えていただいた。
- ・取組をする上での困難例や、進めて行く上での必要な姿勢等事例を聞く事で把握がしやすかった
- ・当地域にある居住支援法人への協力の仕方の参考になった
- ・各地域における活動や取り組みをお聞きできたこと。

- ・ 人員数が少なくても、取り組み、周りを巻き込みながら進められているところがとても参考になりました。
- ・ ご利用者のボランティア参加の実例や、他施設の生活相談員との連携など取り組みの参考となりました。反面、実施途中や計画段階の事例も多く、この後の進捗も知りたいと思う。
- ・ 地域との関りや軽費老人ホームについて理解できた
- ・ 人口減少、少子高齢化においての何かできないか手探りしている
- ・ 私には無い視点が勉強でき参考になった。
- ・ 施設の地域とのかかわり方、取り組みが詳しく聞けたのが参考になった。
- ・ 他施設の取り組みを知ることができる機会は、参考になりますし、刺激にもなります。
- ・ 地域との多様なかかわり方が参考になった。
- ・ ケアハウスでやれることの可能性がたくさんあること
- ・ 今後試案したいと考えています。
- ・ 取り巻く環境は違えど指標となるものはあったと思う
- ・ 地域連携の必要性
- ・ 空床部屋やゲストルームの利用方法について、興味関心が持てた。
- ・ 地域共生社会の実現に向けて、各施設の取り組み内容を聞くことができ、今後の取り組みに向けた検討する際の参考になりました。
- ・ すぐに実行できそうなものは少なかったが、いくつかは参考にできそうなものがあった。
- ・ 各施設の取組及びその課題を知ることができた
- ・ なかなか他の養護老人ホームの活動を知る機会がないため
- ・ 他の施設での取り組みが具体的
- ・ 取り組みや考えが頭に残ったので
- ・ 立地条件や環境によって出来ない内容もあったが空床利用などの考え方も参考になった（事業形態にもよりますが）

■特定の施設や取り組みについての感想

- ・ 高齢者施設の地域福祉＝高齢分野という考えだったが、うまく協力ができればその垣根を越えられると知れたため
- ・ ケアハウスでの勤務期間が浅いため、新しい情報が多く新鮮だった
- ・ 地域の課題から発展した施設の画期的な取組があっても行政との認可等の影響により実現が難しい事案が多数あると知れたため
- ・ 8施設の取組報告もそうですが、それを受けての意見交換も大変勉強になり、また、興味深く拝聴いたしました。
- ・ 他施設の取り組みや考え方を学べたため

- ・顔の見える関係性を積極的に持ち、行政と寄添って地域共生社会実現に向けた取組をされていると事例報告を通じて大変参考になりました。入居者の皆様へボランティアになっていただくには丁寧な説明を行ったり、地域でのボランティア活動・イベントのチラシを上手く活用していらっしゃると感じた。皆様へお願いする＝押し付け感があり引いてしまうことを考え工夫され取組んでいる事例も参考になりました。福祉人材確保に地域共生（SNS や動画の活用）が重要な関係を持っている事を新たに感じる事ができました。研修に参加させていただきありがとうございました。
- ・方や制度の枠を超えた地域共生社会の為には、アウトリーチをいかに展開できるかという視点が重要であると改めて学ぶ事が出来た為。
- ・他施設の取り組みを聞く機会がなくなっていたので、自施設で実現できるかわかなないが参考になると思った。写真などは、より活動がわかりやすく、短時間の報告では良いと思う。
- ・私たちが取り組んでいることの方方向性に間違いはないという自信が持てました。
- ・同じような環境下で一生懸命に取り組まれている施設職員の存在が大きな励みとなりました。
- ・北本先生のお話や他の施設の取り組みを聞けてよかった。
- ・自施設のみで行うことが難しいと感じ、人や他事業所、行政とのつながりを積極的に持つことが重要だと思った。
- ・地域の課題に積極的に取り組む姿。共生社会以上のレベルの事業。
- ・自施設や近隣地域では行っていない取り組みを聞くことができた。
- ・養護老人ホーム措置担当をしていますが、措置入所以外の取組を知ることができました。
- ・各施設の日頃の取り組みを知る機会が非常に少ないため
- ・報告施設ごとに内容が様々だったため、参考になる話が多かった。
- ・各々の取組を聴けた
- ・日頃、ほとんど関わりがないため、初めて聞くことも多かったです。
- ・各施設様々な取り組みをされていて、対象が高齢者だけではなく地域の問題に取り組まれていることが素晴らしいと思いました。
- ・施設でも地域づくりに関心があることがわかった
- ・8 施設それぞれに取組方法があった事。
- ・県外の事業所における様々な取り組みや、その経過の中での課題について知ることが出来たため。
- ・地域との関わりを大切に考え様々なアイデアを形にしていること、またそれを継続していることに感服しました。結果はまだ出ていなくても制度の枠にとらわれず、問題解決に向けてアクションを起こしていく姿勢が社会福祉のあり方として重要だと思いました。

- ・実施していない取り組みも多くあった
- ・各施設の事例が聞けてよかった
- ・リーダーシップの大切さと関係機関との関係づくりが重要であると再認識できました。
- ・地域作りについての内容やアプローチ方法について
- ・今まで行っていなかった事を聞いた
- ・当施設では定員に満たない期間が長期間続いている状況で、他施設の養護以外の取り組み等が聞けて勉強になった。
- ・認知症の方が多く、入所されている中で、1年前よりも少し進行したのかなと思われることも多く、入居者様にどのように施設で過ごしていただくことがいいのか考えていました。その中で、役割、生きがい、をもって、支え・支えられる関係性の形成の話をされ、また、その取り組みをされている施設の話を聞かせていただくことで、自分自身の視野や考えに幅が出るような感じがしました。
- ・養護老人ホームが高齢者の受け入れだけではなく、地域との係わりがある他の事業を行っていることに感心しました。
- ・地域の特性、ニーズを把握し、『老人』と言う枠にとらわれない考え方、『自分が住んでいる町』に対する思い、出来る事を模索していくための取り組みが参考になりました。
- ・養護老人ホーム・軽費老人ホームの入所者が、地域との繋がりを持ち、生きがいにつながるような様々な取り組みについてお話を伺うことができ参考になりました。
- ・養護老人ホームの新しい事業形態が参考になった
- ・近隣施設の取り組みが参考になった

■その他の意見

- ・職員が何をしないかいけないか？が地域づくりに結びつかすのかが疑問に思った。
- ・急患が発生し研修に参加できなかった。後で資料を拝見しました
- ・他施設の色々な取り組みや、今後取り組む予定の事業等の話を聞くことができ参考になったが、準備する大変さを知る機会となった。
- ・これらの養護老人ホームを考える上で参考になった
- ・緊急案件対応に付き、視聴できなかった。また今後のスケジュールの調整も難しい状況

⑥意見交換の内容についての意見の詳細

■具体的な事例や実践的な取り組みについての意見

- ・具体的な事例が聞けてわかりやすかった。
- ・経験者しないとわからない具体的なコメントがわかりやすかった。
- ・入所者さんにボランティアになってもらうことのすすめ方が具体的だったから
- ・限られた時間の発表だけでは伝える事が出来ない、本取組みに対する真意を掘り下げて伺う事が出来たから。
- ・実際の取り組みに対する『考え方』を直に聞くことが出来た事が良かったです。文面での報告書だけではなく、ノンバーバルなやり取りを見る事で『考えすぎていたのではないか?』や『石橋をたたきすぎていたのではないか?』と振り返ることが出来ました。
- ・それぞれの取り組み報告が具体的でわかりやすかったです。
- ・それぞれの方々の取り組み内容がさらにイメージできた。
- ・北本先生が内容の確認をするよう事業所の代表に質問され、答えられた内容を聞く事で、代表者の思いがより理解出来た
- ・取り組みの細かなことが聞けました。
- ・パンフレットの掲示や興味のあるようなものを置くなどして入居者様自ら地域に参加していけるような環境を整備していたつもりだったが、もう少し魅力的なものを探す、マナー化しないよう入居者様の興味を引くようなディスプレイなど工夫したいと思ったから。
- ・詳細の内容が聞けて参考になった

■行政や関係機関との連携についての意見

- ・地域の福祉の向上のため、行政や関係機関とのコミュニケーションの取り方などが参考になった。
- ・行政窓口との交渉に挑む心がけが参考になった。
- ・行政と足並みを揃える事や地域のニーズに即した対応も重要ですが、明光園発表者様の自分達が好きな地元だからこそ貢献したい。自分の町は自分達で守るとの意見に全てが集約されていた様に感じました。
- ・行政へのアプローチの仕方は参考になりました
- ・行政との関係をきけた
- ・行政とのタッグを組む重要性を再認識できました。
- ・国・県・事業所それぞれの考え方や地域の課題について対応するための参考になった
- ・連携手段が具体的に分かった。

■地域との関わり方についての意見

- ・ケアハウスの入居者さんの活躍できる場を提供する、という視点がとても良かった。
- ・取り組みや実践が目的ではなく、地域課題改善や地域とつながる目的や意義をしっかりと掲げて実践することが重要だと感じた。
- ・地域づくりをするにあたって、ボランティアではできないので、様々なことを駆使している、と感じた。
- ・行政との関わり方の心構え、地域との関わり方の心構えが理解できた
- ・引きこもりの方への関わりについて
- ・地域により抱える課題に違いがあるが、アプローチの仕方などが参考になった。
- ・身近なところから地域課題に関わったり、できるところから取り組みばよいということが分かった。
- ・地域の違いで取り組むべき問題が異なる実情があると知りました。

■意見交換の質や形式についての評価

- ・現在、置かれている問題について適格な意見が聞かれた。
- ・顔が見え声が聴ける状態で、皆さんが真剣に意見交換していて参考になりました。色々な観点・角度からの意見なので非常に参考になりました。
- ・取組方法や行政等のかかわり方が分かった。
- ・より理解が深まりました。
- ・違う取り組みをされている中で、共有できる問題点やそれに対する対応策などが聞くことができ、大変勉強になりました。
- ・リアルな意見交換だったと感じたのでとても参考になりました。
- ・事業所の方同士、異なる立場での意見交換から、それぞれの取組の中での工夫点も分かり勉強になった。
- ・今まで考えた事がなかった考え方に触れられたこと。
- ・今後の課題に対していろいろな意見があり非常に参考になった。
- ・外部要因も重要だが、内部要因に関しての議論がもう少し聞きたかった
- ・難しい点を聞くことができた
- ・そもそもの意識の違いを痛感したところです。意識改革からコツコツと進めたいと思いました。
- ・様々なご意見が聞けたため
- ・今後取組みを検討する段階だからです。
- ・積極的な意見交換をお聞きできたこと。
- ・色々な立場の方の意見が聞けたのが良かったと思います。
- ・時間の関係か聞き取りにくいこともあったが、概ね良かったと思う。
- ・いろいろな考えを聞く事が出来たため

- ・自施設でも取り組みそうだと感じた
- ・内容をより深く理解できた
- ・地域への取り組みや各施設の課題など参考になった
- ・各々の目線で意見交換ができており参考になりました。
- ・疑問点や各施設の取り組みの細かな部分を知ることが出来たため
- ・取り組みや考えが頭に残ったので

⑦養護老人ホーム・軽費老人ホームの取組における地域共生社会実現の有効性についての意見の詳細

■養護老人ホーム・軽費老人ホームの特性と役割に関する意見

- ・養護老人ホームにしかできないことも多くある
- ・軽費老人ホームの対象者と地域の方の ADL 等がほぼ同じなため
- ・養護老人ホームの勉強会はあまりないので
- ・入所者の中には、本人以外の家族等の課題により入所に至るケースも多い。養護老人ホームとして、関係者との連携をとりながら家族への支援にも充分役割を果たすことができると考える。(養護のみでなく特養にも同じような現状はあると思う。)
- ・特養・老健・グループホームなどの施設に比べて、元気で健康な方との繋がりが身近であるため非常に有効だと感じます。
- ・地域社会における養護老人ホームの役割は、数十年変わりが無い。その上で使ってきた純粋に「人に福祉を届ける」といった支援を、より現実的に実践できる施設こそが、養護老人ホーム・軽費老人ホームであると感じる為。
- ・入居者と地域にいる高齢者の身体的レベルが一緒であるため、繋がりやすいと感じている
- ・ご利用者の自立度が高く地域へ出やすい軽費老人ホームの動きは、地域共生社会実現に向けて取り組める内容の幅が広く、ご利用者の直接参加が期待でき有効と感じます。
- ・各関係機関が課題を共有しつつ、柔軟な対応ができる機関が養護であると考えするため。
- ・老人福祉法であることが地域で動きやすい。
- ・特養が介護 3 以上の受け入れになったことから養護・軽費は非常に必要性があり高齢者が安心、安全に生活をしていける生活の場所として地域へ発信していくことの重要性を確認しました。
- ・養護の存在意義も高まり養護老人ホームの重要性を地域の皆様に認識していただけますし、自治体の方々からも重要な施設として位置づけをしていただく事にも繋がると考えております。

- ・当施設の入居者は自立度の高い方が多く、日頃から施設内で入居者同士が支え合う互助の姿が見られています。その状況を踏まえ、施設に入居していても社会的な活動や役割があることにより、入居者自身の生活の質が向上し、機能維持につながると考え、地域共生社会を実現するための取組みは有効であると思います。
- ・養護老人ホームが持っている強みを生かすことはとても有効だと思う。
- ・特養などとは性質の違う施設の取組については、興味もありますし、期待するところです。
- ・他の介護施設に比べると、地域との連携がとりやすい立ち位置にある施設だと思います。
- ・軽費老人ホームは在宅から入居するため、入居までに至る相談なども入居を検討する人には開けた施設の方が抵抗なく入居できると思う。
- ・高齢者福祉の多様な課題の最前線に触れているため
- ・養護老人ホームと軽費老人ホームの建付けが違うのに同じ括りで設問を受けることに戸惑いを感じます。

■地域とのつながりと認知度向上に関する意見

- ・地域の中で長い間、地域の方々に受け入れてもらえるよう努力してきた時間や歴史がある。最初は、自分の地域に施設ができることに批判的な意見もあったと思うが、職員の努力により、地域の方々と共にできることが増えていった。地域の方々に施設を活用していただくとともに、困った人を一緒に助けようと思ってくれている。様々な活動を通して皆が優しく共生できる道を進んでいけると考える。
- ・養護老人ホームや軽費老人ホームが閉ざされた施設ではなく、地域に開かれた施設となることで、その地域全体の風通しが良くなるため。
- ・地域での施設の役割が取り組みによって実現されるものと考えてる
- ・ここに老人ホームがあるとの認識は頂いておりますが、どのような雰囲気とか、どんな人が入所している等、わかってもらっている方がよいと思っております。
- ・地域住民さんに「大きな施設の中になにがあるのかわからなかったけど、こうやって入ることは、ええことやね」とコメントをいただいたことがあります。お互いに歩み寄り、知ろうと思うことが大切なことを実感しました。知っていただくこと、仲間だと思ってもらうことを心掛けることが大切だと学びました。
- ・施設を知らない住民の方が多し事を実感しているので、周知される事が大切だと思っているので、住民との距離が近くなる良い機会だと思ったから
- ・地域への認知度が高まる
- ・地域にこういう施設があると知っていただくことで、困ったときの行き先として検討していただけたと思う。また人生の先輩である入居者様の経験や施設の機能を他分野でも生かせると思う。

- ・当施設は人口規模小さい小さな町にある施設なので、町にある意味、町民に還元できる、町民とともに施設そのものを考えていくための足掛かりとして有効だと考えました。
- ・地域住民にケアハウスを知らない方も多いため、取り組みは有効だと感じました。
- ・在宅ケアが重要視される傾向の中、軽費老人ホームは地域にもっと近い存在であるべきだと常日頃から考えていましたし、そうありたいと考えてきました。地域社会に存在をアピールするためにももっと地域と関わりを持ちたいと考えていたため、どの施設の取組も有効であると感じました。
- ・以前地域の方からこの建物はどんなことをしているのか全然わからなかった。と言われたことをきっかけにオープンな施設を目指すべくボランティアの受け入れをしています。まだまだ取り組みとしてはひよっこですが小さなことでも継続していくことで地域との共生社会を実現するきっかけになればいいと思っていますし、災害などの際にも助け合いすることが出来るのも普段の顔の見えるお付き合いが大切と考えています。BCP訓練の取り組みから地域との連携を意識するような機会が増えたので元積極的に関わっていき地域共生社会の実現のための、まずは小さな一歩になればいいと考えています。
- ・ケアハウスを知ってもらう為に有効だと思う。ケアハウスの特性を知って頂くことは良いことだと思います
- ・地域資源の一つだと近くの皆様へ周知できそうだから
- ・養護老人ホームを地域の方に知っていただくこと、地域とともにある施設であることが重要であるため。

■相互支援と連携に関する意見

- ・行政との意見交換が大切
- ・今後の人口減少社会を、地域住民、行政、関係機関が連携して支えていく上で、貴重な取り組みだと感じたから。
- ・法人、施設が地域の方と交流を持つことで顔の見える関係が作れ、有事の際にも有効。
- ・制度のはざまを埋めた居住支援が行えると思うから
- ・養護や軽費にかかわらず地域包括ケアや重層的サービス整備のシステムの中で福祉施設が地域の活動や情報等の拠点になっていくことができるのではないかと思います。
- ・地域の一員としての活動だから
- ・介護以外の地域の課題に取り組む姿
- ・研修を受ける前は、どちらかというと居宅サービスや地域密着型の事業所のお手伝いの気持ちでいたが、養護老人ホーム入所者さんの地域参加にもつながり、とてもよい活動になると感じた。
- ・その地域にある以上、地域と共に進化していく必要があると思うので。

- ・行政、社協、包括だけではなく、そこに養護老人ホームや軽費老人ホームなどが取り組むことで有効な地域共生社会が実現すると思いました。
- ・地域づくりを担ってくれる職員さんがいればよりよいアイデアがたくさんありそうだと感じた
- ・精神疾患を抱えた人や地域社会での生活ができなかった方が多く入所している施設のため、地域との関わりが非常に重要であると思った。
- ・本日伺ったそれぞれの取組について、地域との結びつきの強化へつながった取組例が多数あったため。
- ・地域を巻き込み、事業を拡大していくことが重要であると改めて感じました。
- ・高齢者が在宅から施設を利用していく最初の段階を担うのがケアハウスだと考えているため。
- ・施設の入居者は介護保険、障がい者福祉、生活保護、高齢者福祉など地域の福祉をフル活用して生活をしています。職員はそれらサービスを提供する機関との連携を担い、縦割りのサービスに対する横糸となっているから入居者は安心して生活をしていると思います。このような技術は地域と共有すべきであり、共有することで地域福祉が発展するものだと思います。・入居者は施設の中では与えてもらうだけの存在になりがちです。暮らしは地域の中にあり、入居者が外に目を向けることは健康維持に欠かすことができないと思います。職員と一緒に外に目を向けてもらいたいと思います。
- ・地域共生社会を実現していくうえで核になれる施設だと思うから。
- ・施設だからこそできることがあり、入居者も内容によっては参加協力できるから。
- ・地方になるほど高齢化率は高く、地域課題も多くなると思う。専門知識を持った養護やケアハウスがかかわることで解決できる課題もあると思う。
- ・地域福祉にかかわる社会資源の一つとして養護・軽費ならではの取り組みが求められると思うため
- ・いろんな方々がおられるため、地域として互いに支えあえる環境にしたい
- ・障がい者、精神疾患、高齢者まとめて共存できる社会目指せないか
- ・地域の課題をみつけ対応することで有効な対応が出来そうである
- ・インフォーマルとフォーマルをつなげる役割として有効だと思う。
- ・入居者が減っている中で、空いている施設を利用し地域の方との交流を持つことは、施設の運営や見守りの関係からとてもいいことだと思う。
- ・施設に住まわれている方は単に入居者という存在だけではなく、地域からみたら同じ住民であること。地域の悩みや困りごとを我が事として受け止め、私たちも課題解決に向けて共に取り組むことで、とけ込んでいくことができる。地域とつながることで、職員だけに頼らない体制が構築できると考えています。
- ・社会福祉法人としての役割が大いにあると感じました。
- ・日常生活や非常時に於ける連携・助け合い

- ・施設側から見た地域課題に対し、施設側からアプローチする方法が有効だと思いました。
- ・近年の多様化するニーズの中で養護、ケアハウスにおける地域貢献は、非常に重要な役割があると改めて感じました。施設内の事だけでなく、地域の生活困窮者や住まいに困っている方、引きこもりなど地域に目を向けて、対象者を適切な地域資源に繋げるまたは、新たな地域資源を作っていくことがより重要視されてくると、今回の意見交換会において各法人様が報告された内容を聞いて感じ、大変勉強になりました。
- ・養護老人ホームは措置入所後の社会との関わりが非常に少なくならざる得ない印象があったため、入所後も地域との繋がりを持ちながら生活することができることは理想的と感じました。
- ・地域で支えあう共生社会の実現に寄与していきたい
- ・有効ではあるが、行政と民間の役割分担を明確にしておく必要があると考えます。地域共生社会の実現は地域社会全体で取り組む必要があると考えており、仕組みづくりや基本的な部分は行政が取組を主導し、その補完的な部分に民間が参画すべきと考えます。民間は通常業務をまずしっかり果たす必要があるため、地域共生社会づくりに参画することによって、職員への負担が増大し業務に大きな影響が生じてはならないと思っています。
- ・地域との繋がりが大事だと思う。
- ・入居している方の社会性を保ちながら、地域とのつながりを保つ必要はあると考えています。一つの施設だけで何とかできるようなものではなく、地域の一つの資源として地域への情報発信や情報共有は不可欠であろうと考えています。ただ、これは地域共生と言われる前から、ずっとあった福祉の考えだとは思っています。

■その他の意見・懸念

- ・入居者数が増えないから。経営安定してない状況で社会貢献は疑問？

⑧取組報告会全体の満足度についての意見の詳細

■内容・事例の有用性に関する意見

- ・取組の目的、視点、進め方、関係機関との連携等、大変参考になった。
- ・自分たちもまずは小さな取り組みから始めていけるのではないかと思えたこと。
- ・非常に貴重な意見が聞けたので満足です。
- ・現代社会における養護老人ホームに求められている役割について、より鮮明に認識が出来た為。
- ・他施設の取り組んでいる内容を聞く機会があり参考になりました。

- ・実践報告を聞くことで、より具体的な方法の模索ができた。
- ・幅広い活動が可能であることが理解できた。
- ・当施設がある町では、超高齢化社会が他の地域よりも前倒しで来ていると感じており、少ない社会資源（介護事業所含め）で出来る事を模索していく事の足掛かりとして経過報告や実践報告を聞くことが出来たのは非常に良かったです。
- ・自施設で今後取り組む時のヒントになる報告が多く、大変参考になりました。
- ・行政、社協、包括だけではなく、そこに養護老人ホームや軽費老人ホームなどが取り組むことが重要ということを学びました。
- ・多様な取り組みをしていることに感銘した
- ・他施設の取り組みを知る機会というのは非常に少ないため、そもそも知る機会をいただけてありがたかった。※ホームページを開設していても、取り組みについて細かに記載している施設は少ないため
- ・全国それぞれの地域の課題に合わせた取り組みについて学ぶことのできた非常に貴重な機会であったため。
- ・他地区の先進事例や取組みが分かり、参考になった
- ・思っていた以上の事例を詳しく聞くことができ参考になった。
- ・色々な施設の取り組みが見れたので
- ・それぞれの取り組みの価値がわかった。
- ・いろんな事業所で、こんな取組をしている事を初めて知る事ができた
- ・なかなか簡単に行かなかったり、思うような結果になったりはされていない事も包み隠さず報告があり、それでも今後も継続されていく強い意志がある事が確認できた、よい報告会だったと思います。
- ・それぞれにいろんな考えが出て素晴らしいと思う
- ・それぞれの施設の取り組み方、視点が全て違い参考になった。
- ・様々な取組を聞けて参考になった
- ・取り組み内容を知ることができた。
- ・中には結果、実施に至らなかったケースもありましたが、小人数の中でも、皆で取組まれた事自体が素晴らしいと感じた為です。
- ・様々な事例を拝聴できて、今後の取り組みの参考になった。
- ・地域の特性にあった関わり方が参考になった。
- ・参考になるような事例がありました。
- ・地域共生社会における「令和な養護老人ホームや軽費老人ホーム」を目指す様々な取組が参考になりました。
- ・より理解が深まりました。
- ・ケアハウスでもまだ多様にできることがあると思えた事がよかった

■進行・構成に関する評価

- ・一つの発表時間が聞きやすかったです。
- ・特定の方が長く話すのではなく、参加者が均等に話すプログラムでしたので、聞いている方も飽きがなかったと思います。意見交換における北本先生の采配（進行）も素晴らしかったです。
- ・事例数が多かったのですが、1施設の報告内容が端的にまとまっており、必要最低限の重要なポイントを絞った報告となっており良かった
- ・ZOOM 参加だったので時間を調整しやすかった。資料も多く、理解しやすかった。
- ・積極的な意見交換が、とても良い印象でした。
- ・背景、目的、課題整理、実施内容、振り返りといった統一の流れで各報告が統一されており、理解しやすく工夫されていた。他の発表は任意様式が多く主旨をつかみにくいことがある。
- ・施設の取り組み報告に意見交換もあった事
- ・ズームで皆様のご意見が聞けて良かったです。
- ・しっかり練られた構成で充実した内容でした。もっと聞きたいことはありましたが業務もある中ちょうどよい時間だったと思います。
- ・なかなか他の養護などの話を聞く機会がなく、集まるのも難しいため、リモートで色々な話を聞くことが出来て良かった。

■改善の提案・要望

- ・途中休憩時間等あれば
- ・ケアハウスと養護老人ホームの事例はあったが軽費老人ホームがなかったことが残念であった。
- ・各施設の取り組み発表にもう少し時間があればよかったと思うから
- ・報告者の方は時間が足りなかったのかなと思う。
- ・今回は予定があり、最後（意見交換会不参加）まで参加することができませんでした。が参考になりました。
- ・事前資料から、研修者から質疑を受ける双方があってもよいのでは？
- ・報告内容は良かったと思うが、報告時間に制限があったため、深めた話を聞くことができなかったのが残念だった。発表数を減らし、報告時間を調整することで、より深めた報告内容にできるのではないかと感じた。
- ・さらに細かい実際の事例について知りたかった
- ・間で5分程度でも休憩があればいいと思う。
- ・行政との連携についてもう少し深堀できたら良かったです。
- ・走り報告となり、背景や取り組み方法、職員のジレンマなど、もっとつっこんで話を聞きたかった。（報告自体はとても興味深かった）

3 取組計画書フォーマット

最終更新日： 年 月 日 初回記載日： 年 月 日 令和6年度老人保健健康増進等事業 地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム 及び軽費老人ホームの取組のあり方について 取組計画書		
法人名	施設名	
決裁者名 (プロジェクト オーナー) 報告者名 (プロジェクト リーダー)		

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

--

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

--

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「○」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のままでも構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

◆隔週
◆開催場所:

<その他特記事項>

--

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1			
2			
3			
4			
5			

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1					
2					
3					

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1		
2		
3		
4		
5		

Ⅶ スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo

Ⅷ 今後の展望

<法人・施設として目指す姿>

--

<目指す姿のための各年ごとの目標>

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値

最終更新日：XXXX年X月X日

初回記載日：XXXX年X月X日

令和6年度老人保健健康増進等事業
地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム
及び軽費老人ホームの取組のあり方について

取組計画書 記載例

法人名	XXXXXXXX	施設名	XXXXXXXX
-----	----------	-----	----------

決裁者名 (プロジェクト オーナー)	XX XX
--------------------------	-------

報告者名 (プロジェクト リーダー)	XX XX
--------------------------	-------

地域共生社会の実現に向けた取り組み計画

I 計画の目的(施設・法人として目指す姿)

社会福祉法人の責務である地域貢献と、施設として入居者の生きがいづくりに取り組む必要がある。

II 目的達成のために実施する取組

取組の種類	取組名	実施期間	実施場所(地域)
地域のネットワークづくり	XX地域ネットワーク会議 の設置	令和6年度	XX地域内

III 実施する取組の目標(地域の課題と解決の方針)

入居者高齢者への地域の単身高齢者への見守り支援を実施するために、地域ネットワーク会議を設置する

IV 実施体制

<プロジェクトチームの体制と役割>

	氏名	役職	所属	チーム上の役割
1	XX XX	施設長	〇〇苑	統括責任者
2	XX XX	事務長	〇〇苑	プロジェクトリーダー
3	XX XX	生活相談員	〇〇苑	地域連携担当
4	XX XX	フロア長	〇〇苑	副リーダー
5	XX XX	主任	〇〇苑	入居者への連絡担当
6				
7				

※メンバーには、経営層や現場のマネジメント層(主任・リーダー等)を含めてください。

※プロジェクトリーダーは氏名の後に「〇」を付けてください。

※メンバー数は最低3名以上で、貴事業所の実情に応じて設定ください。

※チーム上の役割分担が未定の場合、空欄のままでも構いません(地域連携担当は必ず決めてください)

<プロジェクトミーティング>

- ◆毎週:水曜日 13時～14時
- ◆開催場所:会議室

<その他特記事項>

V 取組の実施のために、連携や情報収集を行う自治体・社協・外部団体等(連携先)

	連携先	連携内容	窓口担当
1	〇〇市	情報共有の実施	施設長
2	〇〇市社会福祉協議会	民生委員、老人クラブ連合会への協力依頼の仲介	生活相談員
3	XX地域包括ケアセンター	地域ネットワークへの参画依頼	生活相談員
4	〇〇市民生委員・児童委員連合会	地域ネットワークへの参画依頼	生活相談員
5	XX地域老人クラブ連合会	地域ネットワークへの参画依頼	施設長

VI 取組の目標とする成果

	種別	目標(文章)	到達目標	測定方法	測定時期
1	定量的	地域の自治体・団体への訪問件数	5団体以上		3月
2	定量的	地域ネットワーク会議への団体の巻き込み	3団体以上		3月
3	定性的	地域ネットワーク会議の設立決定			

VII あわせて実施する取組や現在実施している取組との連携

	取組例	具体的内容
1	入居困難者への入居支援	〈例〉入居困難者の入居体制の整備や関係機関との情報連携
2	施設を活用した地域へのサービス提供	〈例〉認知症カフェ等の居場所づくり、外出や買い物支援サービス、体操教室の開催
3	地域連携・地域ネットワークの構築	〈例〉自治体や地域の協議会の設立、多職種が連携したネットワーク会議の開催
4	地域における相談支援やアウトリーチの実施	〈例〉地域に開いた相談会の開催や、地域の通いの場や集会への訪問
5	その他地域共生社会を目的とした取組	〈例〉多文化共生や児童・障害との連携を目的とした取組

Ⅵ スケジュール

時期	実施する内容	各回の目標	次回へのToDo
令和 年 月 日～	事業説明・打ち合わせ	・事業概要及び実施事項の紹介 ・現状の地域・施設課題の認識合わせ	プロジェクトメンバーの決定
令和 年 月 日～	キックオフミーティング	・プロジェクトチームの組成 ・事業概要・実施事項の説明 ・スケジュール設定	内部での課題の整理・スケジュール調整
令和 年 月 日～	定例ミーティング①	・地域課題確認のためのヒアリング先及びヒアリング項目の決定	自治体・社協へのアポ取り
令和 年 月 日～	自治体・社協へのヒアリング	・地域課題の確認(ニーズの収集) ・関係団体への協力依頼打診	収集した課題の確認
令和 年 月 日～	定例ミーティング②	・地域共生社会の実現に係る施設としての課題の洗い出しと整理 ・課題に対する取組方針の決定	取組計画作成の準備
令和 年 月 日～	定例ミーティング③	・取組計画の作成	関係団体へのアポ取り
令和 年 月 日	関係団体とのミーティング	・関係団体との意見交換 ・関係団体への協力依頼	自治体・社協への情報共有
令和 年 月 日	定例ミーティング④	・周知対象の確認 ・取組の共有方法の確認 ・その他準備に必要な事項の確認	取組内容の振り返り
令和 年 月 日	法人内部検討会	・来年度の事業計画への反映	

Ⅶ 今後の展望

< 法人・施設として目指す姿 >

地域の高齢者が今後も住み慣れた地域で暮らし続けられるようにすると同時に、入居者の生きがいづくりを実施する。そのために地域と連携し、入居者見守り支援を実施することでXX地域における「孤独死ゼロ」を目指す。

< 目指す姿のための各年ごとの目標 >

時点	目標(文章)	目標達成のために必要な取組・数値
1年後	XX地域での見守り支援を開始し、独居世帯の2割への見守り支援を実施する	見守り支援を行う入居者への事業説明 地域の高齢者への事業の周知 地域連携ネットワーク会議の年2回の開催
2年後	地域ネットワーク会議の加入団体増を図り、独居世帯の3割への見守り支援を実施する	地域の団体へのアプローチ 地域への出前講座の実施 地域連携ネットワーク会議の年3回の開催
X年後	XX地域における独居世帯の5割への見守り支援を実施する	自治体・社協を通じた広報活動 地域連携ネットワーク会議の年4回の開催

